

第4次三島市地域福祉計画・ 第4次三島市地域福祉活動計画

基本
理念

「人と人、人と地域が福祉でつながり
地域力の発展へとつなげていくまち」



三島市・三島市社会福祉協議会
令和3年3月



はじめに

昨今、少子化による人口減少、高齢化や核家族化の進行、生活様式や価値観の多様化などにより家族の絆や地域社会のつながりの希薄化が進み、地域において助け合いのできる関係性が崩れてしまうことが懸念されています。

また、新型コロナウイルスが人々の生活や地域活動、経済活動に大きな影響を与え、さまざまな活動やイベントの縮小・中止などが生じており、これまで築き上げてきた人と人をつなげる活動の停滞にもつながりつつあります。

このような状況に直面することにより、改めて、互いに助け合い、支え合う地域社会づくりの重要性が認識されております。

本市では、平成18年3月に三島市地域福祉計画を策定して以降、5年ごとに計画の見直しを行い、地域に住むすべての人が暮らしやすい地域社会の実現のため、お互いに助け合い、支え合いながら、誰もがその人らしい生活を送れるような「地域ぐるみの福祉」の推進に努めてまいりました。

このたび策定した「第4次三島市地域福祉計画」では、「人と人、人と地域が福祉でつながり 地域力の発展へとつなげていくまち」を基本理念として、これまで地域で育まれてきた地域力をこれからも維持していくとともに、地域ネットワークの強化や総合的かつ包括的な支援体制の整備など新たな取組による地域力の発展を目指し、本市における地域共生社会の実現に努めてまいりますので、市民の皆様には、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたりまして、貴重なご意見・ご提言をいただきました地域福祉計画策定懇話会委員の皆様をはじめ、市民意識調査にご回答くださいました市民の皆様に、心から感謝とお礼を申し上げ、ごあいさつといたします。

令和3年3月

三島市長 豊岡 武士



「第4次三島市地域福祉活動計画」の 策定にあたって

現在、少子・高齢社会が急激に進むなか、家族形態や地域社会が大きく変化しています。核家族化の進行や、生活様式の多様化などにより地域における相互扶助のかかわりが薄くなっています。さらに新型コロナウイルス感染症の感染拡大は経済活動に大きな打撃を与え、生活困窮者の増加とともに外出制限やソーシャルディスタンスといった物理的分断のみならず心理的分断も生じるなど、地域で生活していく上でさまざまな問題がおきています。

このような環境のなか、私たち誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていく社会を、地域が一体となって作り上げていく地域福祉の指針として、三島市が策定した「第4次三島市地域福祉計画」に基づいた行動計画である「第4次地域福祉活動計画」を策定しました。

この計画では、「人と人、人と地域が福祉でつながり地域力の発展へとつなげていくまち」の基本理念のもとに、地域住民をはじめ、地域で活動するさまざまな団体や企業、関係機関、行政等がつながり、互いに協力しながら誰もが安心して暮せる地域づくりや地域の活性化、新たな地域の価値の創造など地域で取り組む総合的な力である地域力をさまざまな取組によってより大きく育てていき、市民の皆様と協働して地域福祉の向上に努めてまいります。

今後ともより一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。
結びに、本計画の策定にご尽力いただきました皆様に心から感謝申し上げまして、
ごあいさつとさせていただきます。

令和3年3月

社会福祉法人三島市社会福祉協議会

会長 中村 正蔵

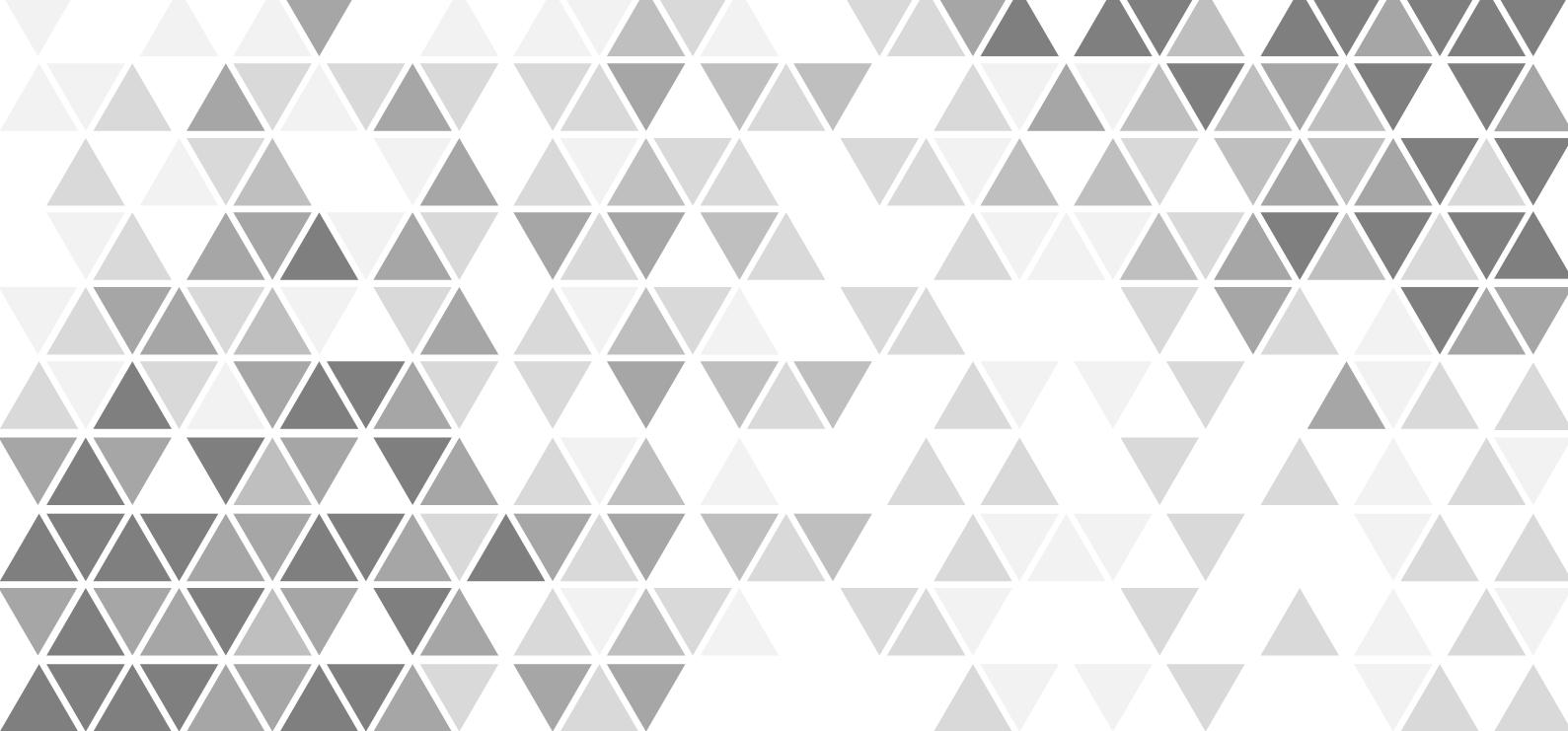
第4次三島市地域福祉計画

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
(1)計画策定の背景	1
(2)地域福祉とは	2
(3)地域共生社会とは	3
(4)地域共生社会の実現に向けた包括的な支援	4
2 計画の位置づけ	5
(1)法令等による根拠	5
(2)計画の位置づけ	6
(3)SDGs(持続可能な開発目標)	7
3 計画の期間	8
4 計画の策定体制	9
(1)府内組織	9
(2)市民参加	9
5 計画の推進体制	10
(1)計画の周知・啓発	10
(2)PDCAサイクルの推進	10
(3)福祉分野別計画との連動性のある取組の推進	11
第2章 本市を取り巻く主な現状と課題	12
第3章 計画の方向性	13
1 基本理念	13
2 基本目標と重点方針	15
3 施策の体系図	18
第4章 地域福祉計画における施策の取組	20
基本目標1 地域福祉づくりへの主体的な市民参加	20
基本方針1(重点方針) スマート市役所における福祉情報提供の推進	20
基本方針2 地域福祉への理解と関心を深める取組の推進	22
基本方針3 地域活動やボランティア活動への支援	24
基本方針4 住民の生きがいづくりと健康づくりの促進	26
基本目標2 地域における活発な福祉ネットワークの構築	28
基本方針1(重点方針) “つなげる” 機会づくりと人材発掘・育成支援の拡充	28
基本方針2 支え合いと見守りによる安全・安心な地域づくりの推進	30
基本方針3 災害等に備えた地域体制づくりの推進	32
基本方針4 犯罪や交通事故から住民を守る活動の推進	34
基本目標3 総合的で包括的な支援体制の整備	36
基本方針1(重点方針) 連携強化による総合的かつ包括的な相談支援体制の充実	36
基本方針2 安心して暮らせる生活環境の整備	38

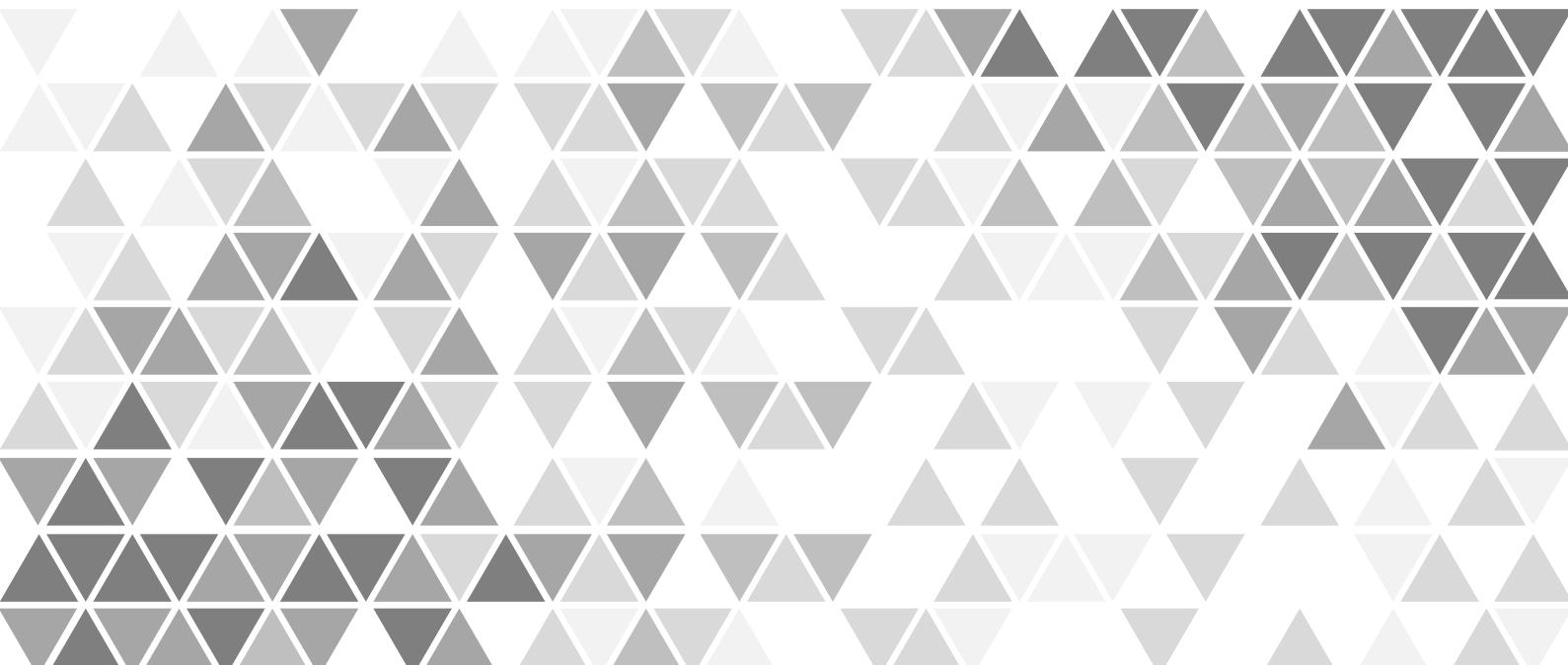
第4次三島市地域福祉活動計画

第1章 計画の策定にあたって	41
1 計画策定の趣旨	41
(1)第4次三島市地域福祉活動計画策定の背景	41
(2)地域福祉活動計画とは	42
(3)社会福祉協議会とは	42
2 計画の位置づけ・期間	43
(1)計画の位置づけ	43
(2)計画の期間	43
(3)計画の策定体制	44
3 計画の推進	45
(1)市社協の体制整備	45
(2)計画の進行管理	45
(3)計画の周知・普及	45
第2章 三島市を取り巻く主な現状と課題	46
第3章 計画の方向性	47
1 基本理念	47
2 基本目標	49
3 施策の体系図	52
第4章 地域福祉活動計画における施策と取組	53
基本目標1 地域福祉づくりへの主体的な市民参加	53
基本方針1(重点方針) 福祉に関する意識の醸成	53
基本方針2 ボランティア活動に参加しやすい環境づくり	56
基本方針3 住民一人ひとりが主役の健康づくりと生きがいづくり	59
基本目標2 地域における活発な福祉ネットワークの構築	61
基本方針1(重点方針) 地域の担い手づくりとネットワークづくり	61
基本方針2 地域でつながり暮らしと生きがいをともにする交流づくり	64
基本方針3 強くてやさしい安全・安心な地域づくり	66
基本目標3 総合的で包括的な支援体制の整備	68
基本方針1(重点方針) 分野を横断した相談支援体制づくり	68
基本方針2 安心して暮らし続けることができる思いやりのあるまちづくり	71

資料編	73
1 地域福祉計画策定組織及び経過	73
(1)地域福祉計画策定懇話会委員(令和2年度)	73
(2)地域福祉計画庁内策定委員(令和2年度)	74
(3)策定経過.....	74
(4)策定体制図.....	75
2 地域福祉に関する統計データ	76
(1)年齢3区分別人口	76
(2)人口動態.....	77
(3)世帯の状況.....	78
(4)母子・父子世帯の状況	79
(5)子どものいる世帯	79
(6)高齢者世帯の状況	80
(7)地区別人口の推移	80
(8)障害者手帳の交付者の推移	82
(9)要支援・要介護認定者数の推移.....	83
(10)生活保護受給世帯数・生活保護率の推移	83
(11)労働力率	84
3 市民アンケート調査結果.....	85
(1)調査の目的.....	85
(2)調査の方法.....	85
(3)調査の結果(一部抜粋).....	85
4 事業所ヒアリング調査結果	92
(1)調査の結果	92
5 第3次計画の評価・点検結果	94



第4次 三島市地域福祉計画



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

わが国の人口は、令和35年には1億人を割って9,924万人となる予測です（国立社会保障・人口問題研究所 平成29年推計）。

また、人口減少に加えて少子・高齢化の進行も加速しており、令和7年には、戦後まもない第一次ベビーブーム期に生まれた、いわゆる“団塊の世代”が後期高齢者（75歳以上）の年齢に達し、医療や介護などの社会保障費の急増が懸念されるため、国ではさまざまな方針を立てて都道府県や地方自治体に対策を呼びかけています。

さらに、令和22年には、65歳以上の高齢者が総人口の約3割に達し、わが国の人囗は1億1,091万人になり、1.5人の現役世代（15～64歳）が1人の高齢世代（65歳以上）を支えることが予想されています。

地域では、社会的な孤立などの影響により、虐待、ひきこもり、貧困などの問題が生じており、これらはさまざまに絡み合って複雑化し、個人や世帯で複数の問題を抱えるなど複合化しています。また、「制度の狭間」や「社会的孤立」に対する課題が浮き彫りとなっている現状もあります。さらには、災害及び新型コロナウイルスをはじめとした感染症への対策がより一層必要となり、地域住民の安全性を確保した上での地域活動の促進が求められます。

これまでの福祉では、高齢者・障がい者・児童など、対象ごとの施策の充実が図られてきましたが、このような社会情勢の中で、公的な支援は「縦割り」から「包括的」に取り組むことへの重要性が高まっています。そして、制度、分野の枠や「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできるよう、地域や社会が包み込む「コミュニティ」と、地域や社会とともに創ることを理念とする「地域共生社会」の実現を目指すことが、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」としています。

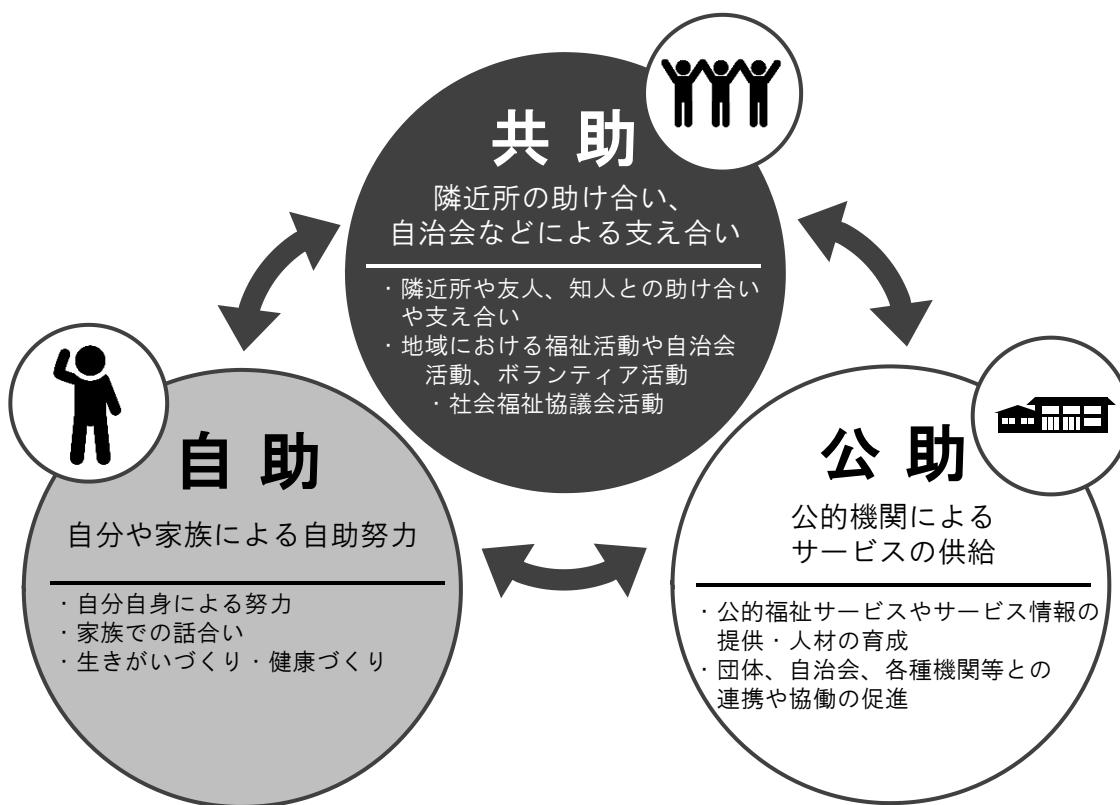
したがって、本市においても地域福祉の推進は今後の市民の暮らしを支える重要な政策であることから、「第3次三島市地域福祉計画（平成28～令和2年度）」を見直すとともに、新型コロナウイルスへの対策が求められている状況下における本市の実情を把握し、「第4次三島市地域福祉計画（令和3～7年度）」（以下、「本計画」という。）を策定するものとします。

(2) 地域福祉とは

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、人と人とのつながり、支え合い、助け合うための取組です。

地域福祉には、自分や家族が日頃から緊急時に向けて備えたり、健康づくりや自立意識、主体的な社会参加意識をもつ「自助」。隣近所同士で挨拶を交わしたり、気遣ったりする関係性づくりや自治会などの地域の活動に関わるなど地域における助け合いと支え合いによる「共助」。市や県、国などの公的機関によるサービスの供給体制の構築からなる「公助」。この3つがそれぞれバランスよく連動して福祉が巡っていくことが重要です。

そして、困ったときに助け合う「顔の見える関係づくり」と、お互いを認め合い支え合う「地域共生社会」の実現を目指し、市民、地域、行政が協力・連携して推進する取組を意味しています。



(3) 地域共生社会とは

「地域共生社会」の実現は、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」とされ、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）にもとづいて、2020年代初頭の全面展開に向けた施策の実施・検討と取組などが図られています。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

（平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）

地域共生社会の理念

制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方

（令和元年12月26日 厚生労働省「地域共生社会推進検討会」最終とりまとめ）

■ 地域共生社会とは

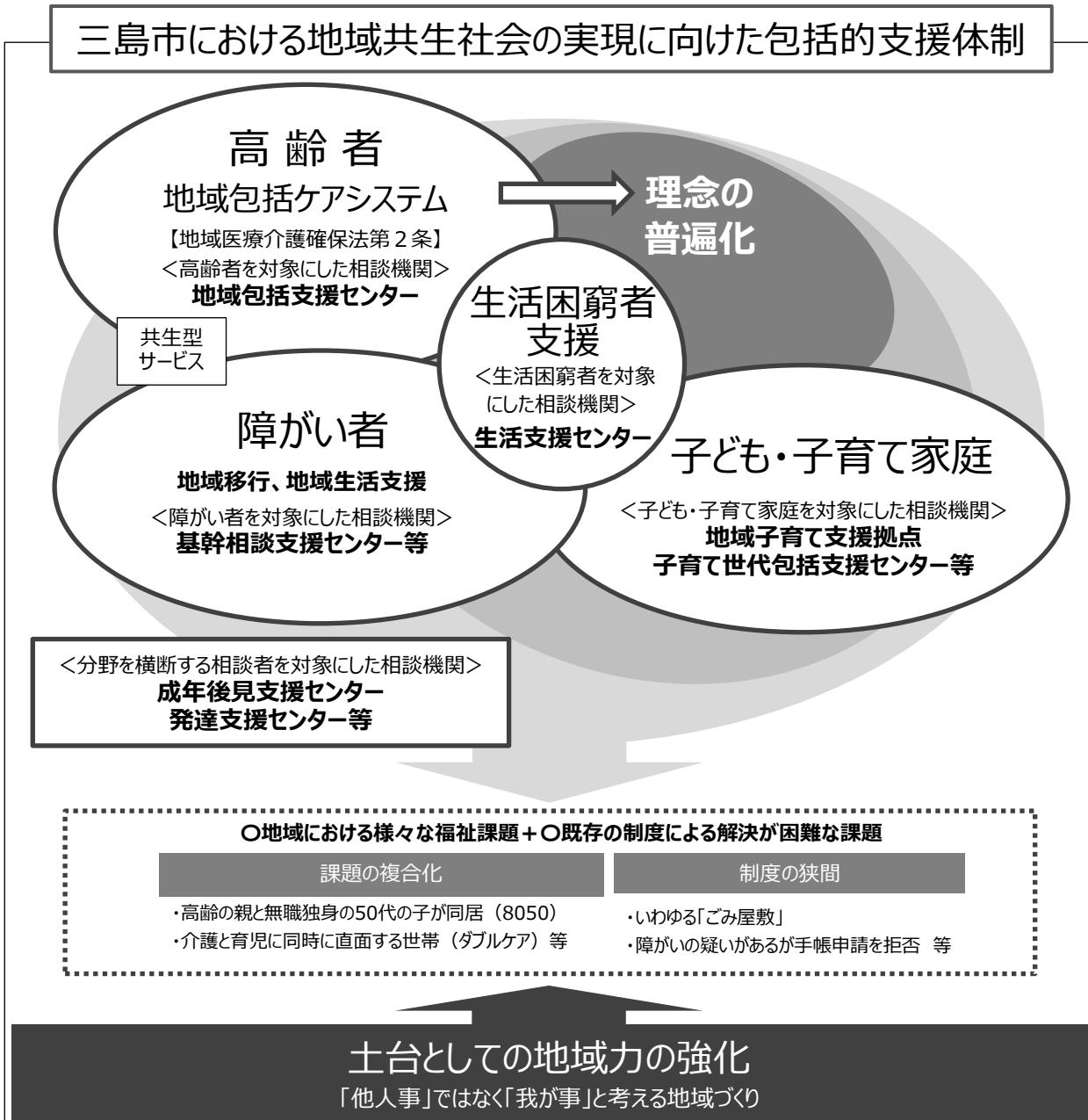


【資料】厚生労働省「2040年を見据えた社会保障・地域共生社会 資料1」を基に作成

(4) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制については、高齢者を対象とする「地域包括ケアシステム※」における「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化し、高齢者のみならず、障がい者、子ども・子育て家庭、そして生活困窮者支援など、生活上の困難を抱える地域住民への包括的な支援体制とするものと考えられます。そして、その土台として「地域力の強化」が位置づけられていることに留意する必要があります。

■ 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制



【資料】厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制」を基に作成

※地域包括ケアシステム：高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」、「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」が切れ目なく一体的に地域のサポートとして提供される体制。

2 計画の位置づけ

(1) 法令等による根拠

本計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として、地域福祉の推進に関する事項を基本に策定するものです。

【参考】社会福祉法より抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるよう、地域福祉の推進に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

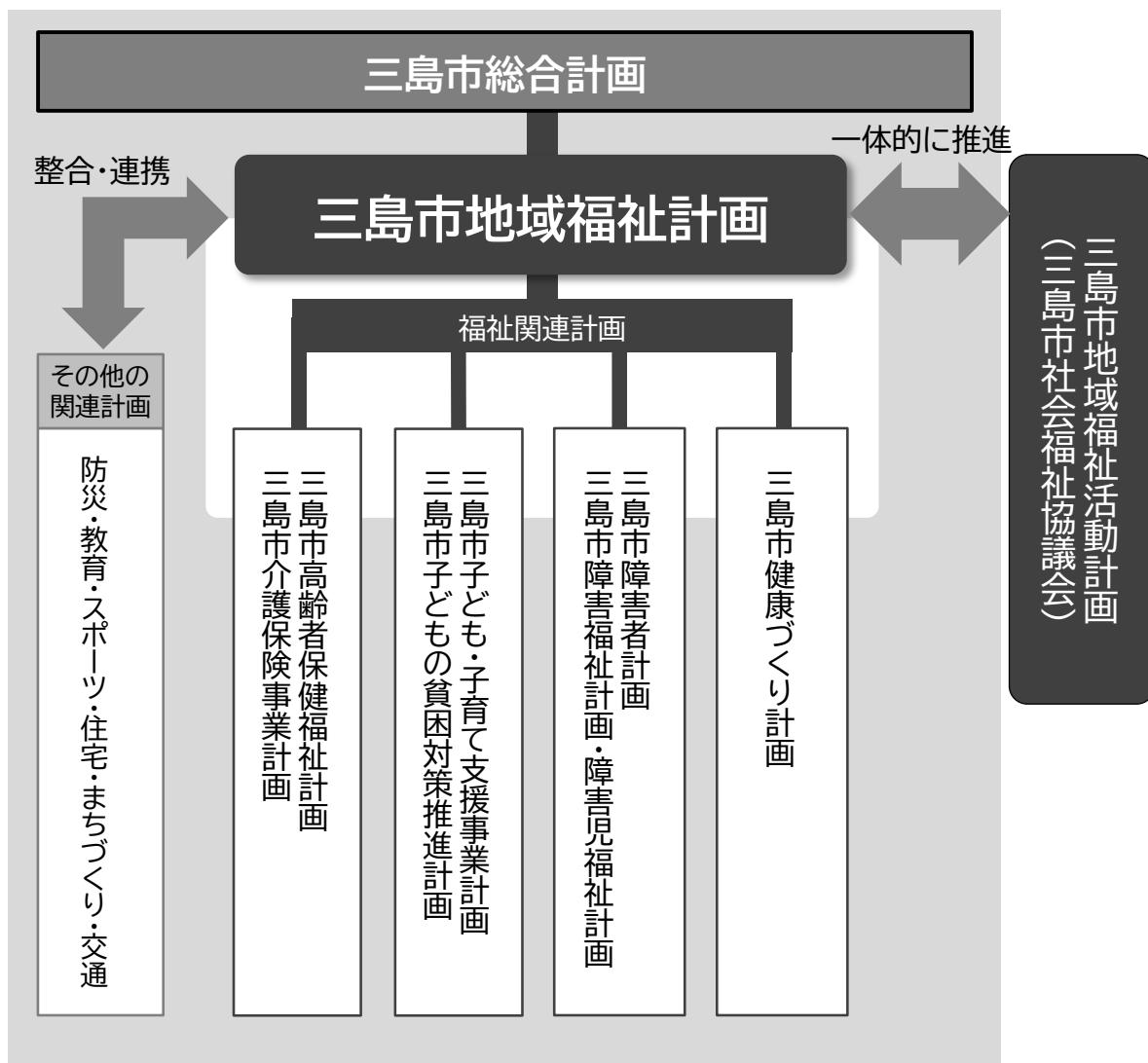
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2)計画の位置づけ

本計画は、「三島市総合計画」を上位計画としてその整合性を図るとともに、高齢者、障がい者、子ども・子育てなどの分野別計画の上位計画として位置づけ、地域生活課題に関連する市の計画との調和を図ります。

また、地域福祉の推進役である社会福祉協議会が、市民や社会福祉協議会の活動及び事業の推進を目的とする団体などとともに取り組むための行動計画として、「三島市地域福祉活動計画」を一体的に策定するものです。

■計画の位置づけ



(3)SDGs(持続可能な開発目標)

SDGs（持続可能な開発目標）とは、「Sustainable Development Goals」の略称で、平成27年9月の国連サミットにおいて採択され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、平成28年から令和12年までの15年間の行動目標です。

17の目標、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

三島市総合計画における地域福祉の分野では、17の目標の中から「1. 貧困をなくそう」、「3. すべての人に健康と福祉を」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「17. パートナーシップで目標を達成しよう」の4つの目標を関連があるものとして掲げており、本計画においても目標達成に向けた取組を推進します。

■三島市地域福祉計画の取組に該当するSDGsの開発目標

該当目標① 1. 貧困をなくそう

1 貧困を
なくそう



▶ あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる

該当目標② 3. すべての人に健康と福祉を

3 すべての人に
健康と福祉を



▶ あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

該当目標③ 11. 住み続けられるまちづくりを

11 住み続けられる
まちづくりを



▶ 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

該当目標④ 17. パートナーシップで目標を達成しよう

17 パートナーシップで
目標を達成しよう



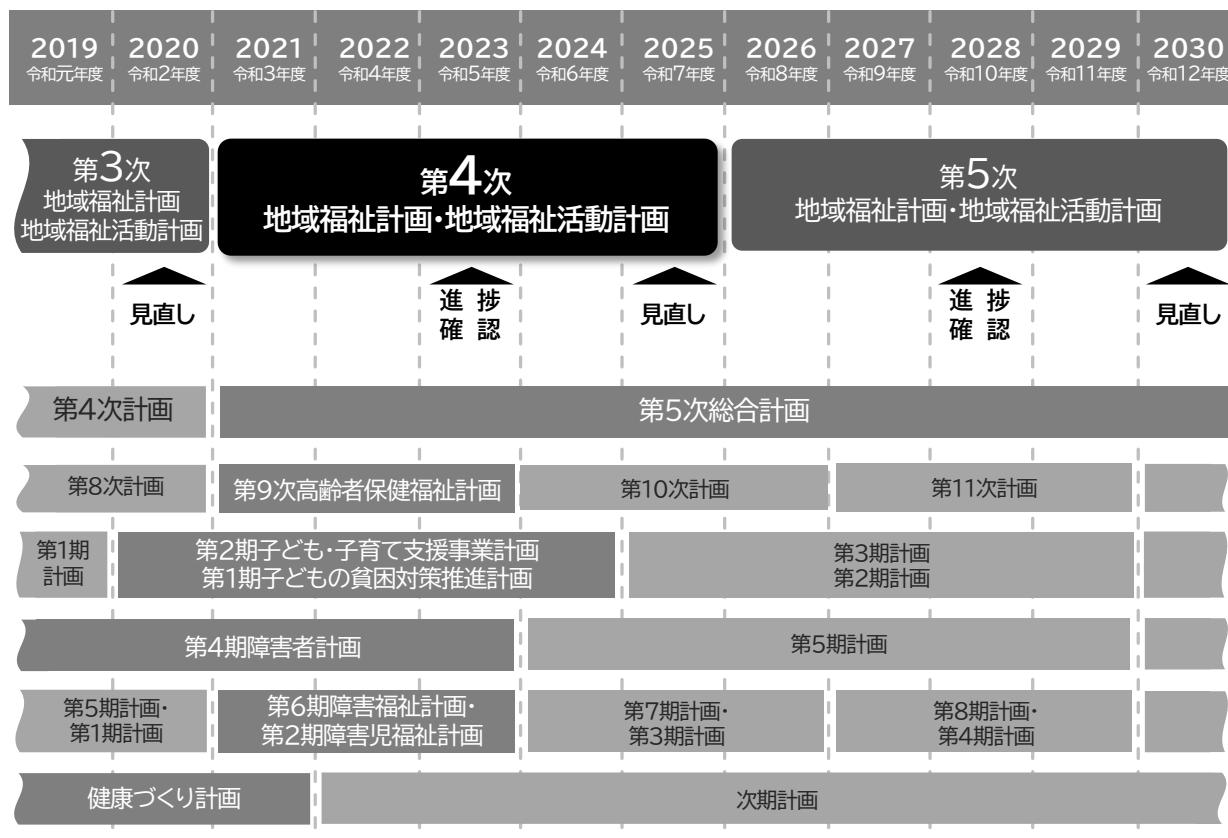
▶ 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ※を活性化する

※グローバル・パートナーシップ：地球規模の協力関係。世界平和・環境問題など世界的問題の解決のため提携すること。

3 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5か年計画とし、3年目に事業の進捗状況を確認することで、弾力的な対応を図ります。

■計画の期間



※現在進行している現行計画より先の計画策定及び計画名称は予定です。

4 計画の策定体制

(1) 庁内組織

地域福祉施策を総合的に検討・推進するため、庁内における本計画の策定体制を次のとおり設置しました。

市長 (部長会議)	策定懇話会、庁内策定委員会を経て作成された計画案を審議し、計画を決定する。
庁内策定委員会	事務局作成の素案をもとに計画案を作成する。また、策定懇話会での意見・助言等をもとに計画案を修正する。
事業担当課	現行計画の進捗状況や事業を評価する。また、令和3年度から令和7年度までの事業の方向性を検討する。
事務局 (福祉総務課)	市民アンケート調査や地域からの意見を集約する。また、事業担当課に現行計画の進捗状況や今後の事業の方向性などを調査し、計画案を作成する。

(2) 市民参加

有識者や市民の意見が反映された計画とするため、市民アンケート調査の実施や三島市地域福祉計画策定懇話会を設置しました。

策定懇話会	学識経験者、社会福祉事業関係者、公募市民、各種団体関係者など幅広い立場から計画案に対する意見・助言を行う。 (設置根拠) 三島市地域福祉計画策定懇話会設置要綱
市民意見募集 (パブリック・コメント)	ホームページや公民館などで計画原案を公開し、市民から広く意見を募集し活用する。
市民アンケート調査	「近所付き合い」や「地域活動への参加状況」などの実態を把握するため令和元年度にアンケート調査を実施。
市民意見	団体ヒアリング (主管:政策企画課、子育て支援課)

5 計画の推進体制

地域福祉の主役は、地域で暮らす市民と地域で活動する担い手や関係者など、地域に関わり地域を育むすべての人です。

そして、これから地域福祉の推進には、これらの人々すべてが一体となって取り組む地域共生社会の実現が求められます。

本計画を進めていくにあたっては、地域福祉を担う主体それぞれが相互に連携を図り、役割を果しながら計画を進めていくこととします。

(1) 計画の周知・啓発

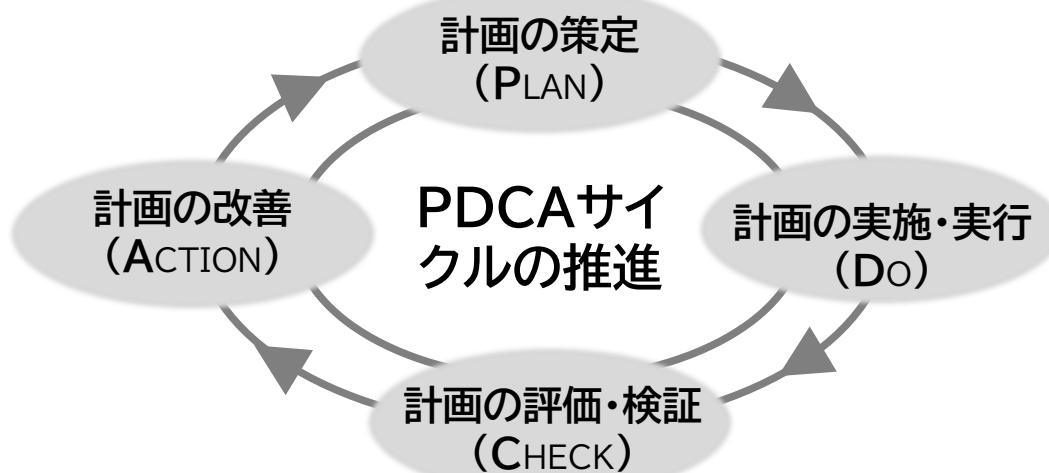
地域福祉の推進には、市民をはじめ、ボランティア団体や地域活動団体、学校、専門機関など、地域福祉に関わるすべての人や団体等が共通の理解をもつことが重要です。

そのため、市や三島市社会福祉協議会の広報紙やホームページ、SNS^{*}などを通じた情報発信をはじめ、各地区での説明会の開催など多様な手段を活用して本計画の方針や取組内容等の周知と啓発に努めます。

(2) PDCAサイクルの推進

本計画を推進するにあたっては、計画（Plan）を立て、実行（Do）し、その結果を評価（Check）し、評価を踏まえて内容を改善（Action）するPDCAサイクルを着実に実行し、より効果的な支援策を検討して、対策に取り組みます。

また、本計画は、令和5年度に進捗状況の確認を行い、国の動向や福祉分野の個別計画と整合性を図りながら、令和7年度に計画の評価と見直しを行うことで、次期計画の策定につなげていきます。



*SNS: ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン用のサービスの総称。

(3) 福祉分野別計画との連動性のある取組の推進

本計画は、福祉分野の最上位計画として、福祉の総合的な方針を示すものです。そのため、本市で推進する「子ども・子育て支援事業計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画」、「健康づくり計画」などの福祉計画と連動性のある取組を推進し、地域における福祉サービスの適切な利用を促進します。

さらに、これらの計画に関わる各福祉分野の具体的な取組については、個別の計画で推進するものとし、その整合性を図るものとします。

2

第2章 本市を取り巻く主な現状と課題

本市では、平成28年度から令和2年度を計画期間とする第3次三島市地域福祉計画・第3次三島市地域福祉活動計画を中心に、地域福祉の推進に取り組んできました。第4次となる本計画を策定するにあたり、本市の現状や課題を把握するため、地域福祉に関わる各種統計データや市民アンケート調査、団体ヒアリング調査、第3次計画の検証などから、三島市の地域福祉における主な現状と課題を整理した結果は次のとおりとなりました。

現状と課題の整理

- ①少子高齢化による人口減少傾向にあり、単独世帯や夫婦のみの世帯が増加傾向にあるなど核家族化が進行しています。
- ②高齢者の単独世帯の増加や、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳所持者数の増加など、福祉を必要とする地域住民は増加傾向にあります。
- ③地域住民等が福祉活動により関心をもって参加するきっかけづくりへの工夫が求められます。
- ④緊急時にも対応できるよう、日頃からの住民同士の交流機会と防災意識の向上促進が重要視されています。
- ⑤バリアフリー^{※1}化をはじめ道路や交通手段の整備など、誰もが安心して暮らせる、活動しやすい環境の整備が求められます。
- ⑥地域と福祉をつなぎ、地域間連携を推進するコーディネーターなどの人材確保・育成支援に対する仕組みづくりの推進と工夫が求められています。
- ⑦地域活動団体の高齢化や担い手不足、地域コミュニティ^{※2}の希薄化などから、地域活動団体等による地域や世代を超えた活発な取組が進められる環境づくりが求められます。
- ⑧複合的な問題を抱えているひとり親家庭や生活困窮家庭、外国人家庭など、制度の狭間にいる家庭の現状把握をはじめとした適切な対応が求められます。
- ⑨地域、活動団体、関係機関、行政などが連携・協働して地域福祉を推進する体制づくりが、今後さらに重要になります。

※1 バリアフリー：障がい者が社会生活をしていく上で物理的、心理的となる障壁（バリア）を除去する考え方。

※2 地域コミュニティ：地域の活力向上や課題解決を図るなど、住みよい地域社会の構築を共通目的として、住民の自主的な参加と協力によって構成された集まりのこと。

第3章 計画の方向性

1 基本理念

**人と人、人と地域が福祉でつながり
地域力の発展へとつなげていくまち**

地域共生社会の実現

本市は、三嶋大社をはじめ伝統と文化が息づく歴史あるまちです。そのため、地域住民の愛着度は高く、まちづくりに積極的に関わる人も少なくありません。

一方で、人口減少、少子高齢化、核家族化が進行する中、地域コミュニティの希薄化が懸念されています。また、新幹線通勤者の居住地域として、今後も単身者や子育て世代などの核家族のさらなる流入が見込まれることなどから、新しい住民と以前から暮らしている住民とが交流できる機会づくりが、地域福祉の推進において必要と考えています。

住民からは、地域におけるコミュニケーションの機会が減ってきたという声があるほか、災害時や緊急時に地域で助け合いができる関係性が築けているか不安を感じている人がいること、引っ越ししてきたばかりの子育て家庭や障がいのある人とその家庭、高齢者のみの家庭などが地域になじめず孤立してしまうなど、潜在化して見えにくい身近な問題に対して、地域ごとに取り組む必要性が高まってきています。

地域福祉の推進にあたっては、これまで育まれてきた地域力をこれからも維持していくとともに、ネットワークを強化するなど新たな取組による地域力の発展を目指し、本市における地域共生社会の実現に努めます。

そのために、地域住民がより主体的に地域や福祉に関わる意識と関心を高め、地域で活動する団体などが交流する機会を増やし、住民一人ひとりが「我が事」として地域の課題に対して「丸ごと」支援していく関係性づくりを進めていくとともに、多様で複合的な福祉課題に対応するため、さまざまな制度やサービスなどを総合的・包括的に提供できる体制づくりを強化していきます。

以上のことから、本計画における基本理念を新たに「人と人、人と地域が福祉でつながり 地域力の発展へとつなげていくまち」と定めます。



本計画における「地域力」の定義

「地域力」とは、阪神淡路大震災を機に注目され、国をはじめ多くの地方自治体や組織で使われている地域の力を意味する言葉です。

言葉の定義は、自治体や組織によって異なり、地域を構成する人や団体等の協働により生み出される力とする意味で主に使用されています。

本計画では、地域力を、地域住民をはじめ、地域で活動し、地域に関わるさまざまな団体や企業、関係機関、行政等がつながり、互いに協力しながら誰もが安心して暮らせる地域づくりや地域の活性化、地域の価値を創出するなど、地域で取り組む総合的な力として表しています。

2 基本目標と重点方針

本計画の基本理念を実現するために、3つの基本目標を掲げるとともに、各基本目標の中で、特に重点的に取り組むべき方針を重点方針として設定します。

基本目標1 地域福祉づくりへの主体的な市民参加

地域福祉は、市民をはじめ、地域に関わる多くの人や団体が、主体性をもって取り組むことで推進します。そのために、市民一人ひとりが福祉に関する正しい理解と知識をもち、自立性と主体性をもって地域で暮らし、地域を育む機会に関わりやすくなるような環境づくりに取り組みます。

また、福祉への理解と知識が地域に浸透していくために、正しく活用しやすい情報が市民や地域の活動団体等へ適切に行きわたることと、手に取りやすい媒体の工夫が必要であることを考慮し、これまでの情報発信手段に加えて、SNSをはじめとする新しい媒体を活用した取組を推進します。

【目標達成に向けた指標】

指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
福祉に関心がある市民の割合	72.4%	80.0%	福祉に関心をもつ市民が増えることが、主体的な市民参加の第一歩です。
福祉に関わりのある市民の割合 (「ボランティアをしている」、「福祉の仕事をしている」、「NPO活動をしている」、「その他」の合計)	14.1%	20.0%	福祉に関わる市民が増えることで、地域福祉づくりに市民が参画している状態に近づきます。
地域内の行事や自治会活動に参加・協力している市民の割合	58.3%	60.0%	実際に地域の活動へ参加・協力する市民が増えることが地域福祉づくりにつながります。

指標は、地域福祉計画策定のためのアンケート調査項目から設定しています。

重点方針 スマート市役所※における福祉情報提供の推進

関連する施策

- (1) 福祉制度やサービスの周知
- (2) 多様な手段を活用した情報提供の充実
- (3) 情報のバリアフリー化の推進

※スマート市役所：先端技術やデジタルデータなどを積極的に活用し、便利で質の高い市民サービスの提供、生産性の高い行政運営、産業の活性化や産官学民が連携したまちづくりなどを推進する市の取組。

基本目標2 地域における活発な福祉ネットワークの構築

地域におけるさまざまな課題は、生活様式や社会情勢の変化に伴い複合化していることから、住民同士、住民と地域、地域と行政など、さまざまな“つながり”が強く求められています。

地域課題を解決するために、隣近所同士から、保育園・幼稚園と小学校、中学校間の連携、または市や専門機関との協働に至るまでの分野や範囲を超えた協働・連携による情報共有、課題解決に向けた協議を行うための場づくりや環境づくりに取り組みます。

さらに、福祉分野で専門的な知識や経験のある人が積極的に関われる体制づくりを進め、地域に貢献している人や地域に関わりの深い人がより活動しやすいよう支援します。

【目標達成に向けた指標】

指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
近所に住むもの同士が親しく相談したり、助け合ったりすることが当然であると思う市民の割合	42.7%	50.0%	身近に暮らす住民同士が日頃から親しくし、困りごとがあるときに相談し合い、できる範囲で助け合える関係が増えていくことが、活発な地域ネットワークの構築につながります。
生活上困難を抱える高齢者や障がい者、子育てなどに対する地域の支え合いに参加したいと思う市民の割合 （「参加したい」、「できれば参加したい」の合計）	48.6%	50.0%	地域で困難を抱える人や家庭への見守り、少しの支え、地域の組織や市への連絡など、市民が連携意識をもつことが福祉ネットワークの構築につながります。
災害時や緊急時における連絡の取り方や避難方法について、自主防災組織など地域の組織と話し合っている市民の割合	10.2%	15.0%	災害などの緊急時では、家族等の身近な人以外との連絡については、あらかじめ地域の組織とのネットワークの構築が重要になります。

指標は、地域福祉計画策定のためのアンケート調査項目から設定しています。

重点方針 “つなげる”機会づくりと人材発掘・育成支援の拡充

関連する施策

- (1)横断的な情報共有体制の推進
- (2)地域でつながる機会の創出と人材の確保

基本目標3 総合的で包括的な支援体制の整備

複合的な問題を抱える人や家庭が地域で増えています。

福祉の分野を横断的に捉え、子ども・子育てや高齢者、障がい者などに関わらず、市の窓口や地域の身近な相談先へ訪れた人に対して、相談内容に応じた親身な対応とともに、関係する庁内担当課や専門機関等へつなげる相談支援体制を整備します。

また、住居や経済支援など、福祉分野を超えたいきなる悩みや不安に対しても、柔軟に対応できる連携体制のさらなる強化に取り組みます。

【目標達成に向けた指標】

指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
地域生活の中での悩みや困りごとを相談できる先として、地域の組織や機関へ相談する市民の割合 (「市役所の関連窓口」、「地域包括支援センター」、「幼稚園・保育園、学校などの先生」、「自治会」、「民生委員・児童委員」、「社会福祉協議会」、「社会福祉施設や子育て支援施設」、「民間事業者」、「NPO※などの民間団体」の合計)	38.1%	50.0%	総合的で包括的な支援体制の整備には、市民が地域の中で悩みや不安、問題を抱えている場合、気軽に地域の組織や機関等へ相談できる環境づくりが大切です。
三島市社会福祉協議会を知っている市民の割合	29.7%	50.0%	地域福祉を推進する中核的役割を担う三島市社会福祉協議会を知り、より身近な組織として認識することが包括的な支援体制の整備につながります。

指標は、地域福祉計画策定のためのアンケート調査項目から設定しています。

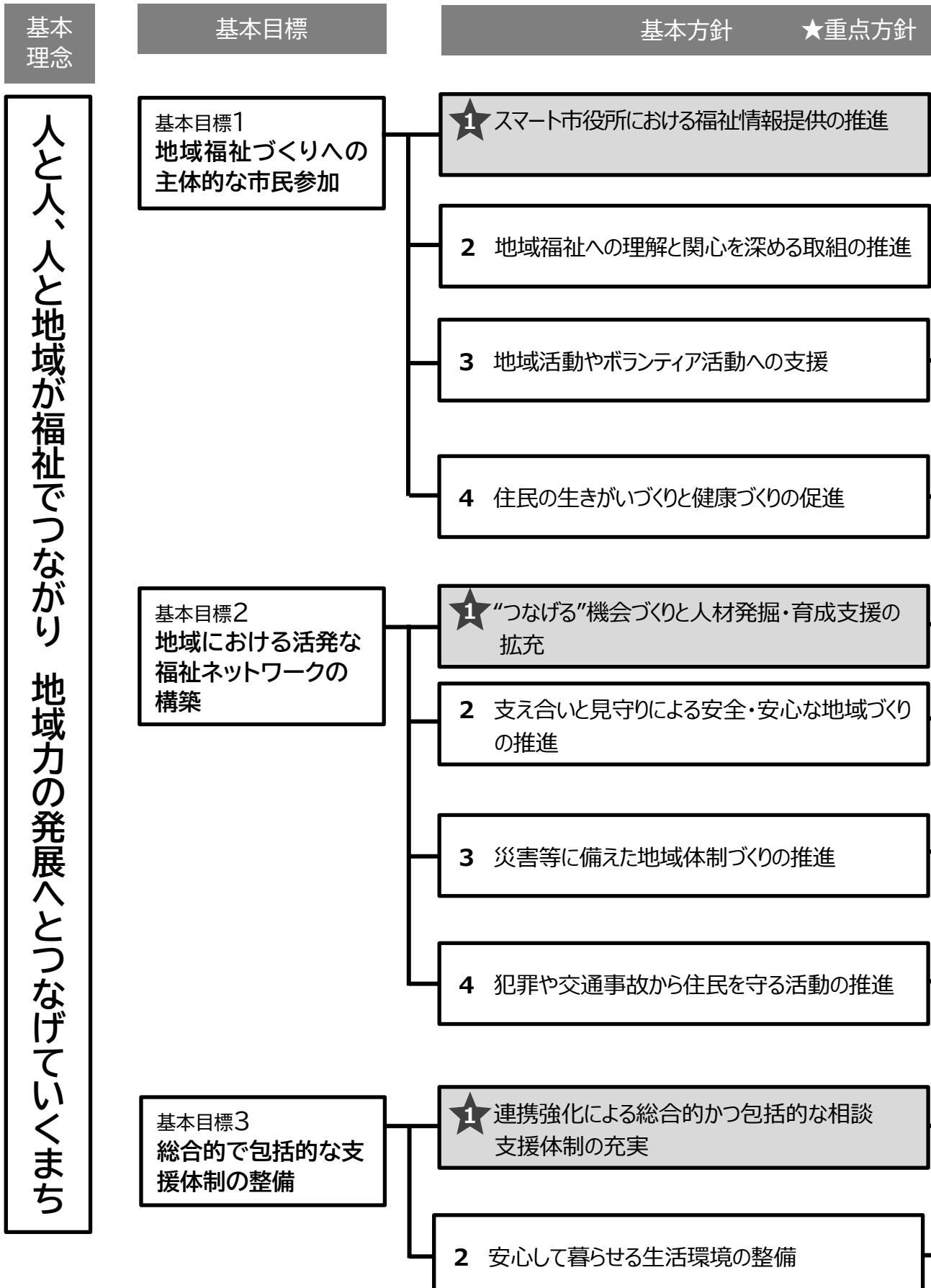
重点方針 連携強化による総合的かつ包括的な相談支援体制の充実

関連する施策

- (1)全世代型・全対象型包括支援に向けた体制づくり
- (2)公的相談窓口の充実
- (3)成年後見制度の利用促進
- (4)社会福祉協議会との連携体制の充実

※NPO(エヌ・ピー・オー)：Nonprofit Organizationの略で、非営利団体一般のことを指す場合と、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した特定非営利活動法人のみを指す場合がある。

3 施策の体系図



施策

(1) 福祉制度やサービスの周知
(2) 多様な手段を活用した情報提供の充実
(3) 情報のバリアフリー化の推進
(1) 地域福祉計画の周知
(2) 福祉教育を学ぶ機会の提供
(3) 差別や偏見の解消と暴力・虐待の防止
(1) 市民と取り組む活動への支援
(2) 地域で取り組まれている活動への支援
(3) 既存団体への助成
(1) 「スマートウエルネスみしま」の推進
(2) 地域で行う健康づくり
(3) スポーツを通した生きがいや健康づくり
(4) 高齢者等の生きがいや社会参加の支援
(1) 横断的な情報共有体制の推進
(2) 地域でつながる機会の創出と人材の確保
(1) 養成講座の開催
(2) 民生委員・児童委員活動の充実
(3) 子ども、高齢者、障がい者等の見守り
(1) 配慮が必要な方の迅速な避難支援体制の構築
(2) 福祉施設との災害時協定の締結
(3) 防災意識の啓発や自主防災組織への支援
(4) 感染症対策への体制強化
(1) 防犯活動の推進
(2) 子どもの安全確保
(3) 交通安全の推進
(1) 全世代型・全対象型包括支援に向けた体制づくり
(2) 公的相談窓口の充実
(3) 成年後見制度の利用促進
(4) 社会福祉協議会との連携体制の充実
(1) 公共施設のバリアフリー化の推進
(2) 外出が困難な方への移動手段の確保
(3) 意思疎通のサポートが必要な方への支援

第4章

地域福祉計画における施策の取組

基本目標1 地域福祉づくりへの主体的な市民参加

基本方針1(重点方針) スマート市役所における福祉情報提供の推進

■施策の方向性

子育て家庭から高齢者、障がい者など年齢や心身の状態に関わらず、すべての市民に等しく福祉情報が行きわたるよう、多様な情報発信手段を積極的に活用して取り組みます。

■現状と課題

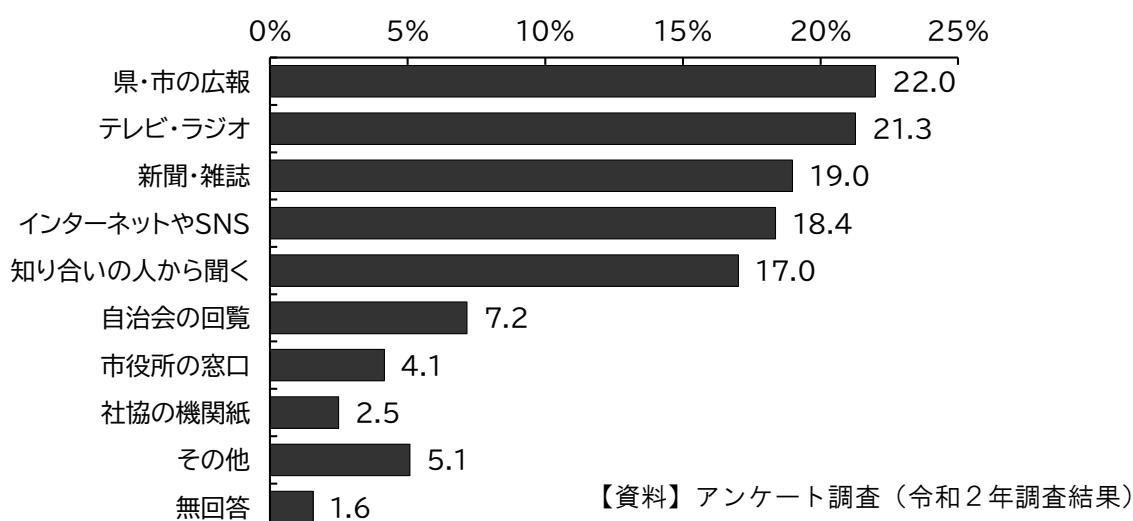
少子高齢化や人口減少など、地域社会を取り巻く環境が変化する中、福祉に対するニーズが多様化し、それに伴い市民が選択できる福祉サービスも多様化してきました。しかし、多様化するサービスは、情報弱者が自らに必要な情報を取得しづらい状況が懸念されるため、適切な福祉情報の提供が担う役割は一層大きくなっています。

一方、本市ではAI^{※1}やIoT^{※2}などの先端技術やデジタルデータなどを積極的に活用する「デジタルファースト^{※3}」により、便利で質の高い市民サービスの提供等を行う「スマート市役所」を令和元年度に宣言しました。福祉の分野においても、広報紙や職員による情報提供、説明会などの既存の情報発信と並行して、SNSなどの多様な手法を積極的に導入するなど、市民への情報提供の機会の創出が必要とされています。

アンケート結果をみると、情報取得手段として、「県・市の広報」、「テレビ・ラジオ」、「新聞・雑誌」、「インターネットやSNS」、「知り合いの人から聞く」が比較的高い割合となっています。

多様な情報提供手段を確保しつつ、若者を中心に普及しているスマートフォンへの積極的な対応など、電子化を進めていくことも市民の主体的な福祉参加において重要です。

■福祉情報の取得方法



■取組

施策と主な事業

施策（1） 福祉制度やサービスの周知	
施策内容	福祉制度の改正や福祉サービスの周知を図るため、市民や各自治会、福祉事業所等に向けて制度や各種サービス等の積極的な情報発信に取り組みます。また、必要に応じて地域での説明会や見学会を開催します。
主な事業	①福祉情報の積極的な発信
施策（2） 多様な手段を活用した情報提供の充実	
施策内容	市民をはじめ、誰もが地域や福祉に関する情報を入手しやすい環境づくりを目指し、広報紙やコミュニティFM放送、CATV、ホームページに加えて、LINE、Twitter、Facebook、YouTubeといったSNSなど、多様な媒体を活用した情報提供の充実に努めます。また、市民からの問合せにAIを活用して24時間365日自動応答したり、オンラインで相談に対応するなど、より必要な情報にアクセスしやすい環境の整備に努めます。
主な事業	①「広報みしま」広報事業 ②コミュニティFM広報事業 ③有線テレビ広報事業 ④公式ホームページ広報事業 ⑤スマート市役所推進事業
施策（3） 情報のバリアフリー化の推進	
施策内容	言語の違いや障がいの状況、高齢の方などに配慮した情報提供を行うため、年齢や多言語に配慮したホームページの作成、広報みしまの音声化、高齢者に配慮したSNS講座の開催に取り組みます。
主な事業	①広報みしまの音声化 ②高齢者オンライン交流事業

市民一人ひとりができるここと

例え…

- ・いつも最新の情報を入手するように努め、福祉に関係する必要だと思う知識を正しく身に付けるように心がけましょう
- ・隣近所や身近なところで、同じ不安や心配がある人と、お互いに情報を交換するように心がけましょう

※1 AI（エー・アイ）：artificial intelligence（人工知能）の略で、コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能のはたらきを人工的に実現したもの。

※2 IoT（アイ・オー・ティー）：Internet of Thingsの略で、物のインターネットと言われ、人を使わざ物が自動的にインターネットとつながる技術。

※3 デジタルファースト：国が定めた「デジタル手続法」の三つの基本原則の一つで、行政手続やサービスを一貫してデジタルで完結させる原則。手続や業務のあり方そのものを見直し、利用者の利便性を高めるとともに、行政の効率化につながる。

基本方針2 地域福祉への理解と関心を深める取組の推進

■施策の方向性

地域住民の相互理解を深め、福祉活動に参加する意識を醸成するために、福祉に対する理解と関心を深める場を提供していきます。

■現状と課題

市民の平均寿命の延伸や高齢者の単独世帯の増加、療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者の増加など、福祉サービスを必要とする地域住民は増加傾向にあります。しかし、行政サービスだけで十分に住民生活を支えることには限界があり、これからの中では地域における支え合いの重要性が増えていきます。また、福祉的な支援や助けを求めている人は、地域で孤立していたり、誰にも相談できない状態の場合があり、地域住民同士がお互いに気にかけたり、地域でできることから進めていくことも必要です。

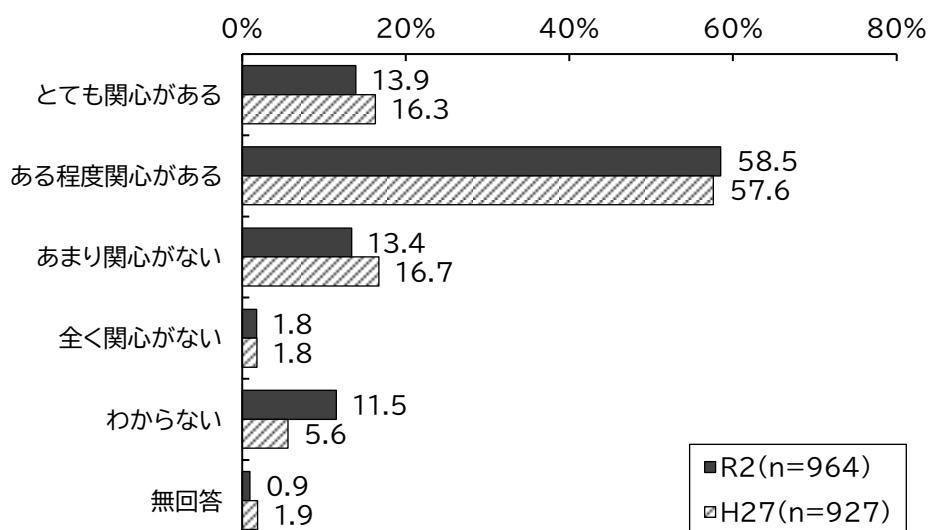
その一方で、「隣に住んでいる人のことも分からぬ」といった声もあり、近所付き合いに対する考え方など、住民意識にも変化がみられています。

そのため、あらゆる世代における地域住民の相互理解を深めていくためには、福祉に関する学びの場の提供や周知・啓発活動に取り組んでいくことが必要となります。

アンケート調査結果をみると、「福祉」に関心がある市民について、「とても関心がある」と回答した割合は平成27年調査では16.3%ですが、令和2年調査では2.4ポイント減少して13.9%となっています。

福祉に関心をもつことは、市民が主体となって地域福祉を推進するための第一歩になることから、市民が関心をもてるような機会や環境づくりが求められます。

■「福祉」に関心がある市民の割合(平成27年、令和2年調査比較)



【資料】アンケート調査（令和2年調査結果）

■取組

施策と主な事業

施策（1） 地域福祉計画の周知	
施策内容	住民、行政、福祉関係団体等がお互いに連携した地域ぐるみの福祉推進に向け、市と三島市社会福祉協議会が協力して地域福祉計画・地域福祉活動計画の周知に取り組みます。
主な事業	①地域福祉計画推進事業
施策（2） 福祉教育を学ぶ機会の提供	
施策内容	子どものうちから福祉意識を醸成し、周りの人を尊重し、お互いに支え合う思いやりの心を育むため、福祉体験や人権教室などにおける福祉教育を学ぶ機会の提供に取り組みます。
主な事業	①障がい者理解促進啓発事業 ②高校生1日人権擁護委員委嘱事業 ③こども人権教室の開催 ④バリアフリー教室の開催 ⑤認知症サポーター養成講座の開催
施策（3） 差別や偏見の解消と暴力・虐待の防止	
施策内容	高齢者・障がい者の社会参加や雇用の促進に向け、障害者差別解消法の周知や啓発活動などを通じて、住民や事業主の理解を深め、年齢や障がいによる差別や偏見の解消に取り組みます。 また、児童や高齢者等の虐待防止に向けた子育て指導や相談支援の充実をはじめ、高齢者や障がいのある方の権利擁護に取り組みます。
主な事業	①ソーシャルインクルージョン ^{※1} 普及啓発事業 ②障がい者理解促進啓発事業(再掲) ③障害者雇用促進事業 ④障がい者虐待防止地域連絡会 ⑤高齢者虐待防止地域連絡会 ⑥児童虐待・DV ^{※2} 対策事業

市民一人ひとりができること

例えは…

- ・市のホームページや図書館などを活用して、三島市地域福祉計画を読み、市の福祉に関する方針などを知るようにしましょう
- ・学校や市、社会福祉協議会等による福祉に関わる行事やイベント、講演会、勉強会などに参加するようにしましょう
- ・差別や偏見の解消に向けて、正しい知識や理解を深めるよう意識してみましょう
- ・もし、身近なところで暴力や虐待が行われていることを知ったら、学校や市役所、社会福祉協議会、民生委員・児童委員など相談しやすい機関に連絡してみましょう

※1 ソーシャルインクルージョン：社会的に弱い立場にある人々を孤立・排除させるのではなく、共に支え合い生活していく考え方。

※2 DV（ディーブイ）：domestic violence（ドメスティック・バイオレンス）の略で、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等、あらゆる形の暴力が含まれる。

基本方針3 地域活動やボランティア活動への支援

■施策の方向性

市民が地域の取組に主体的に関わり、参加しやすい機会づくりと環境整備に取り組みます。

■現状と課題

近年、高齢化や市民意識の変化等により地域活動に取り組む住民が減少傾向にあり、地域での福祉活動は希薄化が進んでいます。

しかし、誰もが地域で暮らしやすい環境をつくっていくためには、これからも地域福祉に理解をもった住民の地域活動が必要となります。

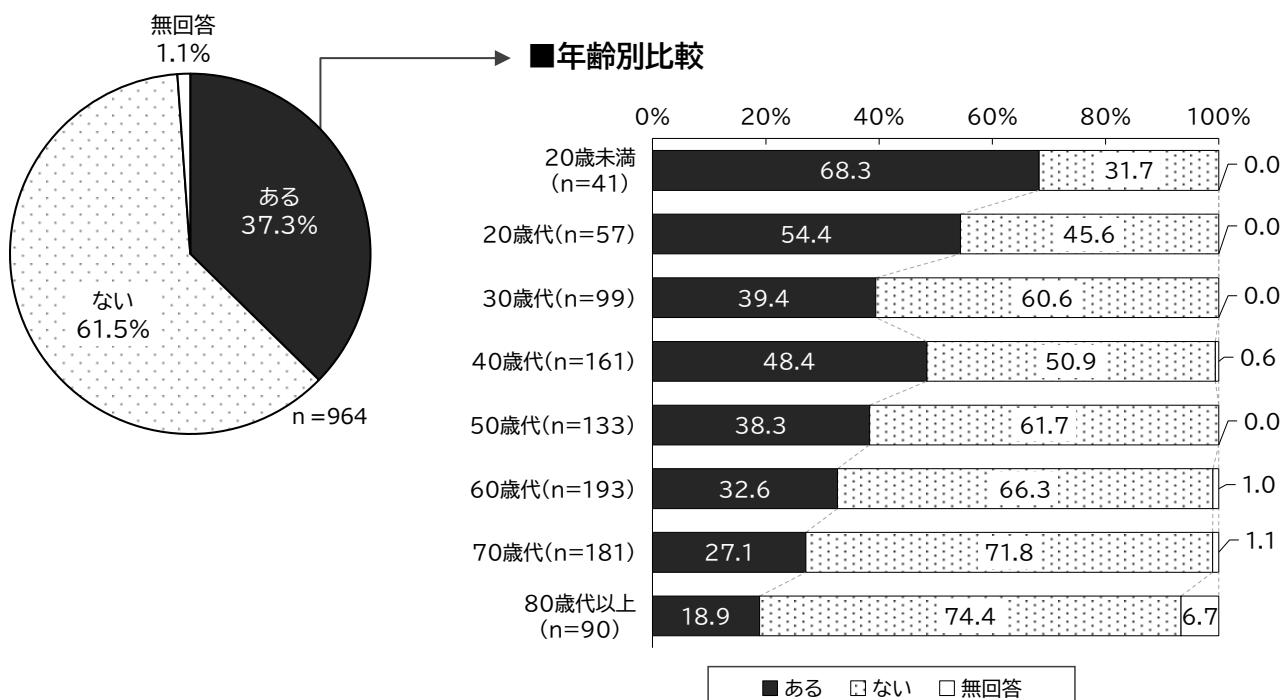
そのため、年齢や性別に関わらず、多くの住民が積極的に地域活動へ参加できるよう、その機会づくりと環境の整備が求められています。

また、さまざまな分野で地域福祉の推進に貢献するボランティア活動についても、支援を行っていく必要があります。

アンケート調査結果をみると、ボランティアに参加したことのある市民の割合は、37.3%で、年齢別にみると、「20歳未満」、「20歳代」が半数以上参加していると回答しています。一方で、「50歳代～70歳代」では3割程度の参加率となっています。

本市においても高齢化が進み高齢者の割合が高くなる中、健康づくりや介護予防にもつながる地域活動への高齢者の積極的なボランティア参加が求められます。

■ボランティアに参加したことのある市民の割合



【資料】アンケート調査（令和2年調査結果）

■取組

施策と主な事業

施策（1） 市民と取り組む活動への支援	
施策内容	行政課題の解決や地域の活性化、地域の絆づくりにつながる創意と工夫にあふれる市民と取り組む活動の支援に取り組みます。
主な事業	①子どもは地域の宝事業 ②子育て支援フェア事業 ③街中で子育て応援事業 ④地区敬老大会補助事業
施策（2） 地域で取り組まれている活動への支援	
施策内容	自治会、NPO、市民活動団体等が地域活動しやすくなるよう、施設、設備、情報の提供や発信など、各種支援に取り組みます。 また、地域の居場所やサロンなど、住民主体の通いの場の活動が活性化できるよう支援に取り組みます。
主な事業	①市民活動推進事業 ②自治会活動推進事業 ③ICT ^{※1} 活用デジタルライフ ^{※2} 推進事業 ④地域サロン連絡会の開催
施策（3） 既存団体への助成	
施策内容	三島市自治会連合会、三島市社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、その他の地域活動に取り組んでいる団体への助成に取り組みます。
主な事業	①三島市自治会連合会活動等事業 ②地域福祉推進事業補助事業 ③民生委員・児童委員活動補助事業 ④老人クラブ育成事業 ⑤社会教育関係団体への補助事業 ⑥各種スポーツ団体支援事業 ⑦子どもは地域の宝事業（再掲） ⑧子ども会連合会補助事業

市民一人ひとりができること

例えは…

- ・身近な地域活動団体などの取組を知ってみましょう
- ・興味や関心のあるボランティア活動や自治会の活動に参加や協力をしてみたり、身近な人たちに呼びかけてみましょう
- ・みんなで協力して暮らしやすいまちをつくっていく意識をもつように心がけましょう

※1 ICT(アイ・シー・ティ)：情報技術を活用して人やモノをつなげること。

※2 デジタルライフ：コンピュータやネットワーク、情報家電などのデジタル技術を駆使して送る生活といった意味。

基本方針4 住民の生きがいづくりと健康づくりの促進

■施策の方向性

市民一人ひとりが、いつまでも健康で生きがいをもって地域で暮らしていくよう、健康づくりやスポーツ、生きがいづくりに取り組みやすい環境づくりを推進します。

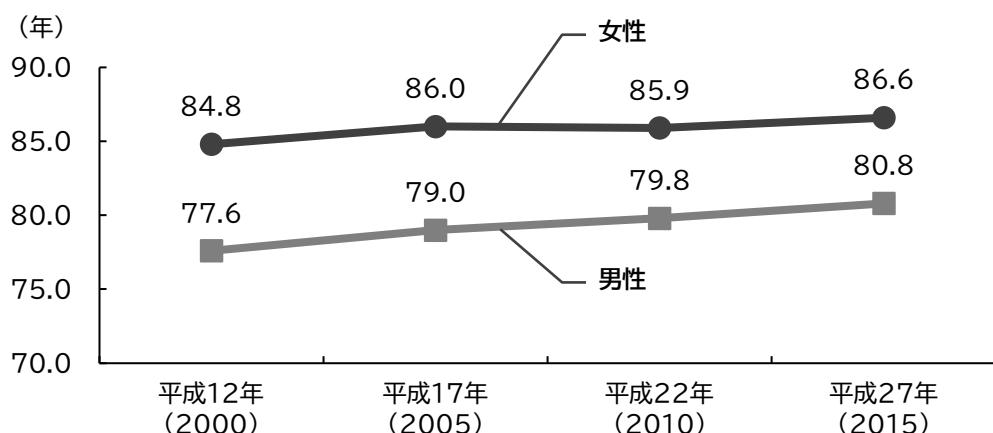
■現状と課題

スポーツや生きがいづくりをはじめ、市民一人ひとりの健康管理や健康づくりの機会を増やし、市民の健康寿命を延伸することが重要です。

本市の平均寿命をみると、平成27年では男性が80.8年、女性が86.6年となっています。

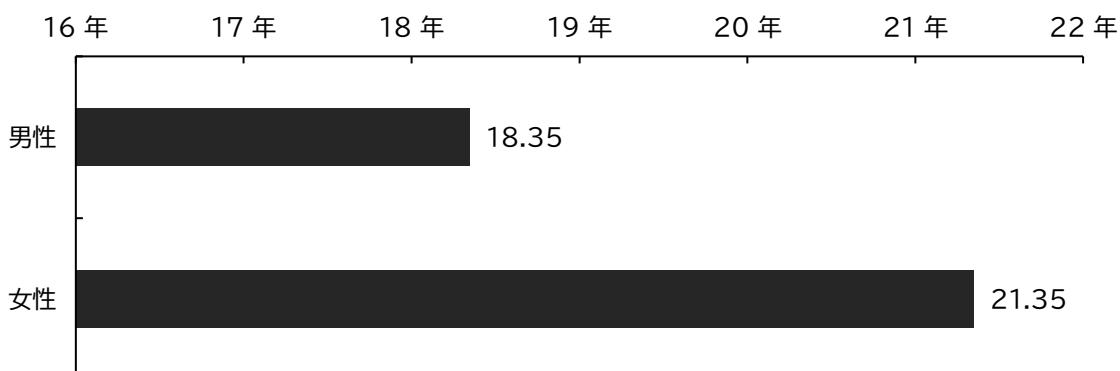
平均寿命は男女ともに増加傾向にありますが、静岡県独自の指標である「お達者度」をみると、女性の21.35年に対して、男性は3年短い18.35年であり、男性の健康づくりへのさらなる参加を促進し、「お達者度」の向上を目指す必要があります。

■平均寿命



出典：厚生労働省「市区町村別生命表」

■お達者度



出典：静岡県統計（平成27年時点）

※お達者度とは、65歳から、元気で自立して暮らせる期間を算出したもの。

■取組

施策と主な事業

施策（1） 「スマートウエルネスみしま※1」の推進	
施策内容	あらゆる分野に健康の視点を取り入れ、市民の健康づくりを中心には、社会参加の場としての生きがいや絆づくり、にぎわいをつくる地域活性化など、健やかで幸せなまちづくりに取り組みます。
主な事業	①スマートウエルネスみしまアクションプランの推進
施策（2） 地域で行う健康づくり	
施策内容	地域ごとにあらゆる世代の市民の健康の維持・増進、フレイル※2予防等のために、健康相談会や健康教育、自主活動団体の支援に取り組みます。
主な事業	①健康づくり地区組織活動事業 ②介護予防普及啓発事業 ③地域介護予防支援事業 ④地域リハビリテーション活動支援事業
施策（3） スポーツを通した生きがいや健康づくり	
施策内容	学校教育に支障のない範囲で、体育館やグラウンドなどの学校施設を開放し、市民による小学校区運動会やスポーツ大会の開催の支援に取り組みます。
主な事業	①学校体育施設開放事業 ②各種スポーツ大会支援事業
施策（4） 高齢者等の生きがいや社会参加の支援	
施策内容	生きがい教室の開催や高齢者の外出支援、生涯学習を通じた自己啓発、シルバー人材センターによる就業機会の提供などを推進し、高齢者等の介護予防と孤立化の防止、自立生活の助長に取り組みます。
主な事業	①生きがい教室事業 ②シルバー人材センター事業 ③生涯学習事業(いきいきカレッジ、みしま教養セミナー、指導者登録紹介事業、リカレント教育※3推進事業等) ④高齢者バス等利用助成事業 ⑤高齢者オンライン交流事業 (再掲)

市民一人ひとりができること

例えば…

- ・自分の健康や生活習慣を見直し、運動や食事等を通じて自発的な健康づくりに心がけてみましょう
- ・地域で行われている健康づくりや生きがいづくりに関する、どのような教室やイベントが開催されているか調べてみましょう
- ・地域や行政が開催する生涯学習の場に参加してみましょう

※1 スマートウエルネスみしま：まちづくり全体に“健幸”という視点を取り入れ、将来にわたり人とまちを健康で幸せにしていくこうというプロジェクト。

※2 フレイル：加齢に伴って、筋力や心身の活力が低下した状態のこと。

※3 リカレント教育：生涯にわたって教育と就労のサイクルを繰り返す教育制度。義務教育や高校・大学などで学問を修めて仕事に就いてからも、必要と感じたときに学び直す「学び直し教育」、「社会人の学び直し」。

基本目標2 地域における活発な福祉ネットワークの構築

基本方針1(重点方針) “つなげる”機会づくりと人材発掘・育成支援の拡充

■施策の方向性

地域福祉の推進を目的とした、地域の活動団体や関係機関等が相互に協働・連携できる環境整備に取り組みます。

■現状と課題

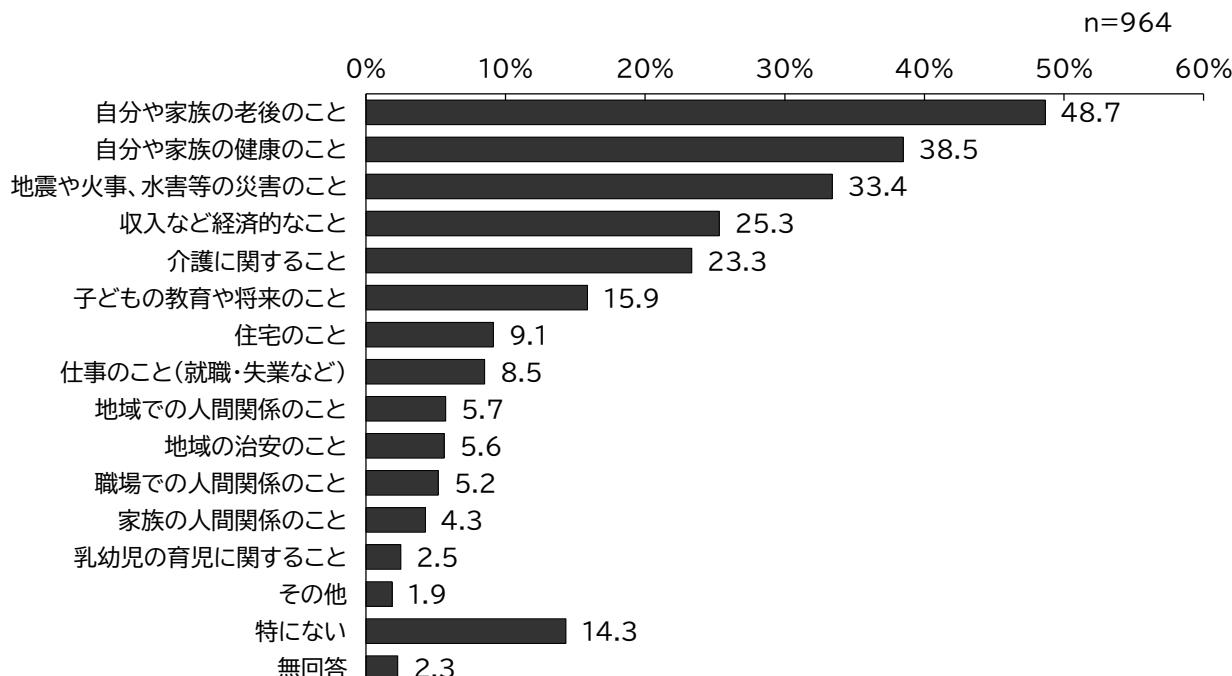
近年の地域で抱える問題は、住民一人だけの問題でない場合が多く、家族単位あるいは地域全体に及ぶ場合もあります。また、一時的な支援では解決が難しく切れ目のない支援が必要な場合もあります。

さらに、自ら声を上げられない人や制度の狭間にいる人など、地域で気にかけ、関係機関を巻き込んだ支え方を検討する機会も必要になっています。

このようなことから、住民同士や、専門職を交えた協議の場づくりが求められるとともに、これを地域で推進していくことのできる人材の発掘と育成が求められています。

アンケート調査結果をみると、日々の生活での困りごとや悩み、不安については、老後のことから健康、災害、経済的なこと、介護、子どもの教育に至る回答の割合が多いなど、多岐にわたっています。いずれも個人で解決するよりは、地域や専門機関、市の福祉とのつながりをもって取り組んでいくことが望されます。

■日々の生活での困りごと、悩み、不安



【資料】アンケート調査（令和2年調査結果）

■取組

施策と主な事業

施策（1） 横断的な情報共有体制の推進	
施策内容	地域の課題を地域に暮らす市民をはじめ、地域で活動する団体や事業所、専門の関係機関等で共有する場を設け、課題解決と連携の仕組みづくりに向けた取組を支援します。
主な事業	①子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ②地域学校協働本部事業 ③三島市問題行動等担当者会、三島市不登校児等担当者会 ④地域づくり市民会議事業 ⑤子育て世代包括支援センター推進連絡会 ⑥三島市障がいとくらしを支える協議会 ⑦三島市雇用対策協定運営協議会 ⑧介護予防・生活支援体制整備推進協議会 ⑨地域ケア個別会議 ⑩地域ケア推進会議
施策（2） 地域でつながる機会の創出と人材の確保	
施策内容	地域の内外で情報共有ができる場の創出や、仕組みづくりを進めることができる地域に密着した人材の確保を積極的に進め、地域における福祉の充実した環境づくりにつなげます。
主な事業	①地域づくりを担う人材の発掘 ②生活支援コーディネーターの配置 ③ようこそ三島で子育て応援サロン ④男性の育児参加の促進

市民一人ひとりができること

例えば…

- ・地域で行われているさまざまな交流の場づくり、機会づくりを知ってみましょう
- ・身近で行われている交流イベントや行事に参加してみましょう
- ・市のホームページや広報紙をはじめ、さまざまな情報を活用して地域づくりの担い手がどのようなことをしているかを知り、興味や関心をもってみましょう

基本方針2 支え合いと見守りによる安全・安心な地域づくりの推進

■施策の方向性

地域での見守りや支え合いの体制づくりを推進し、誰もが安全・安心に暮らせる地域づくりに取り組みます。

■現状と課題

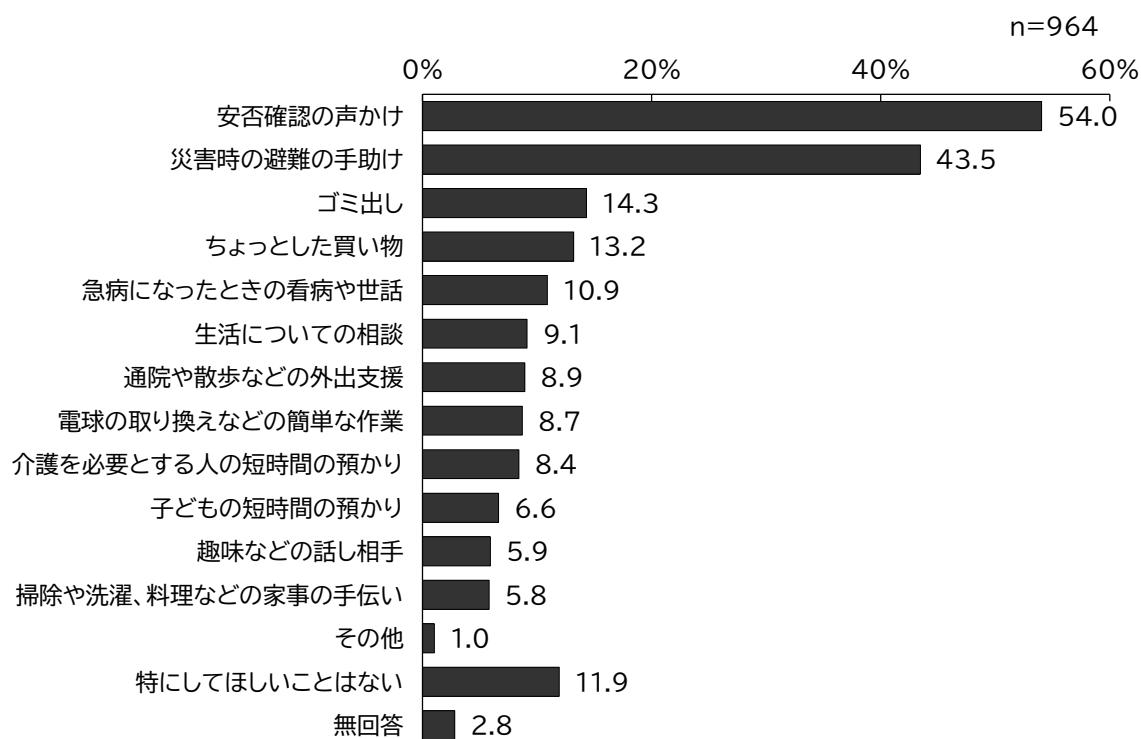
安全・安心な地域づくりにおいて、市民一人ひとりの日頃からの協力と自治会等の地域活動団体による取組の推進が必要です。

特に、高齢化が進む社会においては、認知症の人や単身高齢者などの安全を確保するために、地域での見守り支援が求められています。

アンケート調査結果をみると、助けが必要になったときに地域に求める支援として、「安否確認の声かけ」と「災害時の避難の手助け」の回答の割合が高くなっています。

いずれも緊急時における支援であり、こうした支援を地域で行うためには、日頃からの信頼関係の構築が重要となります。そのため、助けの手を差し伸べる側と差し伸べられる側に分かれるのではなく、両方の立場を意識して自治会等と日頃からつながっている状態が望まれます。

■助けが必要になったときに地域に求める支援



【資料】アンケート調査（令和2年調査結果）

■取組

施策と主な事業

施策（1） 養成講座の開催	
施策内容	地域の見守りや支え合いの活動の推進、認知症の方とその家族へのサポートや自殺対策として気づきや声かけができる人、また子どもの預かり等の援助を行うことを希望する人を増やしていくなど、地域でできる各種福祉活動人材の養成に取り組みます。
主な事業	①地域活動に係る新たなボランティア育成研修 ②認知症サポーター ^{※1} の養成 ③ゲートキーパー ^{※2} の養成 ④ファミリーサポートセンター ^{※3} まかせて会員の養成
施策（2） 民生委員・児童委員活動の充実	
施策内容	住民ニーズの多様化とともに、民生委員・児童委員に寄せられる相談内容は多岐にわたっているため、住民からの相談に適切に対応し、迅速な支援につなげられるよう、民生委員・児童委員研修の充実や県外研修の助成に取り組みます。
主な事業	①民生委員・児童委員への研修支援 ②民生委員・児童委員活動の周知
施策（3） 子ども、高齢者、障がい者等の見守り	
施策内容	配食時の子どもやひとり暮らし高齢者等の見守り、また認知症高齢者等への見守りシールの配付など、子どもや高齢者等を見守るネットワークの強化に取り組みます。 また、地域で子どもを見守る活動を推進するとともに、民間事業所や地域団体等との協定により、日常の事業活動を通して高齢者に異変がないか見守り、必要により市につなげるネットワーク体制を強化します。
主な事業	①認知症高齢者等見守り登録事業 ②子ども配食支援事業 ③子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（再掲） ④給食サービス事業 ⑤高齢者見守りネットワーク

市民一人ひとりができること

例え…

- ・自分も地域の見守り活動などに参加できるか、イメージしてみましょう
- ・民生委員・児童委員がどんなことをしているのか、興味や関心をもってみましょう
- ・隣近所に暮らしている高齢者に普段から挨拶をしてみたり、ひとり暮らしや認知症の人に対して、できる範囲で見守りをするよう意識してみましょう
- ・認知症に対する理解を深め、地域の中で共に暮らしていくよう心がけてみましょう

※1 認知症サポーター：認知症サポーター養成講座を受けた人。講座を通じて認知症の正しい知識やつき合いで理解し、自分のできる範囲で認知症の人やその家族を応援する。

※2 ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

※3 ファミリーサポートセンター：子どもの送迎や預かりなど、子育ての「援助を受けたい人（依頼会員）」と「援助を行いたい人（提供会員）」が、地域で相互援助を行う仕組み。

基本方針3 災害等に備えた地域体制づくりの推進

■施策の方向性

大規模災害や感染症の発生などの緊急時に福祉支援が必要な人への備えと、各種機関同士の円滑な協働・連携ができる地域体制の整備に取り組みます。

■現状と課題

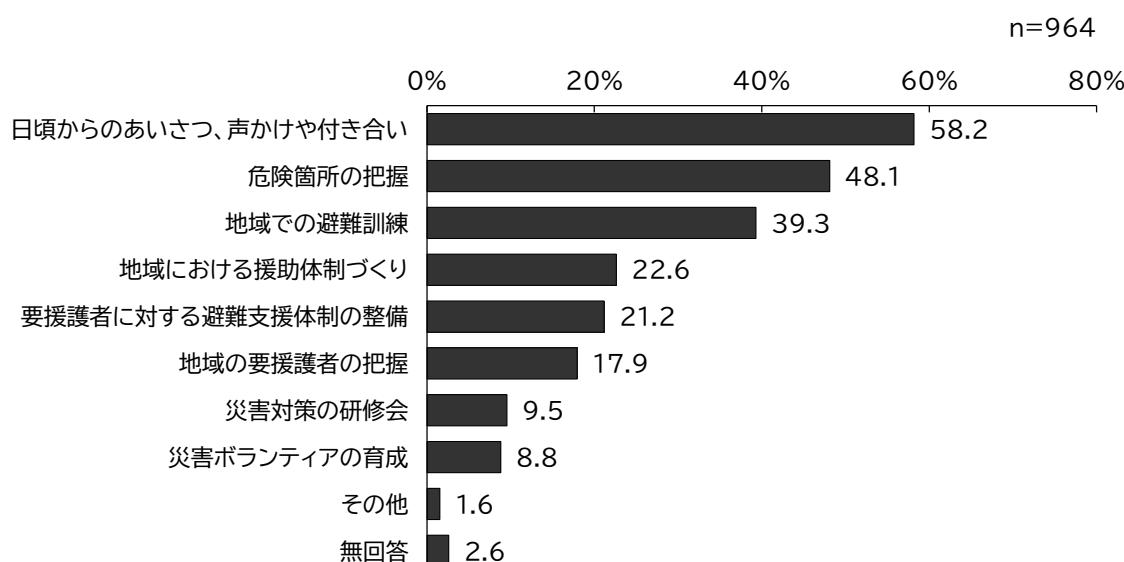
全国各地で発生している大地震や台風、水害等の大規模災害時に、避難が困難な人、避難所での支えや医療的ケアが必要な人を日頃から地域で把握し、発生時には地域と関係機関等が連携して助け合う地域体制の整備が求められています。

また、災害や感染症の拡大を防ぐためにも、地域住民一人ひとりの日頃からの意識の向上や、緊急時に的確な情報が迅速に送受信できるよう、本市と国や県、近隣市町、さらに地域間の協働・連携体制の構築が求められています。

アンケート調査結果をみると、災害時の備えとして重要なこととして、「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」が最も多い回答となっており、地域福祉の推進における基盤となる理解の深さがうかがえます。

災害時や感染症の拡大などの緊急時への対応としては、日頃から近隣住民同士の関係性を構築しておくことが重要になります。新しく転入してきた住民も取り込んで、地域での交流をもつ機会づくりが、緊急時における支え合い・助け合いにつながります。

■災害時の備えとして重要なこと



【資料】アンケート調査（令和2年調査結果）

■取組

施策と主な事業

施策（1）配慮が必要な方の迅速な避難支援体制の構築	
施策内容	高齢者や障がい者など、災害時に自ら避難することが困難な人を日頃から把握し、災害発生時に速やかな避難支援が行えるよう取り組みます。また、聴覚・音声・言語機能障がい者には、メールやファクシミリ通信網(FAX所持者)を利用した地震・風水害の自然災害や火災などの情報連絡が速やかに行えるよう取り組みます。
主な事業	①避難行動要支援者避難支援推進事業 ②メール・FAX等を利用した情報提供
施策（2）福祉施設との災害時協定の締結	
施策内容	一般の避難所での避難生活が困難な高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児に配慮した避難場所を確保し、速やかな搬送が行えるよう、市内に新たな特別養護老人ホーム、障がい者支援施設、保育園等が設置された際には、福祉避難所利用協定の締結に取り組みます。
主な事業	①福祉避難所協定の締結
施策（3）防災意識の啓発や自主防災組織への支援	
施策内容	市民一人ひとりの防災意識の高揚や、地域での自主防災組織の自発的な活動を支援するため、各種講座、啓発活動や自主防災組織等への防災資機材の整備促進に取り組みます。
主な事業	①自主防災組織資機材購入補助事業 ②自主防災組織の育成 ③防災に関する住民啓発・教育事業
施策（4）感染症対策への体制強化	
施策内容	市民や地域、学校及び各福祉関係事業所等に対し、感染症に関する正しい知識と予防方法について周知を行い、衛生資材の備蓄に努めるとともに、感染症発生後においては、国や県と連携し、迅速かつ的確な情報を発信して、市民生活の安全確保に取り組みます。
主な事業	①感染症拡大防止事業 ②予防接種事業

市民一人ひとりができること

例えば…

- ・自主防災組織、民生委員・児童委員等による避難行動要支援者の把握に、できる範囲で協力するようにしましょう
- ・災害などの緊急時の際には、声かけや避難支援に協力するよう心がけましょう
- ・災害時の連絡体制、避難方法、避難場所を確認するようにしましょう
- ・地域で開催される防災訓練や自主防災活動に参加するよう心がけましょう
- ・災害や感染症拡大などの緊急時には、市が発信する情報を確認するようにしましょう

基本方針4 犯罪や交通事故から住民を守る活動の推進

■施策の方向性

地域の安全を確保するために、安全なまちづくりに努めるとともに、市民一人ひとりの防犯・交通安全に関する意識の向上を目指します。

■現状と課題

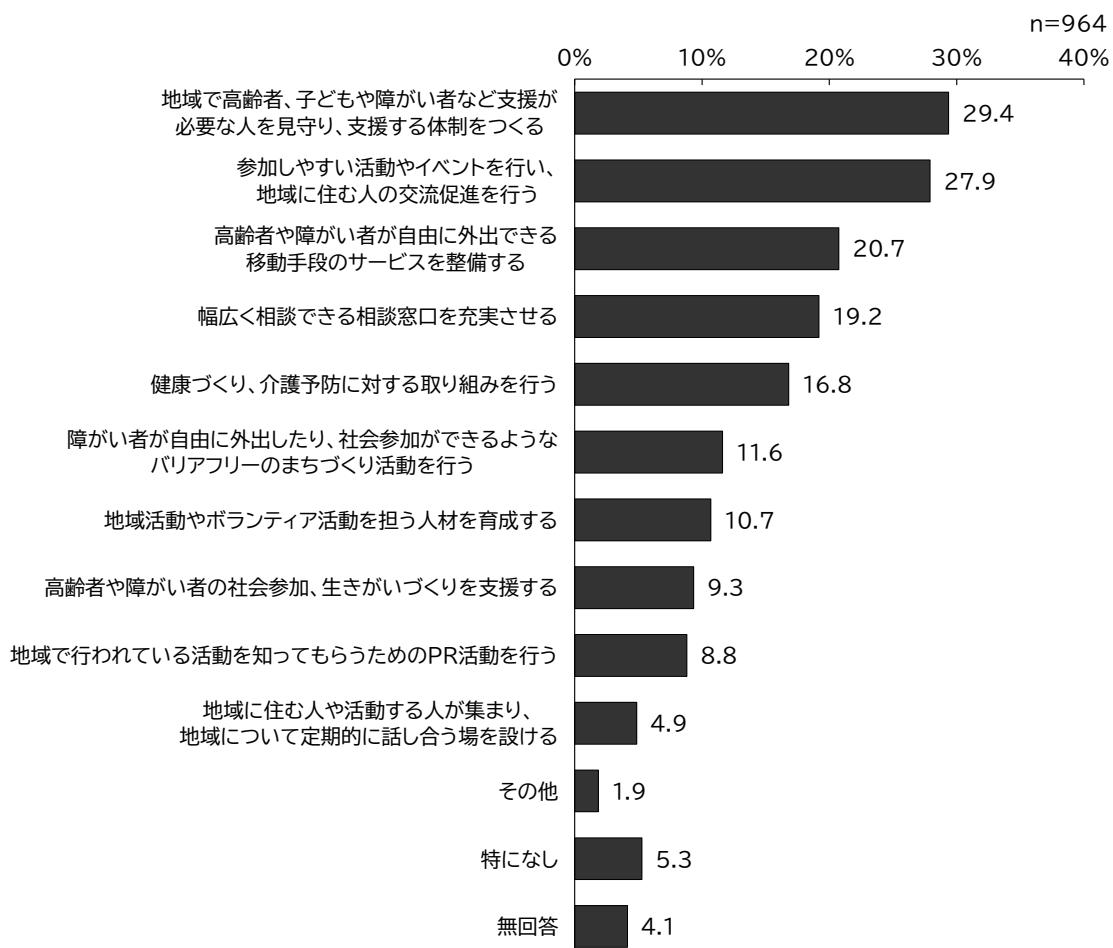
犯罪の防止や交通事故を防ぐための防犯灯、標識の設置など、各種取組の推進に加え、市民一人ひとりが防犯や交通安全に関する正しい知識と理解を深めることが重要です。

そのため、学校や公民館などで定期的に学習や情報提供の機会を設け、市民の意識の向上につなげていく必要があります。

アンケート調査結果をみると、地域がより住みやすくなるために必要な活動として、「地域で高齢者、子どもや障がい者など支援が必要な人を見守り、支援する体制をつくる」との回答が最も多く、地域における支え合いへの意識の高さがうかがえます。

地域における安全の確保については、警察署をはじめとする関係機関等との連携が重要ですが、地域住民同士による意識の高め合いや、見守りなどの日常的に継続する取組も大きな役割を担うことから、今後も市民の取組が充実するような環境づくりが求められます。

■地域がより住みやすくなるために必要な活動



【資料】アンケート調査（令和2年調査結果）

■取組

施策と主な事業

施策（1） 防犯活動の推進	
施策内容	防犯灯の適正な維持管理に努めるとともに、防犯意識の高揚のため、市民に対する情報発信や啓発に取り組むことにより、明るく犯罪のないまちづくりを推進します。
主な事業	①市民防犯意識啓発事業 ②防犯灯維持管理事業 ③社会を明るくする運動 ④地域の青少年声掛け運動
施策（2） 子どもの安全確保	
施策内容	各学校で安全確保を目的とするボランティア組織の構築や、保護者へ素早く情報を提供できる体制の整備を進めるなど、地域での協働・連携による子どもたちの安全の確保に取り組みます。
主な事業	①子ども安全連絡網整備事業 ②地域安全ボランティア活動事業 ③地域学校協働本部事業（スクールガード※）
施策（3） 交通安全の推進	
施策内容	市民の交通安全意識を高めるために、子どもから高齢者まで幅広く交通安全に関する情報の発信と啓発を行います。
主な事業	①交通安全教育指導事業 ②高齢者運転免許返納支援事業

市民一人ひとりができること

例えば…

- ・普段の暮らしの中で、自分の身のまわりに気をつけるよう意識したり、地域の人への声かけや子どもたちの見守りなど、防犯活動に関われる範囲で取り組みましょう
- ・地域に住む子どもたちが、安全に通学したり外遊びなどができるよう、できる範囲で見守りを意識するようにしましょう
- ・交通安全に関する正しい知識を学び、事故に遭わない、起こさないよう高い意識をもつようにしましょう

※スクールガード：あらかじめ各小学校に登録した地域住民が、学校内、通学路などの巡回パトロールや危険箇所の監視などを行う学校安全ボランティア。

基本目標3 総合的で包括的な支援体制の整備

基本方針1(重点方針) 連携強化による総合的かつ包括的な相談支援体制の充実

■施策の方向性

福祉の分野を超えての情報共有や課題解決を目的として、柔軟に対応できる連携や相談の体制の強化を図り、総合的かつ包括的な支援体制の充実を目指します。

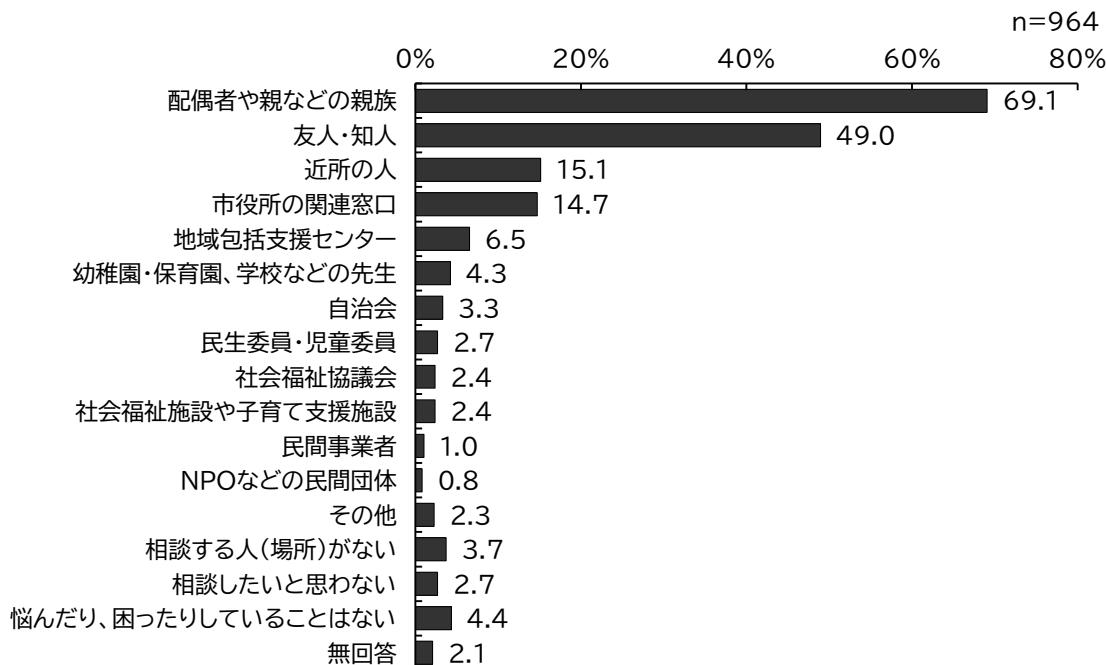
■現状と課題

これから地域福祉の推進に向けて国からは、医療、介護、予防、住まい、生活支援の各サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の概念を子育てや障がいなどの各種福祉分野でも応用して取り組むことが示されています（「全世代型・全対象型包括支援体制」づくり）。

また、地域において複合的な悩みを抱えている人やその家族に対しては、生活困窮者自立支援相談窓口をはじめとする各分野の相談窓口において、連携したサービスの提供並びに総合的な相談支援体制を展開していく必要があります。そのため、各相談窓口の機能強化とともに、地域福祉の推進において、その中核を担う三島市社会福祉協議会をはじめ、庁内関係各課や関係機関等の連携体制のさらなる充実が求められます。

アンケート調査結果をみると、地域生活の中での悩みごと等の相談先として、家族や身近な人以外の機関等を利用する人は少なく、地域で身近に相談しやすい場所としての認知等の推進が重要です。

■地域生活の中での悩みごと等の相談先



【資料】アンケート調査（令和2年調査結果）

■取組

施策と主な事業

施策（1） 全世代型・全対象型包括支援に向けた体制づくり	
施策内容	子どもや介護、障がい、生活困窮など、福祉の支援が必要な市民に対して、子どもから高齢者まで、また、福祉の分野に関わらず包括的に支援を提供する環境づくりに向けて、体制の整備に取り組みます。
主な事業	①府内連絡会の開催 ②重層的支援体制整備事業への取組
施策（2） 公的相談窓口の充実	
施策内容	市民が抱えるさまざまな不安や悩みなどについて、親身な相談対応による支援を目指すとともに、複合的な相談内容については分野を超えた連携ができるよう体制の整備に取り組みます。
主な事業	①子育てコンシェルジュ※ ②健康相談・育児相談事業 ③家庭児童相談室の運営 ④子育て世代包括支援センター事業 ⑤児童虐待・DV対策事業（再掲） ⑥発達支援相談事業（発達支援センター） ⑦障害者相談支援事業 ⑧高齢者暮らし相談事業（街中ほっとサロン） ⑨認知症カフェ ⑩生活困窮者自立支援事業 ⑪交通事故相談事業 ⑫外国籍市民相談事業 ⑬シルバーコンシェルジュ ⑭基幹相談支援センター ⑮地域包括支援センター ⑯地域子育て支援センター ⑰生活支援センター
施策（3） 成年後見制度の利用促進	
施策内容	成年後見制度の利用の促進に向けて、後見人が必要な市民の把握と制度の周知と理解へつなげる機会づくりに取り組みます。
主な事業	①成年後見制度利用支援事業 ②成年後見支援センターの運営支援 ③制度の理解促進と意識づくり ④関係機関の連携による早期発見・支援へつなげる仕組みづくり ⑤担い手の育成支援
施策（4） 社会福祉協議会との連携体制の充実	
施策内容	地域福祉推進の中核的役割を担う三島市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画に掲げる事業等の周知を図るとともに、福祉総合相談事業や権利擁護事業など、福祉に関するさまざまな活動における連携を推進します。
主な事業	①地域福祉計画推進事業（再掲） ②地域福祉推進事業補助事業（再掲） ③成年後見制度利用支援事業（再掲）

市民一人ひとりができること

例えば…

- ・成年後見制度と日常生活自立支援事業についての正しい知識を身に付け、適切に利用するようにしましょう
- ・周囲に心配な人がいたら、相談窓口を利用するよう勧めたり、代わって相談したりするなど、積極的な気配りをしてみましょう

※子育てコンシェルジュ：子育てについての悩みや就学前の子どもの預け先に関する保護者の相談に応じ、それぞれのニーズにあった保育サービス等についての情報を提供する専門の相談員。

基本方針2 安心して暮らせる生活環境の整備

■施策の方向性

誰もが地域で暮らしやすく、外出しやすい生活環境の整備に向けて、移動支援をはじめ、バリアフリー化やユニバーサルデザインを取り込んだまちづくりを推進します。

■現状と課題

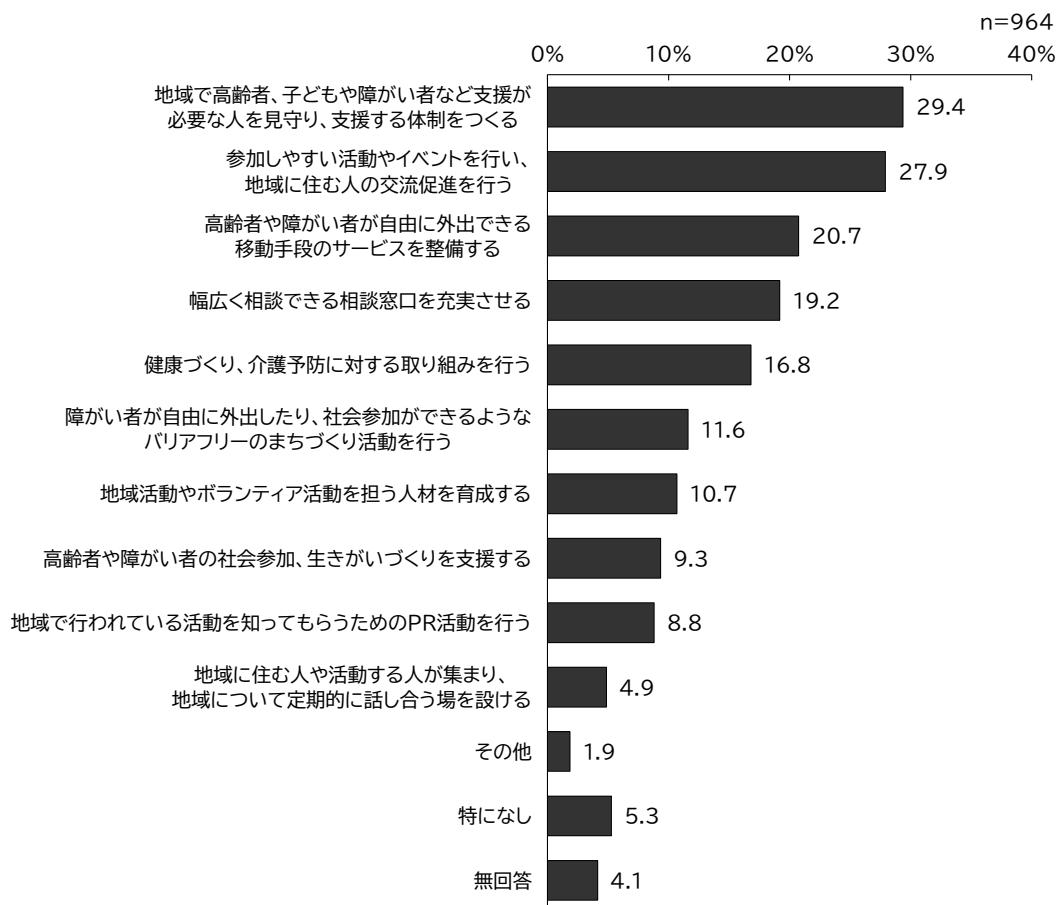
移動が困難な高齢者や、乳幼児や子どものいる家庭、障がい者などが、日頃から日常生活ができる限り困難なく送れるよう、生活環境の整備が求められます。

特に、近年では高齢者の自動車事故が多発しており、全国的に運転免許証の自主返納が推進されている中で、自家用車を所持していないなくても買い物や病院への通院に不便がない移動手段の工夫が求められています。

また、アンケート調査をみると、「地域がより住みやすくなるために必要な活動」として、「高齢者や障がい者が自由に外出できる移動手段のサービスを整備する」が20.7%で3番目に高い割合となっており、移動手段の確保とサービスの充実へのニーズが高いことがうかがえます。

さらに、バリアフリー化や道路の整備が計画的に進む一方で、施設の老朽化に伴う設備の見直しが必要な箇所が増えており、計画的な整備が求められています。

■地域がより住みやすくなるために必要な活動(再掲)



【資料】アンケート調査（令和2年調査結果）

■取組

施策と主な事業

施策（1） 公共施設のバリアフリー化の推進	
施策内容	道路、トイレ等のバリアフリー化や、色覚バリアフリーに配慮したパンフレット等の作成に取り組みます。また、指定避難所となっている屋内運動場の出入口にはスロープを設置し、車椅子や高齢者の移動の円滑化に取り組みます。
主な事業	①各小中学校屋内運動場スロープ設置事業 ②各小中学校トイレ改修事業 ③ユニバーサルデザイン※1推進事業
施策（2） 外出が困難な方への移動手段の確保	
施策内容	廃止路線の代替として自主運行バスの運行や、路線の維持のための補助をすることで、免許をもたない人や高齢者等の生活の移動を支えています。それに加え、乗降しやすい超低床バスの導入や、高齢者のバス等の乗車に対する助成に取り組み、移動しやすい環境づくりに取り組みます。
主な事業	①高齢者バス等利用助成事業（再掲） ②超低床ノンステップバス※2導入補助事業 ③きたうえ号・ふれあい号・玉沢線等自主運行バス事業 ④赤字路線バスへの補助
施策（3） 意思疎通のサポートが必要な方への支援	
施策内容	依頼により手話通訳者または要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の意思伝達手段の確保に取り組みます。
主な事業	①手話通訳者、要約筆記者派遣事業

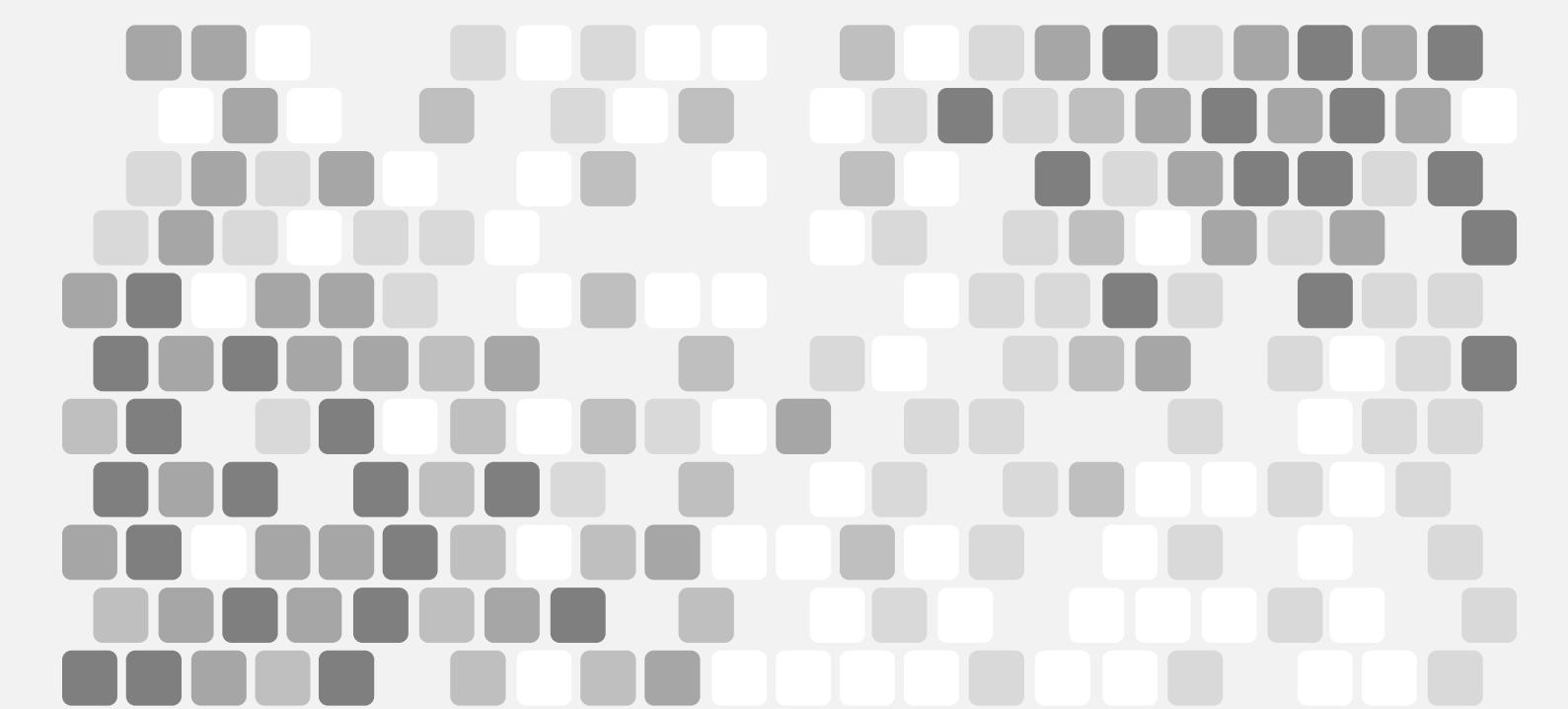
市民一人ひとりができること

例えば…

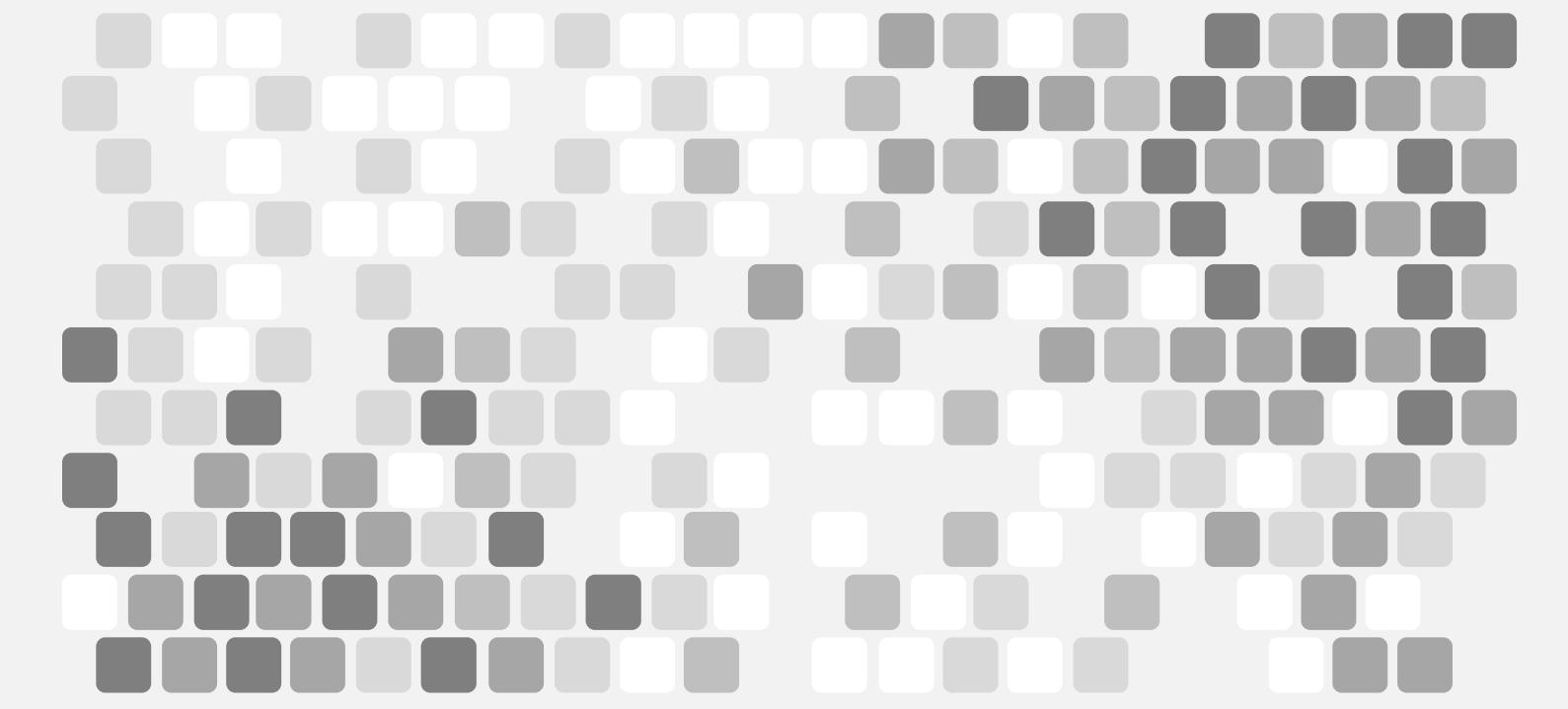
- ・車いすの人や盲目の人などが安全に道路を歩けるように、通行の妨げや違法駐車、違法駐輪をしないようにしましょう
- ・地域で暮らす高齢者や障がい者が外出しやすいよう、できる範囲で協力するよう意識してみましょう

※1 ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境を整備するという考え方。

※2 超低床ノンステップバス：出入口の段差をなくして乗降性を高めた低床バスのこと。バス事業者や行政機関によっては超低床バスともいう。



第4次 三島市地域福祉活動計画



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 第4次三島市地域福祉活動計画策定の背景

わが国では、少子・高齢化が進む中、今後も確実に人口の減少が見込まれています。

生産年齢人口も継続的に減少することから、従来の制度のままでは多くの問題が生じることが予測されます。また、社会情勢の変化とともに、核家族の増加や近隣住民同士の関係の希薄化、地域社会への関心の低下など、住民意識も大きく変化しており、地域で支え合う機能が弱まる中で生活課題や福祉ニーズは増大し、その内容は複雑化・多様化しています。

国では、このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を目指し、この実現に向けた施策の実施・検討が進められています。また、世界では、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、誰一人取り残さないことが誓われた「SDGs」と呼ばれる持続可能な開発目標が掲げられており、国内でも、国・自治体・企業・個人が、この達成に向けさまざまな取組を行っています。

三島市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）では、2016年に第3次地域福祉活動計画を策定し、「ふれあい、支え合い、思いやりを実践するまち」を基本理念に、地域福祉を推進すべく多様な事業を行ってきました。策定から5年が経過し、前述のとおり福祉を取り巻く環境が大きく変化する中、時代の要請に応じた新たな地域福祉の取組を進めるために、これまでに取り組んできた内容を見直し、「第4次三島市地域福祉活動計画」（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）（以下、「本計画」という。）を策定します。

(2)地域福祉活動計画とは

「地域福祉活動計画」は、住民及び福祉関係団体等が地域福祉の推進に主体的に関わるために、社会福祉協議会が中心となって策定する民間の計画です。行政計画である「地域福祉計画」と整合性を図り、この両者が相まって地域福祉の推進が効果的に展開されます。

三島市では、市社協が中心となって本計画を策定し、計画の推進にあたっても、市社協が中核的な機関として、地域住民をはじめ、福祉関係団体や行政などとも協働しながら、地域に存在する福祉課題の解決を図るとともに、誰もが支え合う社会の実現を目指します。

(3)社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき、社会福祉の推進を図ることを目的に全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織された民間福祉団体です。

地域住民や社会福祉関係者等の参加・協力をいただきながら活動することを特長とし、民間としての「自主性」と広く地域住民や社会福祉関係者に支えられる「公共性」という2つの側面を併せもった組織です。

市社協では、「住み慣れた地域で、家族や友人とともに健やかに暮らしたい」という市民の共通の願いを実現するために、地域におけるさまざまな課題の把握とその解決に向けて、地域住民をはじめ、ボランティア、NPO、福祉関係者と連携を図りながら福祉活動を展開しています。

【参考】社会福祉法より抜粋

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

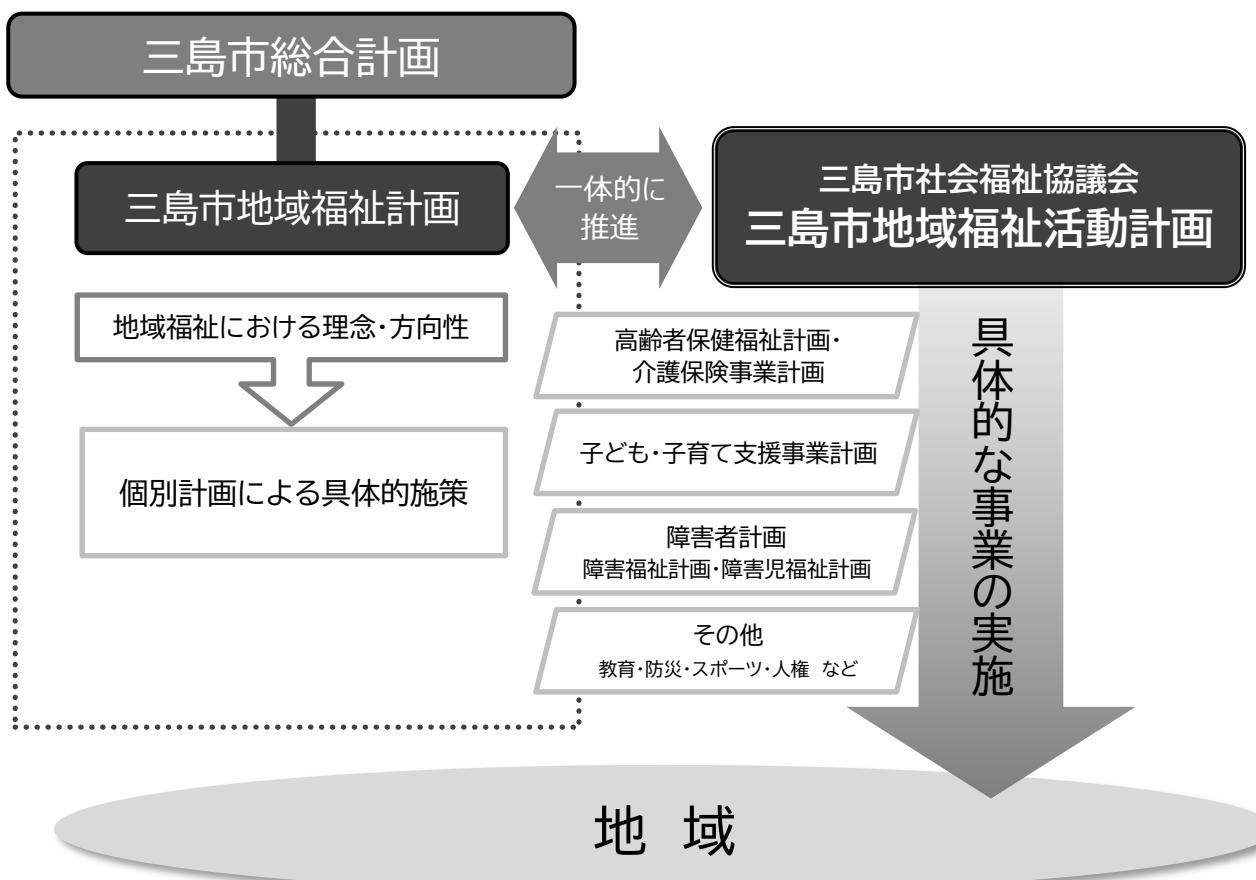
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 計画の位置づけ・期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、三島市が策定する「三島市地域福祉計画」で掲げられている地域福祉の理念及び方向性といった目的や、地域の福祉課題並びに社会資源を共有するなど、地域福祉の推進に向けて両計画が相互に連携し、補強・補完し合う密接な関係にあります。

■計画の位置づけ



(2) 計画の期間

本計画の期間は、「第4次三島市地域福祉計画」と同じ2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5か年とします。

(3)計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、2019（令和元）年度に三島市が実施した地域福祉に関する市民アンケート調査の結果や、事業所等へのヒアリング調査の結果から、市民等の実状を把握し、また、寄せられた意見やニーズ等も考慮した上で、本計画の素案を策定しました。

さらに、福祉関係団体、行政関係者などで構成する市社協の理事及び評議員による検討を経て、最終案を策定しました。

3 計画の推進

(1) 市社協の体制整備

本計画の確実な実行が図られるよう、市社協の職員で構成される計画推進のための会議を設置するなどの社協内の体制を整備し、実行にあたっての課題や問題の共有化、改善に向けた取組等の措置が速やかに行われるようになります。また、職員の意識啓発及び能力開発、三島市や関係機関との対話やネットワークづくりを通して、計画の推進を図ります。

(2) 計画の進行管理

本計画に基づく地域福祉の取組を効果的かつ継続的に推進していくために、基本目標ごとに設定している重要目標達成指標（KGI）による数値目標を基準として、これを達成するための各プロセスが適切に実施されているかどうか定量的に評価する重要業績評価指標（KPI）を「P：Plan（計画）」、「D：Do（実行）」、「C：Check（評価）」、「A：Action（見直し）」のPDCAサイクルに基づき点検・評価し、各種事業内容の見直しや第4次三島市地域福祉計画との調整も図った上で、次期計画につなげていきます。

また、地域福祉活動計画における取組の評価については、数値等だけでは表しにくい部分もあるため、住民参加による事業等においては、上記の数値目標やKPI以外にも参加者に調査を行うなどして、事業効果の把握等にも努めます。

(3) 計画の周知・普及

本計画が目指す地域福祉の方向性や取組については、市民、ボランティア・NPO団体、サービス事業者等の関係するすべての方が共通の理解をもち、地域に参画し、連携・協働しながら取り組んでいくことが重要であり、そのためには本計画について、繰り返し普及・啓発を図る必要があります。

広報紙やホームページへの地域福祉に関する情報の掲載、学校教育の場や生涯学習の場における福祉教育の実施、出前講座の開催、本計画書の公共施設等への設置等、さまざまな媒体や機会を活用し、地域に広く計画並びに地域福祉の考え方についての周知を図ります。

第2章 三島市を取り巻く主な現状と課題

三島市では、平成28年度から令和2年度を計画期間とする第3次地域福祉計画を中心に、地域福祉の推進に取り組んできました。第4次となる本計画を策定するにあたり、三島市の現状や課題を把握するため、地域福祉に関わる各種統計データや市民アンケート調査、団体ヒアリング調査、第3次計画の検証などから、三島市の地域福祉における主な現状と課題を整理した結果、次のとおりとなりました。

現状と課題の整理

- ①少子高齢化による人口減少傾向にあり、単独世帯や夫婦のみの世帯が増加傾向にあるなど核家族化が進行しています。
- ②高齢者の単独世帯の増加や、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳所持者数の増加など、福祉を必要とする地域住民は増加傾向にあります。
- ③地域住民等が福祉活動により関心をもって参加するきっかけづくりへの工夫が求められています。
- ④緊急時にも対応できるよう、日頃からの住民同士の交流機会と防災意識の向上促進が重視されています。
- ⑤バリアフリー化をはじめ、道路や交通手段の整備など、誰もが安心して暮らせる、活動しやすい環境の整備が求められています。
- ⑥地域と福祉をつなぎ、地域間連携を推進するコーディネーターなどの人材確保・育成支援に対する仕組みづくりの推進と工夫が求められています。
- ⑦地域活動団体の高齢化や担い手不足、地域コミュニティの希薄化などから、地域活動団体等による地域や世代を超えた活発な取組が進められる環境づくりが求められています。
- ⑧複合的な問題を抱えているひとり親家庭や生活困窮家庭、外国人家庭など、制度の狭間にいる家庭の現状把握をはじめとした適切な対応が求められます。
- ⑨地域、活動団体、関係機関、行政などが連携・協働して地域福祉を推進する体制づくりが、今後さらに重要になります。

第3章 計画の方向性

1 基本理念

第4次三島市地域福祉計画の基本理念を踏襲

基本理念

人と人、人と地域が福祉でつながり
地域力の発展へとつなげていくまち

地域共生社会の実現

第4次三島市地域福祉計画では、これまで地域で育まれてきた地域力をこれからも維持していくとともに、地域ネットワークを強化するなど新たな取組による地域力の発展を目指し、三島市における地域共生社会の実現に努めるものとして、「人と人、人と地域が福祉でつながり地域力の発展へとつなげていくまち」を基本理念として掲げています。

本計画においても、上記の基本理念を踏襲するものとし、地域共生社会の実現に向けて計画を推進します。

基本理念及び地域共生社会の実現に向けた市社協の方針

市社協では、本計画の基本理念に基づき、小地域福祉活動の展開、福祉教育の開催、各種福祉団体とのつなぎ役を担うなど、地域に直接働きかけるような地域福祉活動に取り組みます。

また、市民が自分事として主体的に地域に関わり、福祉が円滑に巡り、市民が抱える困りごとや悩み、不安などが地域で解消されるよう、地域住民に寄り添いながら助言や支援を行っていくことで、誰もが自分らしく住み慣れた地域で安心して暮らしていくける地域共生社会の実現を目指します。

本計画における「地域力」の定義

「地域力」とは、阪神淡路大震災を機に注目され、国をはじめ多くの地方自治体や組織で使われている地域の力を意味する言葉で、地域を構成する人や団体等の協働により生み出される力とする意味で主に使用されています。

本計画では、地域力を、地域住民をはじめ、地域で活動し、地域に関わるさまざまな団体や企業、関係機関、行政等がつながり、互いに協力しながら誰もが安心して暮らせる地域づくりや地域の活性化、新たな地域の価値の創出など、地域で取り組む総合的な力として使用しています。

2 基本目標

第4次三島市地域福祉計画に基づき、本計画では3つの基本目標を掲げるとともに、目標ごとに達成状況を評価するための指標と目標値を設定します。

なお、指標の項目に「●」印があるものは、第4次三島市地域福祉計画と共通の指標となります。

基本目標1 地域福祉づくりへの主体的な市民参加

地域福祉活動を展開していくには、市民一人ひとりが福祉への関心を深め、その必要性を理解するとともに、思いやりの心を育み、その心を行動につなげていけるような仕組みが不可欠です。

そのために、市社協では、地域の福祉力の向上が図られるよう、福祉を身近に学べる環境づくりやボランティア活動等への参加促進などに取り組むとともに、この取組等が市民へ十分にいきわたるよう、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）をはじめとした時代に沿った情報発信にも努め、地域福祉活動の基盤となる住民主体による地域での支え合い、助け合いが育まれる環境を醸成していきます。

【重要目標達成指標(KGI)】

指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
●福祉に関心がある市民の割合	72.4%	80.0%	福祉に関心をもつ市民が増えることが、主体的な市民参加の第一歩です。
●福祉に関わりのある市民の割合 (「ボランティアをしている」、「福祉の仕事をしている」、「NPO活動をしている」、「その他」の合計)	14.1%	20.0%	福祉に関わる市民が増えることで、地域福祉づくりに市民が参画している状態に近づきます。
◎地域福祉計画・地域福祉活動計画の認知度	32.7%	40.0%	目指す地域福祉の方向性や取組について、認知・理解が進むことは、多様な参画を促し、連携・協働につながります。
◎ボランティアに参加している市民の割合	37.3%	40.0%	ボランティア活動へ参加する市民が増えることは、地域でボランティア活動が活発に行われることにつながります。

基本目標2 地域における活発な福祉ネットワークの構築

地域における課題は、生活様式や社会情勢の変化に伴い複雑化していることから、住民同士、住民と地域、地域と行政など、さまざまな“つながり”が強く求められています。

そのため、市社協では、人と人がつながるよう地域における交流の場や担い手の確保に努めるとともに、住民自らが地域の課題を把握・共有し、その課題を我が事として捉え、解決に向けた取組を考えていく場や機会を創出します。また、併せて地域の課題等に対応した地域の福祉サービスの一層の充実が図られるよう、複数法人が参画するネットワークを構築し、当該参画法人がもつそれぞれの強みを活かすことを通じて、地域の課題等の解決に向けた協働による取組を推進します。

さらに、災害や犯罪などの緊急時への備えとして、個人の意識を高め、地域や市などの規模に応じた連携が的確に行えるよう、日頃から啓発や情報発信に努めるとともに、地域における各種団体や機関等との相互の連携体制の構築を推進します。

【重要目標達成指標(KGI)】

指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
●近所に住むもの同士が親しく相談したり、助け合ったりすることが当然であると思う市民の割合	42.7%	50.0%	身近に暮らす住民同士が日頃から親しくし、困りごとがあるときに相談し合い、できる範囲で助け合える関係が増えていくことが、活発な地域ネットワークの構築につながります。
●生活上困難を抱える高齢者や障がい者、子育てなどに対する地域の支え合いに参加したいと思う市民の割合 （「参加したい」、「できれば参加したい」の合計）	48.6%	50.0%	地域で困難を抱える人や家庭への見守り、少しの支え、地域の組織や市への連絡など、市民が連携意識をもつことが福祉ネットワークの構築につながります。
◎自身が住む地域で、既存の制度では対応できない福祉課題が発見されたとき、市社協職員とともに考え、話し合う場に参加したいと思う市民の割合	49.5%	55.0%	住民自らが福祉課題を我が事として意識し、解決に向けた取組を考えていくことは、身近な地域での支え合いのネットワークの構築につながります。

基本目標3 総合的で包括的な支援体制の整備

複合的な問題を抱える人や家庭が地域で増えています。

そのため、市社協では、経済的に困窮している人をはじめ、福祉サービスの基準に該当しない、いわゆる「制度の狭間」への対応など、地域で困りごとや悩みごとを抱えている人とその家族に対して、福祉の分野に関わらず総合的な相談に応じるとともに、三島市や専門機関等と連携した包括的な支援体制の整備を推進します。

また、地域で生活する高齢者や障がいのある人などが、気軽に外出等ができる、安心して暮らすことができるよう、心のバリアフリー等の広報・啓発を通して、思いやりのあるまちづくりを推進します。

【重要目標達成指標(KGI)】

指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
●地域生活の中での悩みや困りごとを相談できる先として、地域の組織や機関へ相談する市民の割合 (「市役所の関連窓口」、「地域包括支援センター」、「幼稚園・保育園、学校などの先生」、「自治会」、「民生委員・児童委員」、「社会福祉協議会」、「社会福祉施設や子育て支援施設」、「民間事業者」、「NPO※などの民間団体」の合計)	38.1%	50.0%	総合的で包括的な支援体制の整備には、市民が地域の中で悩みや不安、問題を抱えている場合、気軽に地域の組織や機関等へ相談できる環境づくりが大切です。
◎生活上のさまざまな問題を抱えている方が必要な支援を受けることができず、地域からも孤立していることを知っている市民の割合	10.6%	20.0%	事態の深刻化や権利侵害を未然に防ぐためには、必要な相談機関や支援につなぐことができるよう、身近な地域の中で、生活のしづらさを抱える人たちがいることに、早めに気づくことが重要です。
●三島市社会福祉協議会を知っている市民の割合	29.7%	50.0%	地域福祉を推進する中核的役割を担う三島市社会福祉協議会を知り、より身近な組織として認識することが包括的な支援体制の整備につながります。

3 施策の体系図

☆☆ 印のある基本方針は、重点方針を示しており、本計画において特に重点的に取り組む内容となっています。

基本
理念

人と人、人と地域が福祉でつながり
地域力の発展へとつなげていくまち

基本
目標

基本目標1
地域福祉づくりへの主体的な市民参加

市の基本方針

- 1 アスマート市役所における福祉情報提供の推進
- 2 地域福祉への理解と関心を深める取組の推進
- 3 地域活動やボランティア活動への支援
- 4 住民の生きがいづくりと健康づくりの促進

市社協の基本方針

- 1 福祉に関する意識の醸成
 - 【施策】福祉教育活動及び広報啓発活動の充実
- 2 ボランティア活動に参加しやすい環境づくり
 - 【施策】ボランティア活動の振興
- 3 住民一人ひとりが主役の健康づくりと生きがいづくり
 - 【施策】健康づくり・生きがいづくりを通じた社会参加促進

基本
目標

基本目標2
地域における活発な福祉ネットワークの構築

市の基本方針

- 1 “つなげる”機会づくりと人材発掘・育成支援の拡充
- 2 支え合いと見守りによる安全・安心な地域づくりの推進
- 3 災害等に備えた地域体制づくりの推進
- 4 犯罪や交通事故から住民を守る活動の推進

市社協の基本方針

- 1 地域の担い手づくりとネットワークづくり
 - 【施策】地域における互助の振興
- 2 地域でつながり暮らしと生きがいとともににする交流づくり
 - 【施策】交流の機会の創出と充実
- 3 強くてやさしい安全・安心な地域づくり
 - 【施策】防災活動の確立と防犯活動の促進

基本
目標

基本目標3
総合的で包括的な支援体制の整備

市の基本方針

- 1 連携強化による総合的かつ包括的な相談支援体制の充実
- 2 安心して暮らせる生活環境の整備

市社協の基本方針

- 1 分野を横断した相談支援体制づくり
 - 【施策】相談体制の充実と権利擁護等に関する事業の推進
- 2 安心して暮らし続けることができる思いやりのあるまちづくり
 - 【施策】心のバリアフリーの推進

第4章 地域福祉活動計画における施策と取組

基本目標1 地域福祉づくりへの主体的な市民参加

基本方針1(重点方針) 福祉に関する意識の醸成

■施策の方向性

より多くの市民が福祉への関心や理解を深め、お互いを思いやり、支え合う福祉の心を育んでいくよう、学校や地域における福祉教育の充実や広報・啓発活動の充実等を通じて、福祉に関する意識の醸成を図ります。

■現状と課題

市民が性別や年齢、国籍、障がいの有無等に関わらず、お互いを理解・尊重し、助け合う地域の実現には、福祉に関する意識の醸成が必要です。

しかし、生活様式の変化や少子高齢化等により、地域におけるつながりが希薄化する中で、思いやりなどの精神を市民に浸透させていくためには、より福祉を身近に感じることができるような内容の工夫や、手に取りやすい媒体等での啓発が必要です。

市社協ではこれまでに、学校における福祉教育、市民等に向けた広報・啓発を実施してきましたが、これらを引き続き実施し福祉への関心を高めることで、今後の福祉の担い手となり、活躍することが期待されます。また、学校における福祉教育は、子どもを通じて親や家族への啓発にもつながることから、より充実した内容にしていくことが重要です。

近年はSNSなど、新しいコミュニケーションや情報を得る手段が充実しており、市社協としても時代に即した対応が求められています。これまでの、広報紙やホームページによる情報発信だけでなく、さまざまな媒体を活用して、福祉を身近に感じられる広報に積極的に取り組んでいく必要があります。

■重要業績評価指標(KPI)

項目	基準値 令和2年(2020年)	目標値 令和7年(2025年)
学校における福祉教育の実施回数	年18回	年20回
福祉教育サポーターの人数(新規)	-	10人
講師連絡会の開催回数	年1回	年2回
講師連絡会の講師登録者数	6人	10人
市民等に向けた福祉啓発の実施回数	年2回	年3回
ホームページの月間平均アクセス件数	1900件	2700件
社会福祉大会の来場者数	新型コロナウイルス感染症の影響により一般来場者なし	150人
地域福祉活動計画に関する広報啓発回数	年1回	年2回

■取組

施策と主な事業

【施策】福祉教育活動及び広報啓発活動の充実

(1) 福祉教育事業

実施項目	内 容	備考
①学校における福祉教育の実施	地域で、誰もが幸せに暮らしていくためには何をしたいか。ふだんの暮らしの中の生活課題を解決していくためにはどのようにすればいいのか。生活課題から福祉課題に気づき、そのことをさまざまな人とともに考え、実際に行動するための力を育む福祉教育プログラムの実践を行います。また、講師とは別に、体験プログラムの補助員として、市民より福祉教育サポーターを募り、市民が福祉に関われる機会を増やします。	拡充
②講師連絡会の開催	地域で暮らす障がいのある方やボランティア団体に、福祉教育の講師としてご登録いただき、福祉教育活動の担い手として活躍していただきます。活動の充実を図るため、登録講師で構成される講師連絡会を開催するほか、登録講師の増員を図ります。	拡充
③福祉教育メニューの紹介	学校や地域住民等が、福祉教育を取り入れやすくなるため、登録講師やプログラムの紹介、福祉教材の提供等について、明確化した福祉教育メニューを紹介していきます。	継続
④市民等に向けた福祉啓発の実施	子どもから高齢者まで、より多くの市民に福祉への関心や理解を深めていただくことを目的とした、誰もが参加しやすく、気軽に福祉を考えることができる催事の開催や広報啓発を行います。	継続
⑤心のバリアフリーの推進	高齢者、障がい者等の困難を自らの課題として認識し、心のバリアが取り除かれるよう、福祉教育事業や広報啓発事業の各取組を通じて、心のバリアフリーの推進に取り組みます。	継続

(2)広報啓発事業

実施項目	内 容	備考
①社協だより「はつらつ」の発行	市社協を知っていただく情報ツールとして、事業活動の紹介を行うとともに、市民や企業、各種団体などの福祉活動の取組を紹介するなど、市民とともに上げていく広報紙を目指します。また、関係機関との連携を図り、福祉情報の効果的な提供に努めます。	継続
②ホームページの運営	インターネットを通じて、福祉関係情報の収集、各種様式のダウンロードなどができるようにホームページを運営します。また、見やすく親しみやすいホームページになるよう、掲載内容を見直すほか、SNS等と連携させた情報を発信していきます。	拡充
③社会福祉大会の開催	社会福祉の発展に寄与された方々を表彰し、感謝の意を表すとともに、福祉意識の高揚を図ります。また、より多くの市民が福祉について考え、理解してもらうきっかけとなるように、福祉講演会も併せて実施していきます。	継続
④地域福祉活動計画の周知	第4次地域福祉計画と連携して、具体的に地域福祉活動に取り組む指針となる本計画の周知・啓発を図るため、概要版を作成し、住民及び福祉関係団体等へ配布します。また、各種講座等の開催時に、地域福祉活動計画に関するアンケートを実施するなど、定期的に周知していきます。	継続

基本方針2 ボランティア活動に参加しやすい環境づくり

■施策の方向性

市民の誰もがボランティア活動に参加できるよう、相談や情報提供、講座の開催など、活動への発展基盤を整備し、ボランティア活動の振興を図ります。

■現状と課題

ボランティア活動は、身近な地域づくり、助け合い・支え合いの取組であり、活動を通じて多くの人が交流し、生きがいづくりにつながる機会にもなっています。

また、安全・安心で活力ある地域づくりを下支えする重要な位置づけにあるといえます。

三島市では、特定の目的をもって組織された機能的な団体としては、NPOをはじめとした市民活動団体があるほか、さまざまなボランティア活動が行われており、その中には自治会・町内会や地域に根付いた取組もみられ、地域福祉推進の一翼を担っています。

市社協では、ボランティアセンター事業を通じて、市民のボランティア活動への参加促進や活動支援を行うとともに、各団体の活躍の場の充実に取り組んでいます。

しかし、今後も増えることが予想されるボランティアのニーズに対し、ボランティア活動者の不足や高齢化から、活動の中止や規模の縮小がみられる中、各団体がどのような取組を進めているのか、ボランティア活動の内容をより周知するとともに、参加しやすい機会づくりを増やしていくなど、地域住民には、より身近な取組として理解していただく必要があります。

■重要業績評価指標(KPI)

項目	基準値 令和2年(2020年)	目標値 令和7年(2025年)
ボランティアグループ登録数	88団体	115団体
個人ボランティア登録数	119人	135人
ボランティア入門講座の受講者数	新型コロナウイルス感染症の影響により未実施	年20人

■取組

施策と主な事業

【施策】ボランティア活動の振興

(1)ボランティアセンター事業

実施項目	内 容	備考
①ボランティア相談	相談窓口をボランティアセンター事業機能の一つとし、ボランティアに関する相談を広く受け止め、内容に応じてコーディネート機能、活動支援機能等につなぎ支援していきます。	拡充
②ボランティア登録	ボランティア（個人・グループ）に関する情報を整理し、効果的な情報発信やボランティアコーディネートなどに活用するため、ボランティア登録の受付を行います。	継続
③ボランティアコーディネート	ボランティアと求める側との関係調整及び目的の合致（寄付物品を含む）、福祉ニーズに応じた新たなボランティアグループの立ち上げなどを行います。また、ボランティア活動希望者が活動に結びつくように、新たな活動を開拓し、活動先のルートの確保に努めます。	拡充
④ボランティアグループ活動支援	グループの活動を紹介し、一緒に活動する仲間を募るほか、グループの内容に応じた講座等を開催し後継者を育成するなど、活動が存続するよう支援します。また、立ち上げ間もないグループが安定した活動に至るまでの間、事務局的な機能の補助を行うなど運営を支援します。	継続
⑤ボランティアグループ等事業費補助	地域福祉活動の向上に資するため、ボランティアグループや児童青少年健全育成団体が実施する公益性の高い事業について、その経費の一部を補助し、安定かつ円滑な実施が図られるよう支援します。	継続
⑥三島市ボランティア連絡協議会の運営	登録したボランティア（個人・グループ）の中で、相互の交流・連携を深めることに賛同した有志の集まりである、三島市ボランティア連絡協議会の事務局を行い、会員とともに市内のボランティア活動を推進します。	継続
⑦ボランティア入門講座の開催	仕事を退職した方、子育てが落ち着いた主婦の方、学生の方など、各世代が興味をもち、かつ参加しやすい内容の講座を市内各地で実施し、気軽にボランティア活動に参加できるきっかけづくりとして取り組みます。	継続
⑧ボランティア保険窓口業務	ボランティア活動中の事故によるケガや、損害賠償責任を補償するボランティア活動保険のほか、地域福祉活動等の行事における、主催者や参加者のケガ等を補償する、ボランティア行事用保険等の加入手続きに関する窓口業務を行います。	継続

(2)共同募金運動推進事業

実施項目	内 容	備考
①共同募金運動の展開	「寄付をする」という思いや行為が、地域福祉の推進に大きな役割を果たし、助け合い活動として循環していること、そして、この代表的仕組みが、共同募金運動であることの啓発を通して、市民の参加と理解を得ながら運動を開催し、ボランティアをはじめ、地域の福祉活動を支える民間財源の確保に努めます。	継続

基本方針3 住民一人ひとりが主役の健康づくりと生きがいづくり

■施策の方向性

高齢者をはじめとしたすべての市民が、いつまでも健康で元気に暮らし、社会や地域で活躍できるよう、健康づくり・生きがいづくりに取り組みます。

■現状と課題

市全体はもとより、地域を支える担い手の高齢化が進む中、ひとり暮らしの高齢者や夫婦だけで暮らしている高齢者も増加しており、国や市のサービスだけでは十分なサポートが難しくなることから、高齢者を支える側と支えられる側とに分けるのではなく、どちらの立場にも立って地域で暮らしていくことが求められています。

そのために必要なことは、いつまでも健康でいきいきと暮らしていけるよう、日頃から生活習慣病や認知症など、介護が必要になる前に取り組む健康づくりが大切です。

その中には就労やボランティアなど、社会や地域に関わり、役割を担うような生きがいづくりも含まれます。

市社協ではこれまで、老人福祉センター等における介護予防普及啓発事業や、障がい者スポーツ大会の参加支援、生活支援コーディネーターによる通いの場の支援などを通じて、健康づくりや社会参加の促進を図ることで、身近な場所で気軽に参加し、学べるような環境づくりに取り組んできました。

今後も、こうした取組を継続していくとともに、市内のどの地域においても、いきいきとした高齢者の姿がみられるような、取組の展開と拡充が求められます。

■重要業績評価指標(KPI)

項目	基準値 令和2年(2020年)	目標値 令和7年(2025年)
居場所・サロンの登録数	40件	45件
世代間交流の支援件数	年8件	年15件
介護予防普及啓発事業実施回数	年8回	年50回

■取組

施策と主な事業

【施策】健康づくり・生きがいづくりを通じた社会参加促進

(1)地域福祉推進事業

実施項目	内 容	備考
①生活支援コーディネーター業務の推進	生活支援の担い手の養成、社会資源の発掘、新しいサービスの開発、福祉ネットワークの構築など、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していきます。	継続
②居場所・サロン支援	身近な地域の居場所づくりの立ち上げ・継続のアドバイス、居場所・サロン連絡会の開催、運営費の補助などを行うほか、活動状況を把握し、周知をもって地域住民の参加を促すなど、地域における顔の見える関係づくりや互助の振興を目的に、居場所・サロン活動の取組を推進していきます。	継続
③世代間交流の推進	身近な地域の居場所・サロンを中心に、子どもから高齢者まで、ふれあう機会が少ない者同士が文化、運動などを通した交流活動を行い、世代を超えた地域ネットワークへと発展させていきます。	継続

(2)社会参加等促進事業

実施項目	内 容	備考
①介護予防普及啓発事業	地域包括支援センター等と連携した、西・東・南小学校生きがい教室と、老人福祉センターでの高齢者を対象とした健康づくり活動、寝たきり予防のための普及啓発を行います。（月1回）	継続
②障がい者スポーツ大会参加支援	障がい者のスポーツ活動の支援及び交流促進を図るため、三島市身体障害者福祉会や三島市手をつなぐ育成会の会員の皆様、関係する障がい者支援事業所に通う利用者の皆様の、障がい者スポーツ大会への参加支援を行います。	継続

基本目標2 地域における活発な福祉ネットワークの構築

基本方針1(重点方針) 地域の担い手づくりとネットワークづくり

■施策の方向性

地域の状況や課題を把握する地域の担い手を育て、地域の課題解決に向けて各団体や機関等と連携して対応できるネットワークの構築に取り組みます。

■現状と課題

急速な高齢化の進行や、支援ニーズの多様化に伴い、福祉サービスや地域の活動を担う人材の不足は全国的な課題となっています。

また、人口は減少していますが、世帯数は増加傾向にあり、核家族化が進行していることがうかがえます。これにより、これまで多世代で暮らすことで家庭内の問題を家族で解決したり、地域のネットワークを介して課題解決に取り組んできたことも、現在では、個人や親だけで悩みや不安、問題を抱えてしまう場面が増えてきています。

こうした問題を解決するためには、より身近な地域で助け合い・支え合える担い手の存在と顔の見える関係づくりが不可欠であり、さらに、把握した内容を専門機関や関係機関等と連携して、解決に向けて取り組んでいく体制づくりが重要になります。

■重要業績評価指標（KPI）

項目	基準値 令和2年（2020年）	目標値 令和7年（2025年）
地域支え合い会議の開催箇所	4箇所	5箇所
福祉の担い手等の養成者数	年5人	年15人
法人間連携による協働の取組件数（新規）	-	5件
居場所・サロンの登録数（再掲）	40件	45件
世代間交流の支援件数（再掲）	8件	15件
ボランティア入門講座の受講者数（再掲）	新型コロナウイルス感染症の影響により未実施	年20人
地域福祉活動計画に関する広報啓発回数（再掲）	年1回	年2回

■取組

施策と主な事業

【施策】地域における互助の振興

(1)地域福祉推進事業

実施項目	内 容	備考
①福祉ニーズの把握	福祉ニーズに基づく活動を進めるため、地域住民の要望、福祉課題、社会資源等について、各種会議への出席やアンケート調査を用いて把握し、課題解決のための方法について調査・研究を行います。	継続
②地域支え合い会議の開催	地域住民とともに地域の課題を把握・共有し、解決に向けた話し合いを通して、地域における助け合い・支え合いの体制を構築していきます。	新規
③福祉の担い手等の養成	住民が主体となって地域福祉活動を進めていけるよう、福祉ニーズに基づいた、福祉の担い手養成に取り組みます。	継続
④法人間連携推進会議の開催	福祉課題等に対応した地域の福祉サービスの一層の充実が図られるよう、複数法人が参画するネットワークを構築し、当該参画法人がもつそれぞれの強みを活かすことを通じて、福祉課題等の解決に向けた協働による取組を推進していきます。	新規
⑤課題解決に向けた研究・開発及びモデル事業の実施	地域住民をはじめ、多様な機関と連携し、福祉課題等の解決に向けた研究・開発に努めるほか、モデル事業の実施を通して、地域課題の解決力の強化を図ります。	新規
⑥小地域ネットワーク活動の推進	身近な地域の居場所・サロン活動等から、支援が必要な人への声掛けや援助活動に発展していけるよう、小地域における支え合いのネットワークを構築していきます。	継続
⑦生活支援コーディネーター業務の推進	※再掲※ (P60参照)	継続
⑧居場所・サロン支援	※再掲※ (P60参照)	継続
⑨世代間交流の推進	※再掲※ (P60参照)	継続

(2) ボランティアセンター事業

実施項目	内 容	備考
①社会貢献に取り組む企業の発掘・支援	企業や地域社会などの垣根を越えた協働活動を通じて、企業・社会が相互理解を深め、より良い社会の実現、より良い社会貢献のあり方について考える機会を推進します。また、社会貢献に取り組む企業については、市社協の広報活動を通じて周知を図り、企業の社会貢献の取組を推進します。	継続
②ボランティア入門講座の開催	※再掲※ (P57参照)	継続

(3) 広報啓発事業

実施項目	内 容	備考
①地域福祉活動計画の周知	※再掲※ (P55参照)	継続

基本方針2 地域でつながり暮らしと生きがいをともにする交流づくり

■施策の方向性

年齢や性別等を問わず、さまざまな人が集い、ともに過ごす場や機会の創出に向けた支援を実施します。

■現状と課題

地域の中で、住民同士が互いを知り、支え合う関係づくりを進めていくためには、地域活動やイベント、講演会等の学習の機会や地域の居場所などの交流の機会の充実を図り、参加者を増やしていくことが、そのきっかけづくりの第1歩となります。

また、高齢者の生きがいづくりや、市民の多様な経験とスキルを地域貢献につなげていく場という観点からも、参加・参画機会の充実は大きな役割をもちます。

市社協では、これまで年齢や性別、障がいの有無、国籍等を問わず、地域住民同士が交流する場や機会が継続的に拡大するよう、サロンの開催などの住民運営による居場所づくりを支援し、地域のつながりが深まるような仕掛けづくりに取り組んできました。

全国的に新型コロナウイルス感染症の影響により、こうした集いの場が開催できない状況が続いているが、本来、人と人が会い、話をし、同じ経験をすることは、健康づくりや介護予防、生きがいづくりの観点からも大切な行為であることから、安全性に十分配慮した場の開催や機会づくりに向けた検討と調整を行い、引き続き、地域でのイベント開催や居場所づくりに取り組みます。

■重要業績評価指標(KPI)

項目	基準値 令和2年(2020年)	目標値 令和7年(2025年)
居場所・サロンの登録数（再掲）	40件	45件
世代間交流の支援件数（再掲）	8件	15件
当事者組織の立ち上げ数	1件	2件

■取組

施策と主な事業

【施策】交流の機会の創出と充実

(1)地域福祉推進事業

実施項目	内 容	備考
①居場所・サロン支援	※再掲※（P60参照）	継続
②世代間交流の推進	※再掲※（P60参照）	継続
③当事者組織の立ち上げ	各事業において把握した課題や寄せられる相談等から、悩みをもつ当事者が地域で孤立していないか、悩みを共有する場を必要としているのではないかなどのニーズを基に、当事者に係る関係機関と連携して、当事者同士がつながることのできる組織の立ち上げを支援していきます。	継続

基本方針3 強くてやさしい安全・安心な地域づくり

■施策の方向性

災害時の支援体制の整備や防犯活動の促進を通じて、有事の際でも地域で助け合いが行われるよう、安全・安心に暮らせる環境整備の推進に取り組みます。

■現状と課題

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、災害時でも地域で助け合える環境や、犯罪の少ない環境が重要となります。

全国各地での甚大な自然災害の発生、振り込め詐欺などの高齢者や障がいのある方を狙った犯罪の増加により、地域住民の不安が増加するなど、地域における災害時の体制整備と防犯活動の恒常化が必要になってきています。

自然災害にどのように対処するのか、犯罪をどのように防ぐのか、日頃から市民一人ひとりが考え、地域での協働を意識できるように、引き続き災害時の支援体制の整備と防犯活動の促進に取り組んでいく必要があります。

■重要業績評価指標(KPI)

項目	基準値 令和2年(2020年)	目標値 令和7年(2025年)
災害ボランティアコーディネーター養成講座修了者数	新型コロナウイルス感染症の影響により未実施	年30人
災害ボランティアコーディネーター登録者	25人	30人
災害ボランティア本部立ち上げ訓練参加者数	新型コロナウイルス感染症の影響により未実施	年60人

■取組

施策と主な事業

【施策】防災活動の確立と防犯活動の促進

(1)ボランティアセンター事業

実施項目	内 容	備考
①災害ボランティア本部立ち上げ訓練	行政と市社協が連携し、災害時のボランティア受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う災害ボランティア本部が、速やかに設置できるよう立ち上げ訓練を実施します。	継続
②災害ボランティア本部運営マニュアルの定期的な見直し	三島市地域防災計画に基づき、災害ボランティア本部の円滑な運営と、的確な被災者支援を図るために作成したマニュアル（令和元年度作成）について、行政及びボランティアとともに定期的に見直しを行います。	継続
③災害ボランティアコーディネーター活動支援	災害ボランティア本部の運営・コーディネートを担うこととなる、災害ボランティアコーディネーターへ技術指導等の支援を行います。	継続
④災害ボランティアコーディネーター養成講座	災害ボランティア希望者と被災者のニーズを結びつける災害ボランティアコーディネーターを養成し、市内における災害ボランティア受入体制の整備を図ります。	継続

(2)地域防犯活動促進事業

実施項目	内 容	備考
①三島市老人福祉センター防犯教室	高齢者を狙った犯罪を未然に防ぐため、ひとりでも多くの高齢者へ注意を喚起するべく、三島市老人福祉センター利用者に向け防犯教室を開催し、防犯意識の普及、啓発に努めます。	継続
②社会を明るくする運動の支援	7月の強化月間を中心に、ポスターの掲示やキャンペーンへの参加などの推進に努めます。	継続
③更生保護サポートセンター活動の支援	保護司をはじめとする更生保護ボランティア等の相談援助活動の場を提供するとともに、活動に関する啓発及び支援を行います。	新規

基本目標3 総合的で包括的な支援体制の整備

基本方針1(重点方針) 分野を横断した相談支援体制づくり

■施策の方向性

地域で複雑な困りごとや悩みごとを抱える個人や家族に対して、相談しやすい環境と適切な関係機関等につなげる連携体制を整えるなど、分野を横断した相談支援体制づくりに取り組みます。

■現状と課題

生活困窮の課題を抱える世帯では、障がいやひとり親家庭など、その原因となるさまざまな課題を複合的に抱えているケースが多く、自身の悩みや課題を誰にも相談できず、社会的に孤立してしまうケースが懸念されます。

こうした、生活において困難を抱える人たちに対しての経済的・物質的支援の充実が求められています。

また、ライフスタイルの多様化やライフステージの移行に伴い、既存の制度では対応が困難、あるいは、福祉サービスの基準には該当しないものの何らかの支援が必要と考えられる、いわゆる「制度の狭間」への対応が、全国的に課題となっています。

のことから、「誰一人取り残さない」セーフティネットの強化を図るため、権利擁護の取組を推進するとともに、現行の制度では対応が難しいケースに対して、柔軟に対応するための連携体制や相談支援体制の強化が求められています。

市社協では、福祉サービスの利用をはじめ、行政や三島市生活支援センターと連携した経済的困窮者への支援を行うとともに、生活に関する悩みごとや困りごと、複雑・多様化する福祉ニーズについて気軽に相談できるよう、職員のスキルアップや福祉総合相談事業の充実、さらには、成年後見支援センターの運営を受託し、権利擁護に係る相談の充実も図っています。

今後も、こうした地域における個々の複雑な悩みや困りごとは増えていくことが考えられることから、相談体制のさらなる充実と関係機関との密接な連携体制の整備を図り、地域の福祉の中核機関としての機能を強化していく必要があります。

■重要業績評価指標(KPI)

項目	基準値 令和2年(2020年)	目標値 令和7年(2025年)
相談対応職員の研修受講回数	年2回	年3回
生活支援員活動者数	8人	13人
法人後見支援員活動者数	10人	15人
市民後見人養成研修受講者数	年8人	年10人
市民後見人活動者数	1人	5人
居場所・サロンの登録数（再掲）	40件	45件
当事者組織の立ち上げ数（再掲）	1件	2件

■取組

施策と主な事業

【施策】相談体制の充実と権利擁護等に関する事業の推進

(1) 福祉総合相談事業

実施項目	内 容	備考
①福祉総合相談	個人や家族の方からの相談に対応するほか、地域のさまざまな団体・組織からの、福祉・生活に関わるあらゆる相談を受け止め、市社協がもつ各種ツールにつなぐほか、行政や関係機関、地域の居場所などと連携して、さらなる総合的かつ包括的な支援となるような相談・援助を進めます。	拡充
②ボランティア相談	※再掲※（P57参照）	拡充

(2) 権利擁護事業

実施項目	内 容	備考
①日常生活自立支援事業の実施	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な方が自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、市社協職員である「専門員」と、専門研修を受けた「生活支援員」が福祉サービスの利用援助等を行います。	継続
②生活支援員の確保	今後の需要増加に対応できるよう「生活支援員」の養成を行い、生活支援員の確保に努めます。	継続
③法人後見事業の実施	法人として成年後見人等を受任し、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、財産管理及び身上監護に関する契約など、法律行為全般を行います。また、市民後見人の後見業務を監督する後見監督人も行います。	新規
④法人後見支援員の確保	後見業務の新たな担い手である市民後見人の誕生を目指し、市民後見人養成研修修了者を対象に、市社協が行う法人後見の支援員として活動してもらいます。	新規
⑤成年後見支援センターの運営	成年後見制度の利用促進を目的に、成年後見支援センターを運営します。関係機関による連携ネットワークを構築し、円滑かつ適切な権利擁護支援を行うための体制づくりに取り組みます。	新規
⑥成年後見制度に関する相談窓口の設置	相談しやすい環境を整備するために、成年後見支援センター職員が対応する一般相談窓口と、弁護士と司法書士の法律職が対応する専門相談窓口を設置します。	新規
⑦市民後見人養成講座の開催	市民感覚を活かしたきめ細かな後見活動と、地域における支え合い活動に、主体的に参画する人材を育成するため、市民後見人養成講座を開催します。	新規

(3)セーフティネット事業

実施項目	内 容	備考
①生活福祉資金貸付の実施	低所得世帯、障がい者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長、並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるように支援します。	継続
②生活一時扶助金の実施	生活保護に至らず、生活福祉資金の貸付条件も満たさないものの、手持ち金がなく、また、解雇・病気等の理由により、給料日や年金支給日等までに生計の維持が困難となった場合のつなぎ生活費として、年1回10,000円を限度に扶助します。	継続
③食糧支援の実施	生活困窮者等に対して、フードバンクふじのくにより取り寄せた食糧や、市民から寄付していただいた食糧等を提供して支援します。自立支援につながるよう、2週間ごとの相談援助日を設け、生活状況をうかがいながら提供していきます。	継続
④歳末見舞金の贈呈	新たな年を迎える時期に、支援を必要とする世帯が地域で安心して暮らすことができるよう、市民から寄せられた歳末たすけあい募金を活用し見舞金の贈呈を通して支援します。	継続

(4)地域福祉推進事業

実施項目	内 容	備考
①居場所・サロン支援	※再掲※ (P60参照)	継続
②小地域ネットワーク活動の推進	※再掲※ (P62参照)	継続
③当事者組織の立ち上げ	※再掲※ (P65参照)	継続

基本方針2 安心して暮らし続けることができる思いやりのあるまちづくり

■施策の方向性

同じ地域に住む高齢者や障がいのある方が、どのようなことに困っていて、外出時等にどんな制約があるのかを知り、その支援と配慮をもって、誰もが安心して気持ちよく暮らし続けることができる、思いやりのあるまちづくりを推進します。

■現状と課題

現在、駅や建築物などのハード面のバリアフリーが進み、道路には視覚障害者用誘導ブロックや音響信号、また、電車には液晶モニターによる文字情報、各建築物にはエレベーターやだれでもトイレなど、さまざまな設備が設置されるようになりました。しかし、これらのハード面のバリアフリーが進んだだけでは十分でなく、同じまちを利用する誰もが、高齢者や障がいのある方と同じ目線に立ち、どのようなことに困っていて、バリアフリー化された施設や設備をどのように利用されているかを理解することが大切です。

誰もが安心して気持ちよく暮らし続けることができる、思いやりのあるまちづくりには、同じ地域に住む誰をも隣人として理解し、自分にできることや地域でできることなどを考えて支え合う、心のバリアフリーについて考え方を取り組んでいくことが重要です。

■重要業績評価指標(KPI)

項目	基準値 令和2年(2020年)	目標値 令和7年(2025年)
学校における福祉教育の実施回数（再掲）	年18回	年20回
市民等に向けた福祉啓発の実施回数（再掲）	年2回	年3回

■取組

施策と主な事業

【施策】心のバリアフリーの推進

(1)福祉教育事業

実施項目	内 容	備考
①学校における福祉教育の実施	※再掲※ (P54参照)	拡充
②市民等に向けた福祉啓発の実施	※再掲※ (P54参照)	継続
③心のバリアフリーの推進	※再掲※ (P54参照)	継続

(2)福祉車両・車いす貸出事業

実施項目	内 容	備考
①福祉車両・車いすの貸出し	車いす利用者の社会参加及び外出支援のため、福祉車両の貸出し、車いすの短期貸出しを実施し、移動に支障のある市民への支援を行います。	継続

資料編

1 地域福祉計画策定組織及び経過

(1) 地域福祉計画策定懇話会委員(令和2年度)

所属	氏名	備考
学識経験者（静岡県立大学短期大学部）	佐々木 隆志	会長
三島市民生委員児童委員協議会	宮川 紀代美	副会長
学識経験者（常葉大学）	青田 安史	
三島市自治会連合会	内田 新一	
社会福祉法人三島市社会福祉協議会	中村 正蔵	
三島市民間社会福祉施設協議会	杉村 伸一	
三島市子ども会連合会	篠原 誠	
三島市PTA連絡協議会	秋山 恭亮	
三島市老人クラブ連合会	近藤 敏雄	
三島市身体障害者福祉会	下山 隆伸	
三島市手をつなぐ育成会	東方 慶	
三島市保健委員会	杉本 由美子	
公募による市民	渡邊 茂	

(順不同・敬称略)

(2) 地域福祉計画庁内策定委員(令和2年度)

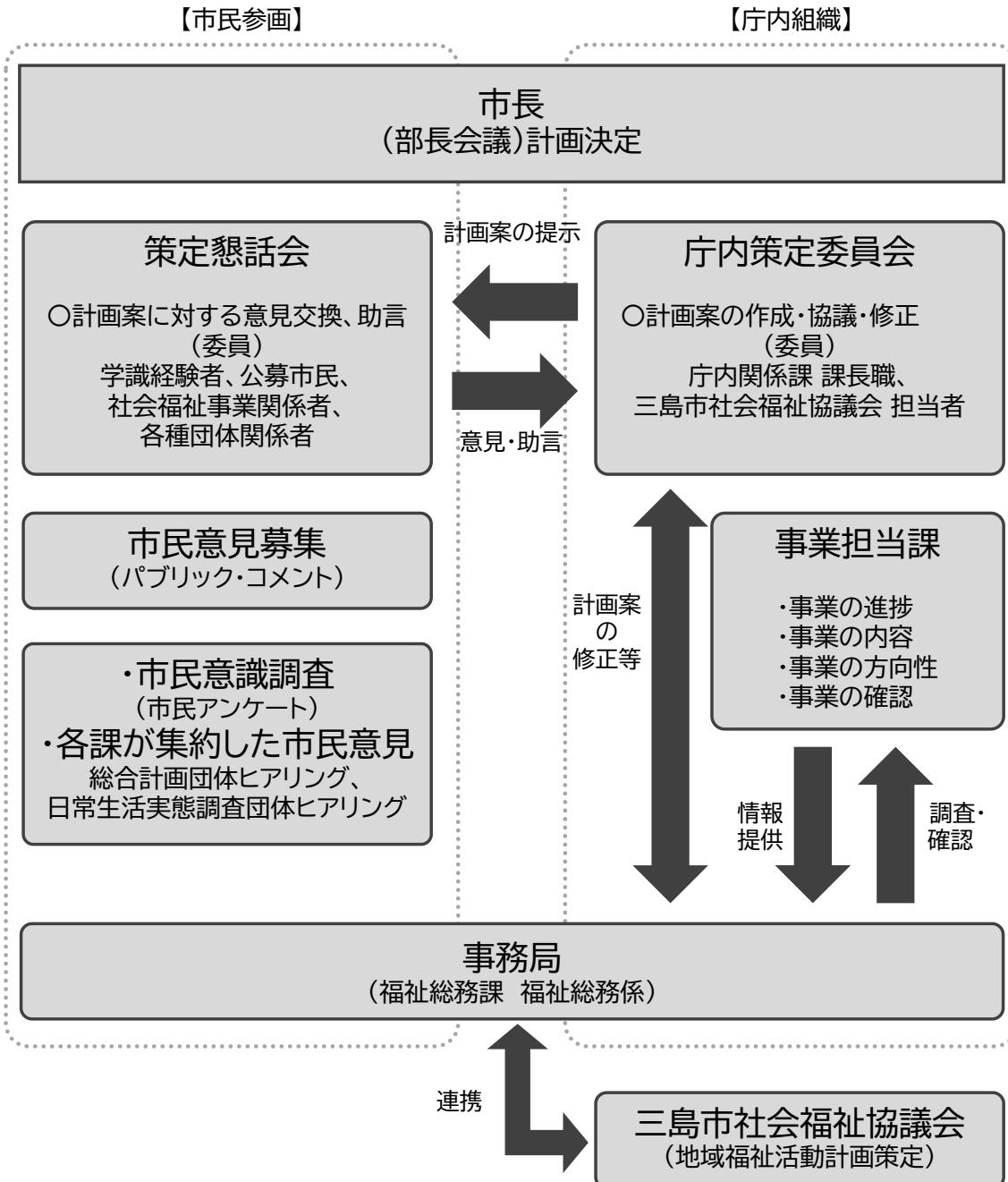
所属		補職名	氏名	備考
社会福祉部		部長	西川 達也	委員長
環境市民部	地域協働・安全課	課長	岩崎 淳子	
健康推進部	健康づくり課	技監（課長）	三枝 知子	
	地域包括ケア推進課	課長	佐野 文示	
	介護保険課	課長	浅見 徹哉	
社会福祉部	福祉総務課	課長	沼上 勝一	
	子育て支援課	課長	渡邊 由美	
	子ども保育課	参事（課長）	臼井 貢	
	障がい福祉課	課長	池田 智美	
	発達支援課	課長	青柳 健	
企画戦略部	政策企画課	課長	鈴木 啓司	
	危機管理課	課長	畠 孝幸	
教育推進部	学校教育課	課長	鈴木 真	
	生涯学習課	課長	若林 光彦	
社会福祉 協議会	振興課	課長	米山 英明	
		係長	野口 啓太郎	

(順不同・敬称略)

(3) 策定経過

実施時期	実施内容
令和元年12月23日～ 令和2年1月14日	地域福祉計画策定のためのアンケート調査 対象者：2,000人 回収：964人（回収率：48.2%）
令和2年5月12日	第1回 庁内策定委員会
令和2年5月26日	第1回 策定懇話会（書面会議）
令和2年7月14日	第2回 庁内策定委員会
令和2年8月26日	第2回 策定懇話会
令和2年11月6日	第3回 庁内策定委員会
令和2年12月14日	第3回 策定懇話会
令和2年12月23日～ 令和3年1月22日	パブリック・コメントによる意見募集
令和3年1月29日	第4回 策定懇話会（書面会議）
令和3年2月3日	第4回 庁内策定委員会
令和3年3月2日	庁議

(4)策定体制図



2 地域福祉に関する統計データ

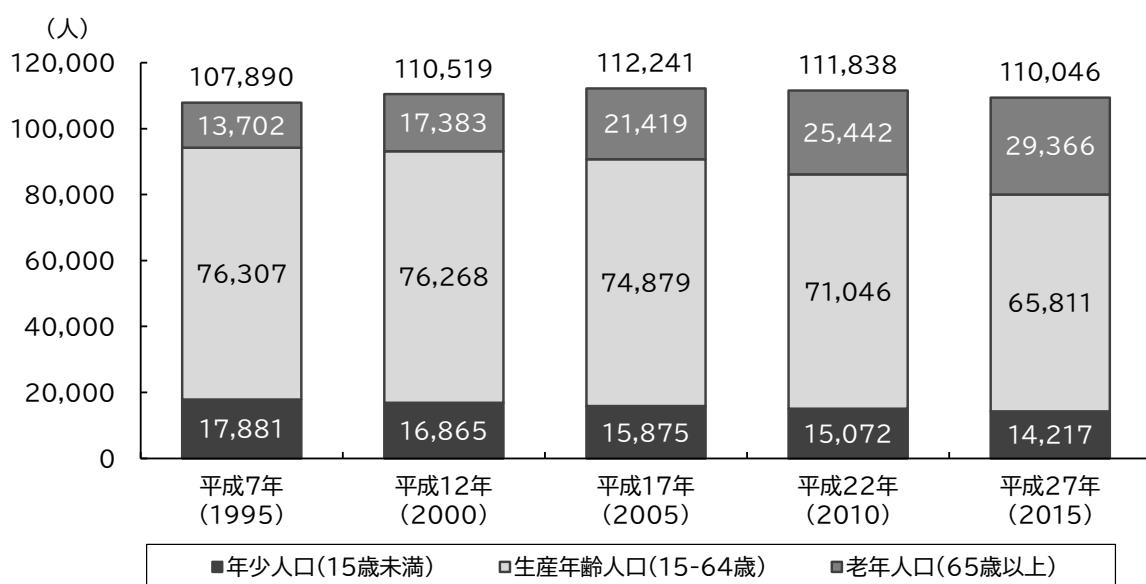
(1)年齢3区別人口

本市の総人口の推移をみると、平成7年の107,890人から平成17年の112,241人まで増加していますが、平成22年以降はやや減少傾向にあり、平成27年には110,046人となっています。

年齢3区別にみると、平成27年現在、年少人口が14,217人（12.9%）、生産年齢人口が65,811人（59.8%）、老人人口が29,366人（26.7%）となっています。

平成7年以降、年少人口は減少し、老人人口が増加しており、本市においても少子高齢化が進行しています。

■年齢3区別人口の推移



	単位：人				
	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)
総人口	107,890	110,519	112,241	111,838	110,046
増減	-	2,629	1,722	▲403	▲1,792
(増減率)	-	(2.4%)	(1.6%)	(▲0.4%)	(▲1.6%)
年少人口 (15歳未満)	17,881 (16.6%)	16,865 (15.3%)	15,875 (14.1%)	15,072 (13.5%)	14,217 (12.9%)
生産年齢人口 (15~64歳)	76,307 (70.7%)	76,268 (69.0%)	74,879 (66.7%)	71,046 (63.5%)	65,811 (59.8%)
老人人口 (65歳以上)	13,702 (12.7%)	17,383 (15.7%)	21,419 (19.1%)	25,442 (22.7%)	29,366 (26.7%)

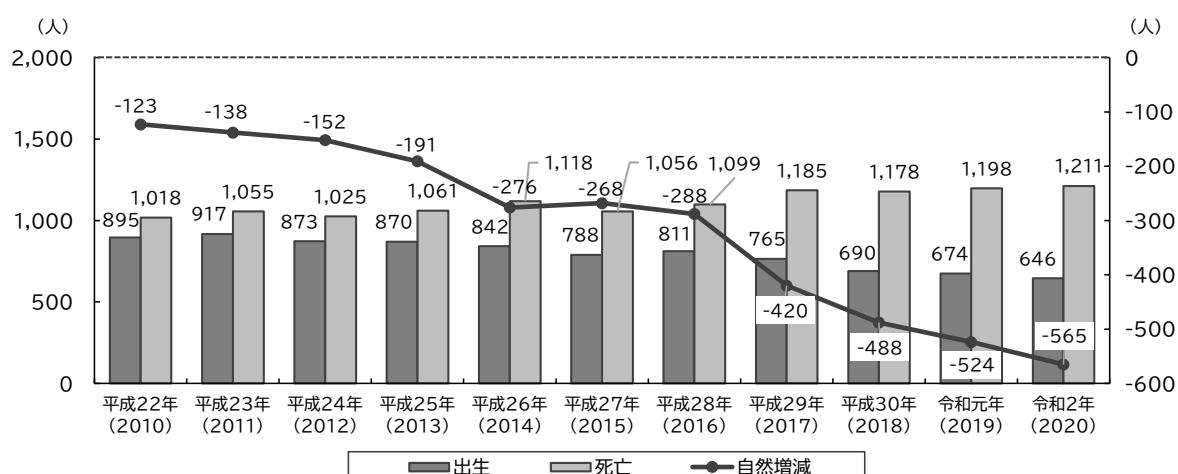
出典：総務省「国勢調査」

(2) 人口動態

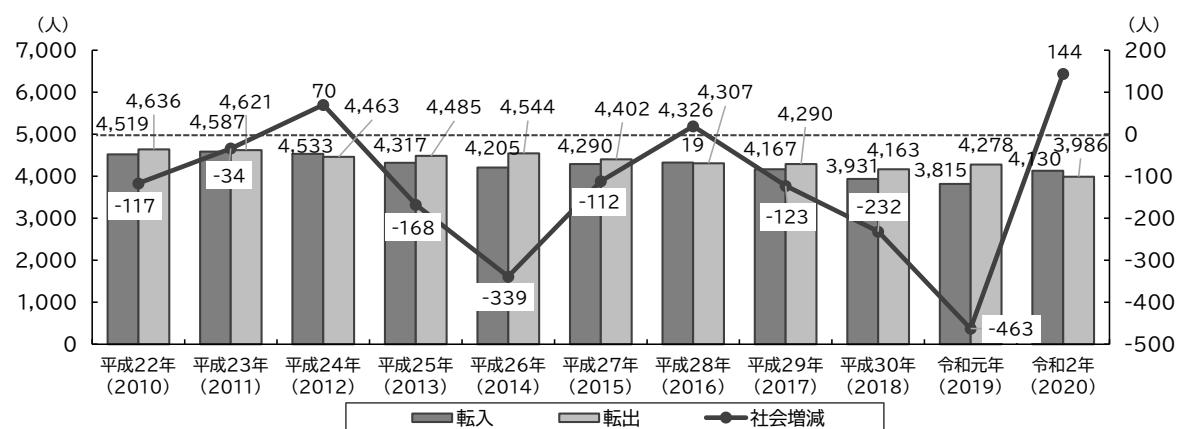
本市の人口動態をみると、自然動態（出生数－死亡数）は、平成22年以降マイナスで推移しており、令和2年は出生数646人に対して、死亡数1,211人と565人のマイナスになっています。

社会動態（転入数－転出数）は、平成22年から令和2年にかけて増減を繰り返しながら推移しており、令和2年は転入4,130人に対して、転出が3,986人と144人のプラスになっています。

■出生数・死亡数の推移



■転入数・転出数の推移



単位：人

	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)
出生	895	917	873	870	842	788	811	765	690	674	646
死亡	1,018	1,055	1,025	1,061	1,118	1,056	1,099	1,185	1,178	1,198	1,211
自然 増減	-123	-138	-152	-191	-276	-268	-288	-420	-488	-524	-565
転入	4,519	4,587	4,533	4,317	4,205	4,290	4,326	4,402	4,167	3,931	3,815
転出	4,636	4,621	4,463	4,485	4,544	4,402	4,307	4,290	4,163	4,278	4,130
社会 増減	-117	-34	70	-168	-339	-112	19	-123	-232	-463	144

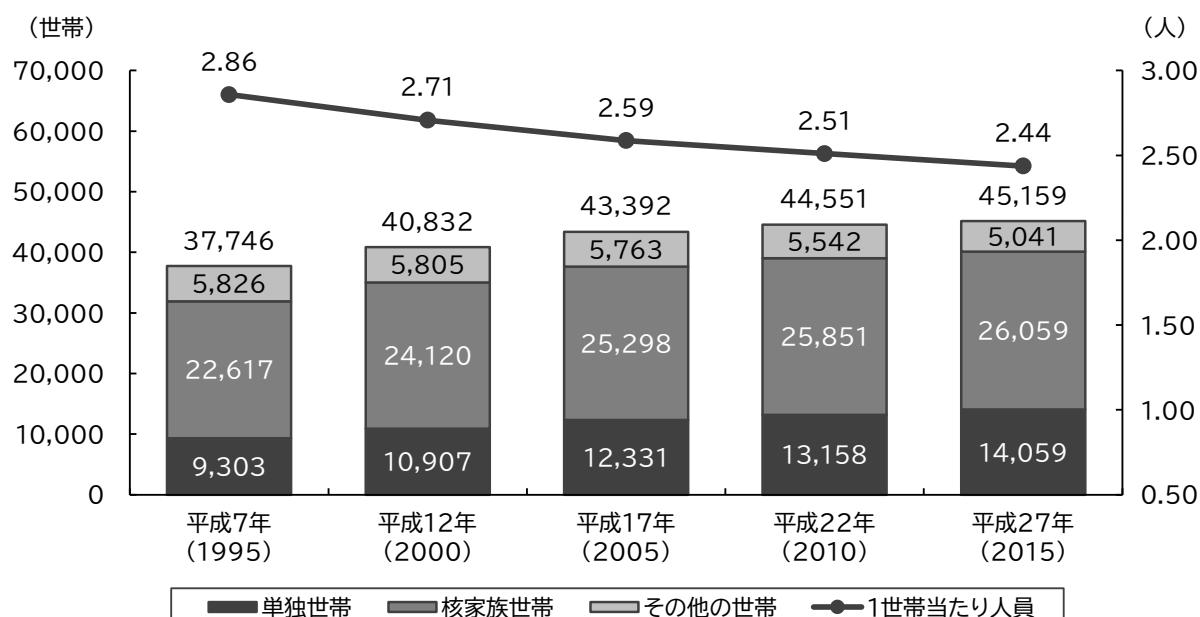
出典：三島市「統計データ」

(3)世帯の状況

本市の世帯数は増加し続けており、平成12年からの15年間で約4,000世帯増加しています。中でも単独世帯の増加率は高く、その他の世帯は減少傾向がみられ、1世帯当たり人員は減少してきています。

また、単独世帯の割合が高く、全体の約3割を占めています。

■世帯類型別世帯数・1世帯当たり人員の推移

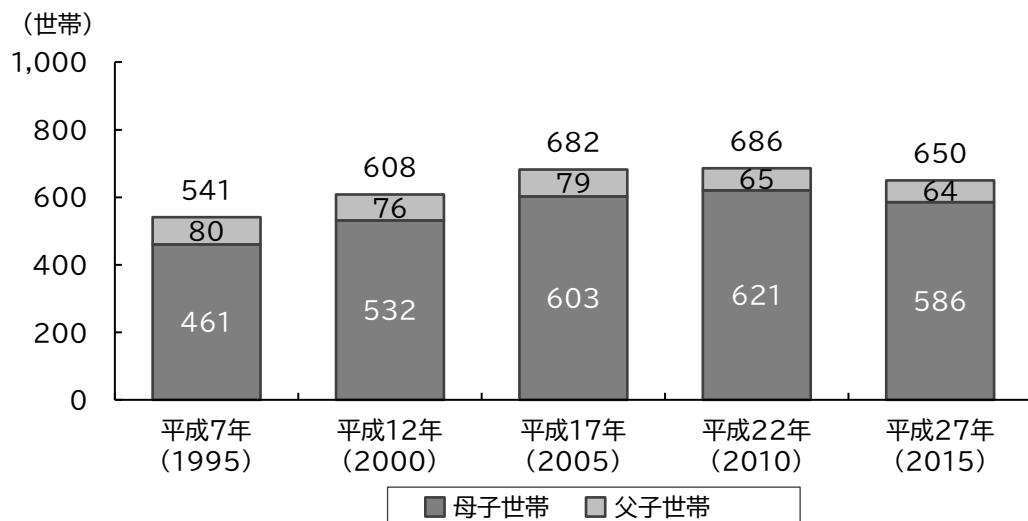


	単位：世帯・人				
	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)
総世帯数	37,746	40,832	43,392	44,551	45,159
増減 (増減率)	— —	3,086 (8.2%)	2,560 (6.3%)	1,159 (2.7%)	608 (1.4%)
単独世帯	9,303 (24.6%)	10,907 (26.7%)	12,331 (28.4%)	13,158 (29.5%)	14,059 (31.1%)
核家族世帯	22,617 (59.9%)	24,120 (59.1%)	25,298 (58.3%)	25,851 (58.0%)	26,059 (57.7%)
その他の世帯	5,826 (15.4%)	5,805 (14.2%)	5,763 (13.3%)	5,542 (12.4%)	5,041 (11.2%)
一世帯当たり人員	2.86人	2.71人	2.59人	2.51人	2.44人

出典：総務省「国勢調査」

(4)母子・父子世帯の状況

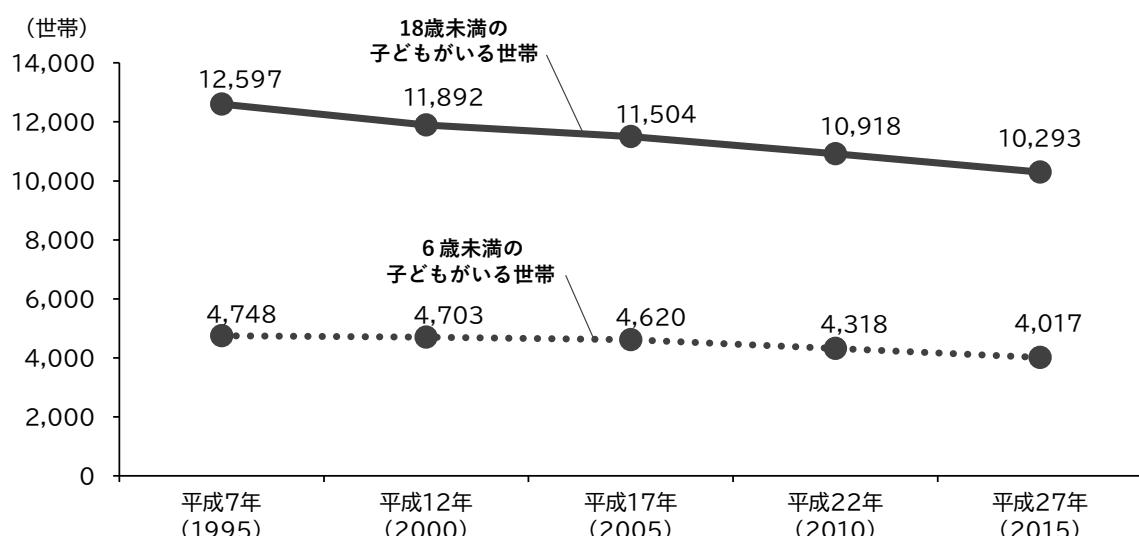
本市の母子・父子世帯数の推移をみると、平成22年まで増加傾向にありましたが、その後減少に転じ、平成27年で母子世帯が586世帯、父子世帯が64世帯となっています。



出典：総務省「国勢調査」

(5)子どものいる世帯

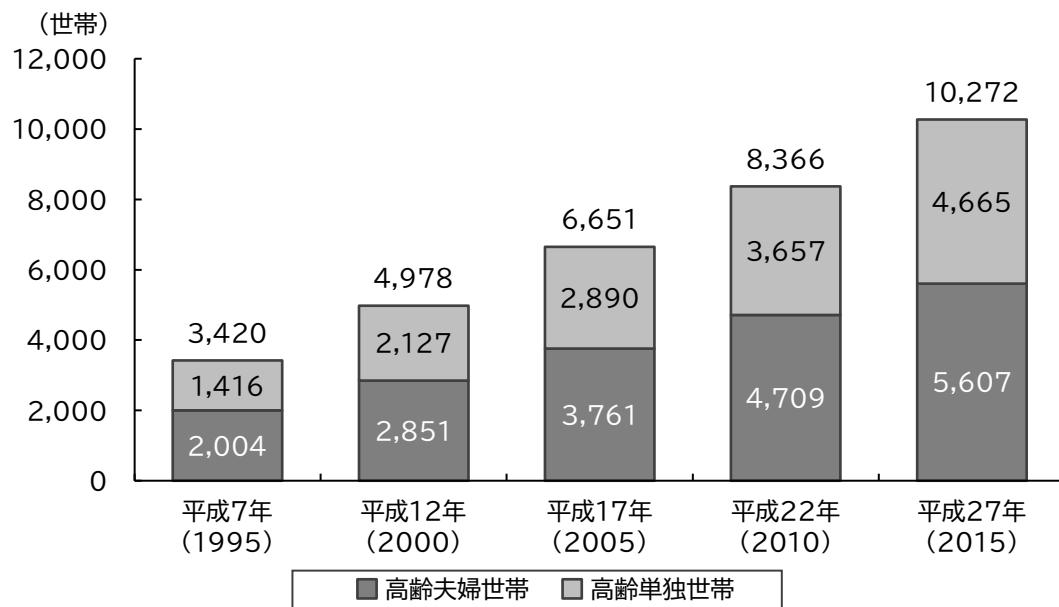
本市の子どものいる世帯の推移をみると、18歳未満の子どもがいる世帯、6歳未満の子どもがいる世帯のいずれも、減少傾向となっています。



出典：総務省「国勢調査」

(6)高齢者世帯の状況

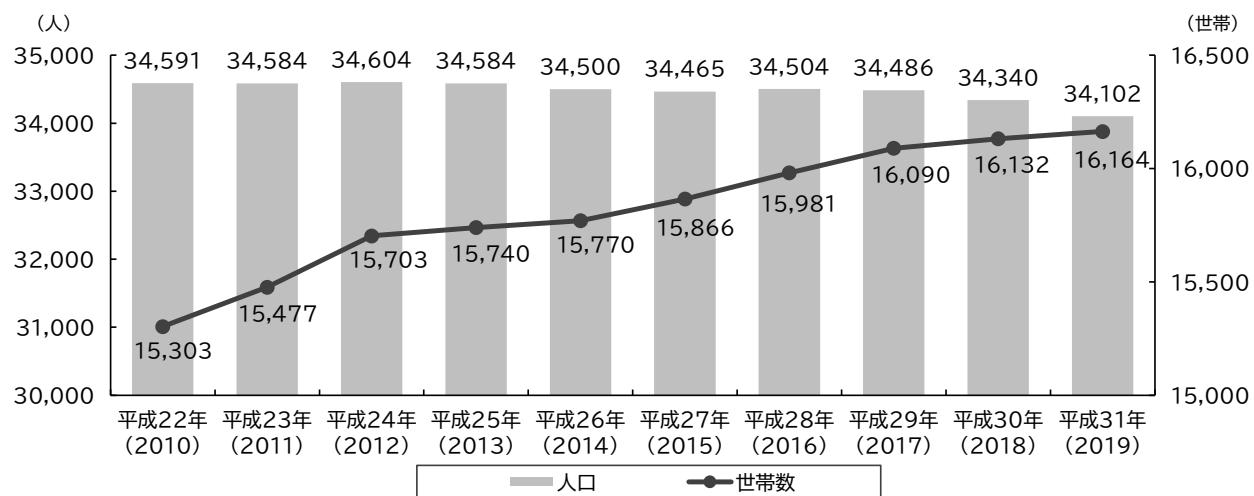
本市の高齢夫婦世帯（夫が65歳以上、妻が60歳以上の世帯）及び高齢単身者世帯は年々増加し、平成27年で高齢夫婦世帯は5,607世帯、高齢単独世帯は4,665世帯となっています。



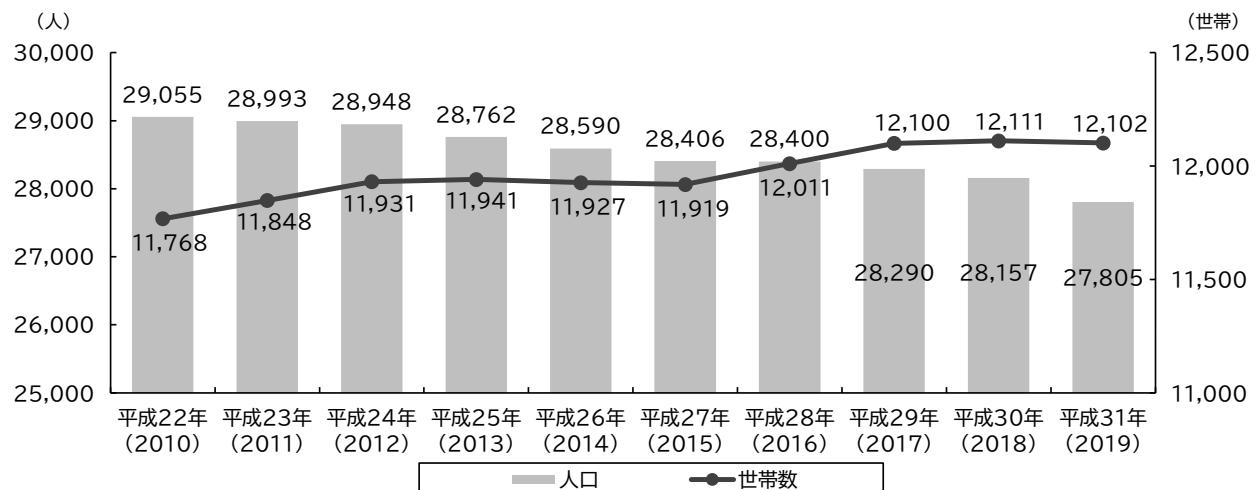
出典：総務省「国勢調査」

(7)地区別人口の推移

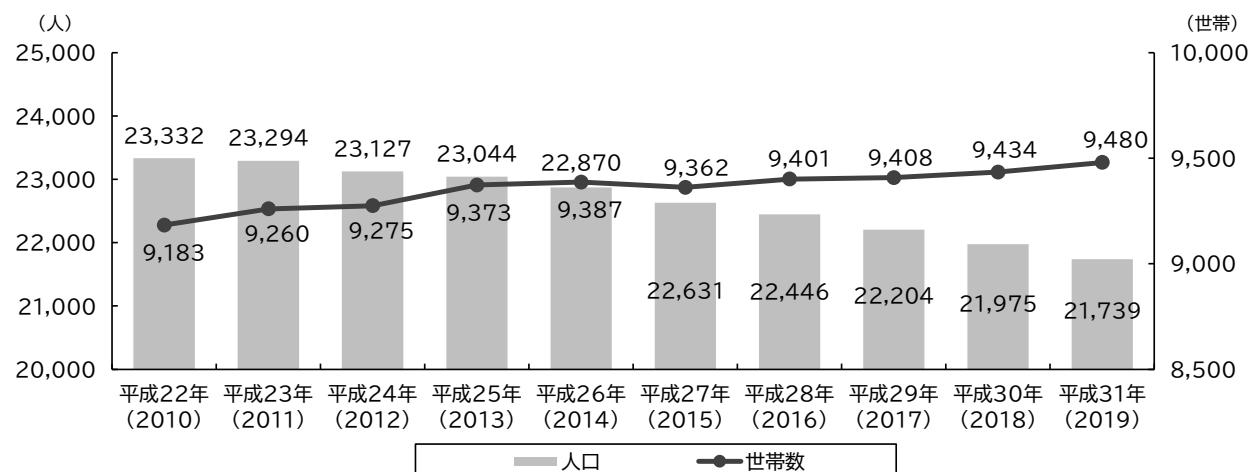
■旧市内地区の人口・世帯数の推移



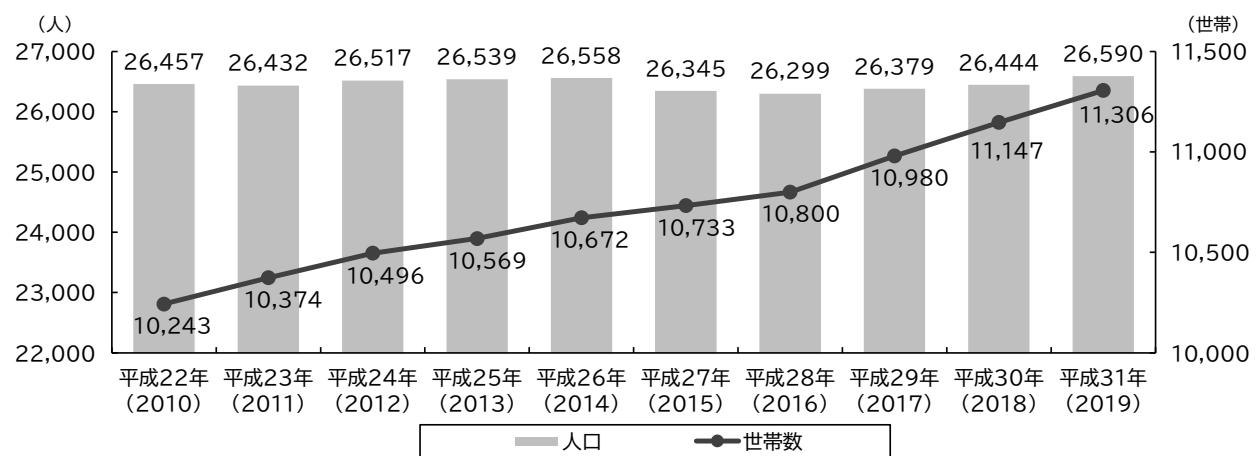
■北上地区の人口・世帯数の推移



■錦田地区の人口・世帯数の推移



■中郷地区の人口・世帯数の推移



出典：三島市「統計データ」 各年 1月 31日現在

■地区別人口増減

三島市の地区別人口の増減を平成22年と平成31年で比較すると、中郷地区がわずかに増加しているほかは減少していますが、旧市内の減少率は1.41%とほかの地区と比べると低くなっています。

4地区で最も減少率が高いのは、錦田地区で6.83%となっています。かつ1世帯当たりの人員増減率も減少率が最も高い状況です。

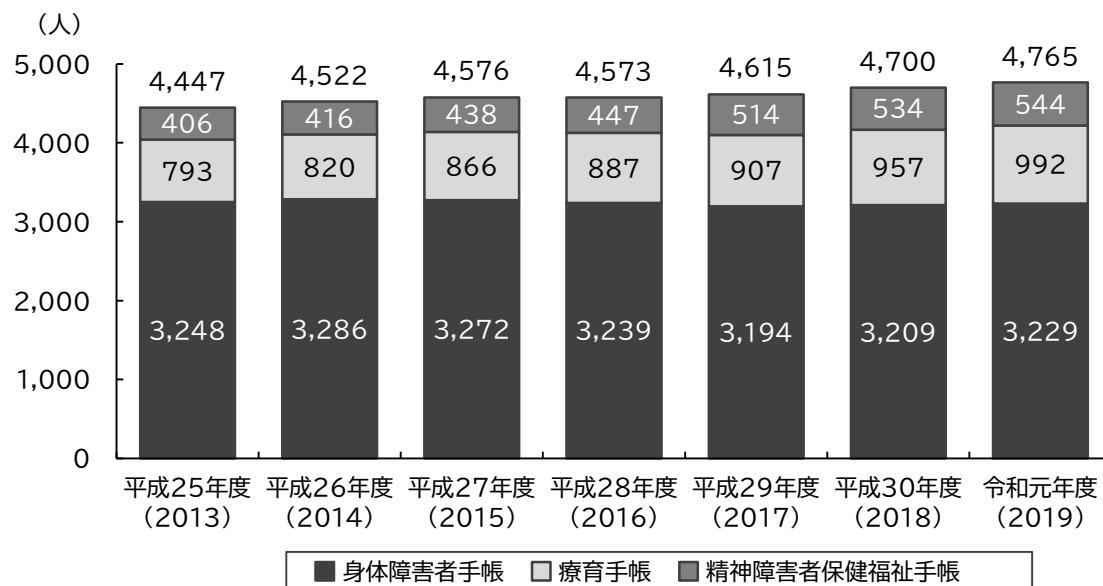
単位：人

	人口		1世帯当たり人員	
	平成22年 (2010)	平成31年 (2019)	平成22年 (2010)	平成31年 (2019)
旧市内	34,591	34,102	2.26	2.11
増減 (増減率)	— —	▲489 (▲1.41%)	— —	▲0.15 (▲6.67%)
北上	29,055	27,805	2.47	2.30
増減 (増減率)	— —	▲1,250 (▲4.30%)	— —	▲0.17 (▲6.94%)
錦田	23,332	21,739	2.54	2.29
増減 (増減率)	— —	▲1,593 (▲6.83%)	— —	▲0.25 (▲9.75%)
中郷	26,457	26,590	2.58	2.35
増減 (増減率)	— —	133 (0.50%)	— —	▲0.23 (▲8.95%)

出典：三島市「統計データ」 各年1月31日現在

(8)障害者手帳の交付者の推移

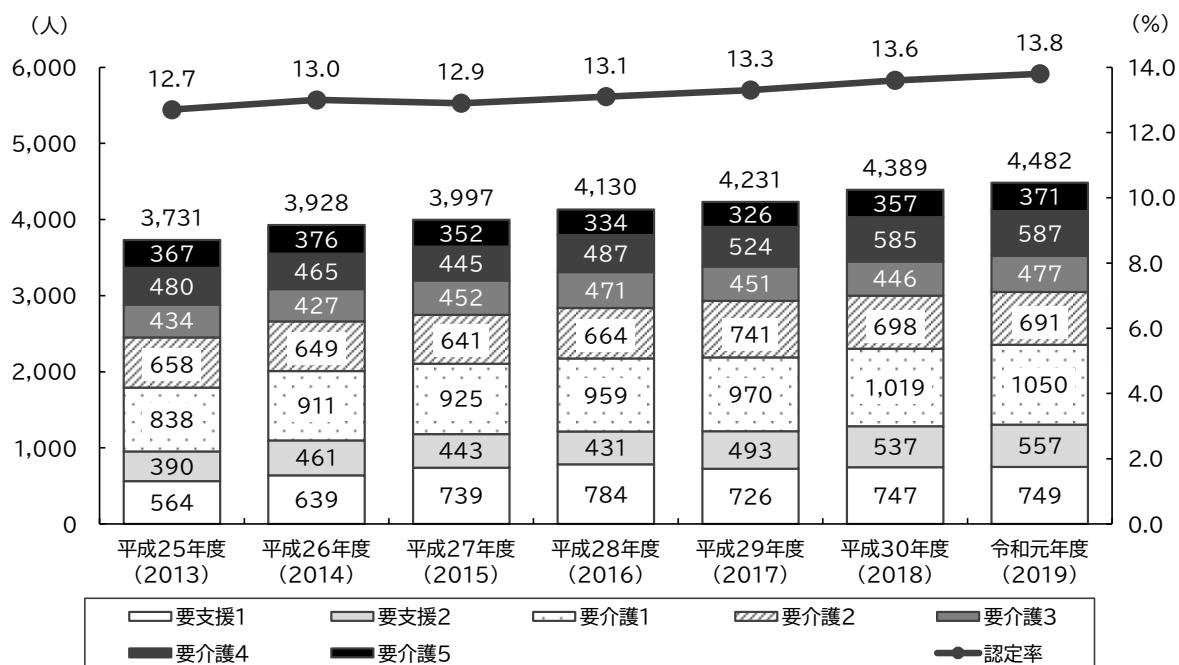
本市の障害者手帳の交付者は、全体では増加傾向で推移しています。手帳の種類別でみると、身体障害者手帳交付者は横ばいで推移している一方、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳交付者は全体に占める割合は大きくありませんが、増加傾向となっています。



出典：三島市「統計データ」

(9)要支援・要介護認定者数の推移

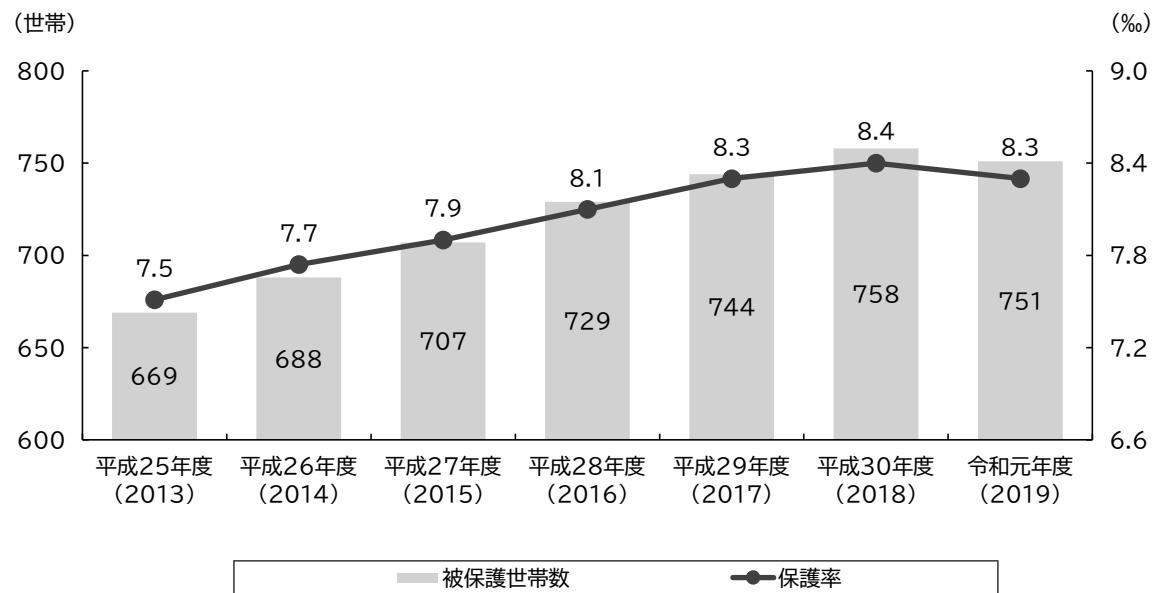
本市の要支援・要介護認定者数、認定率はともに、高齢者の増加に伴い増加傾向で推移しています。



出典：三島市「統計データ」

(10)生活保護受給世帯数・生活保護率の推移

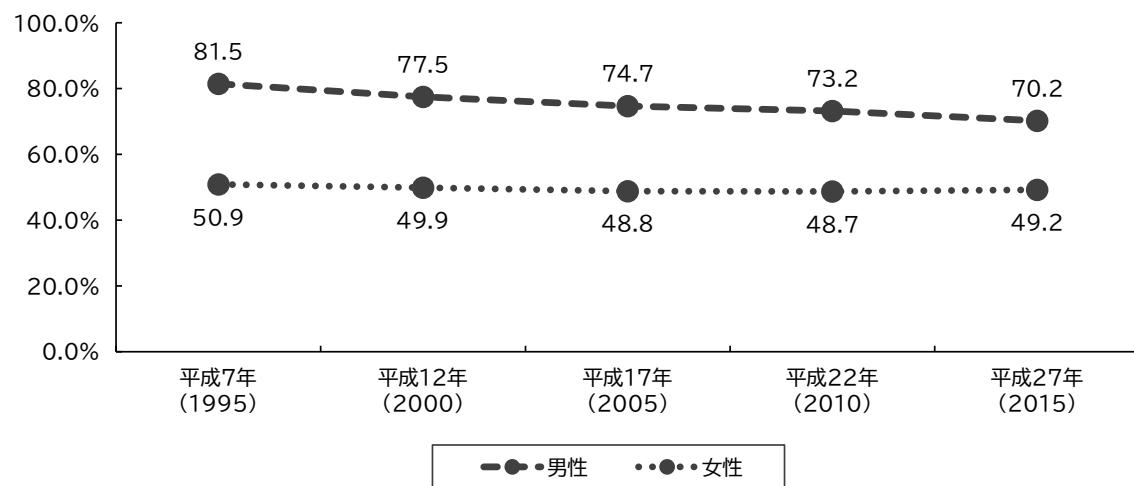
本市の生活保護受給世帯数及び生活保護率は平成30年度にかけて増加傾向で推移していましたが、令和元年度に減少し、751世帯（8.3%）となっています。



出典：三島市「統計データ」

(11)労働力率

本市の労働力率は、男性は平成7年からの減少傾向で推移し、女性も同様に減少傾向でしたが、平成27年に増加に転じています。



出典：総務省「国勢調査」

3 市民アンケート調査結果

(1)調査の目的

この調査は、日頃の市民の近所付き合いや、地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、日常生活で感じていることなどの意見等を収集し、「第4次三島市地域福祉計画」及び「第4次三島市地域福祉活動計画」策定のための基礎資料とするものです。

(2)調査の方法

○調査対象者：無作為抽出による15歳以上の市民2,000人

○調査方法：郵送による配布・回収

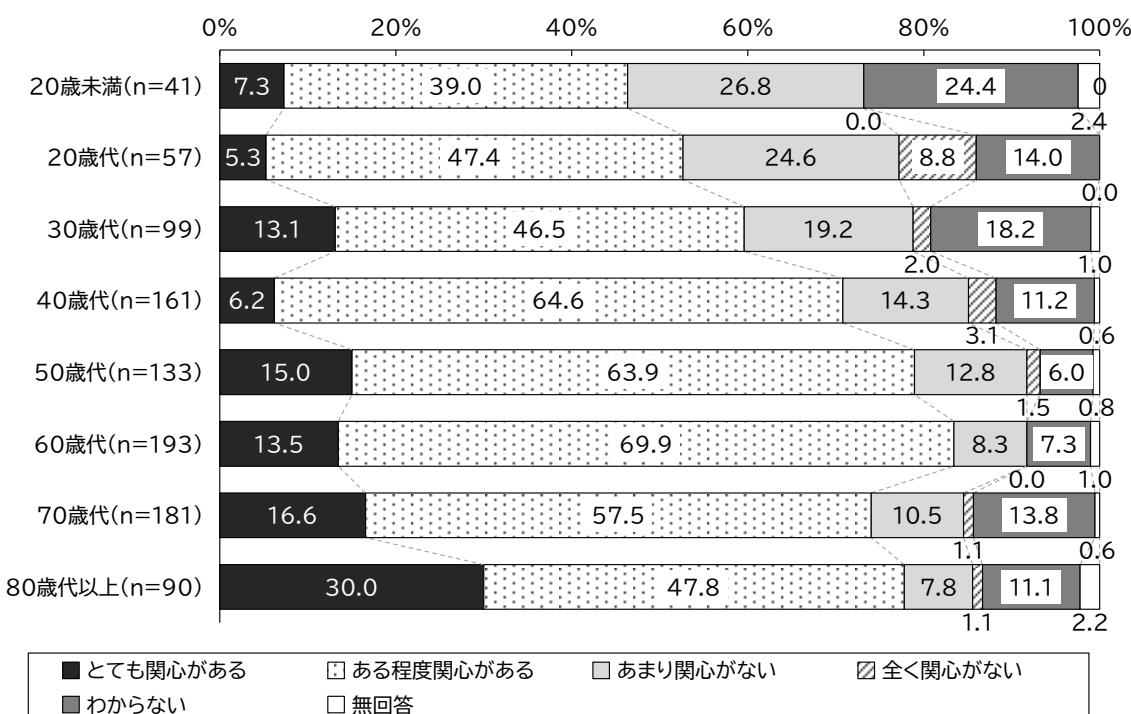
○調査期間：2019年12月23日～2020年1月14日

○配布・回収状況：

配布数	回収数	回収率
2,000票	964票	48.2%

(3)調査の結果(一部抜粋)

■福祉への関心度合



●福祉への関心について、「あまり関心がない」の割合は年齢が若いほど高く、反対に「とても関心がある」との回答は、おおむね年齢が高くなるにつれ割合が高くなる傾向がみられます。

■福祉への理解を深めるために必要な機会

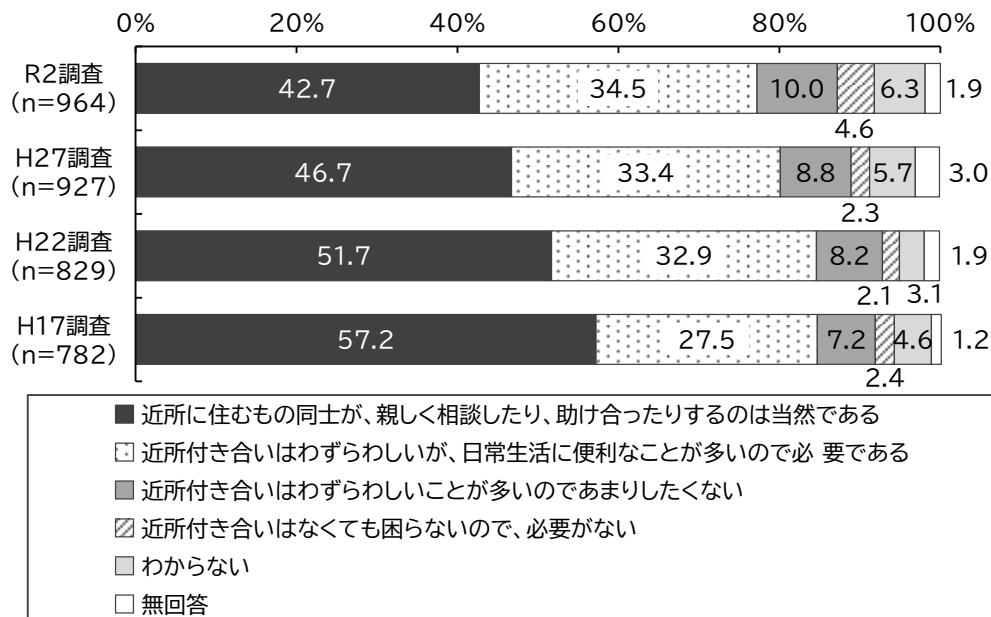
単位：%

	福祉の制度やサービス、理念や考え方について学ぶ機会	介護を必要とする人やその家族などの話を聞いたり、交流したりする機会	手話や点字、介護・介助方法などを習得する機会	住民が地域の福祉についての課題を気軽に話し合う機会	ふだんから身近に感じられるよう、子どもの頃から福祉について学ぶ機会	お祭りや地域のイベントなど、地域住民が集まる場での啓発の機会	その他	特に必要なことはない	無回答
全体 (n=964)	38.7	29.8	13.3	25.1	43.8	16.6	2.9	6.6	3.3
男性 (n=399)	40.9	26.1	10.3	22.3	38.8	15.3	2.8	9.3	2.8
女性 (n=547)	37.3	32.0	15.7	26.7	48.1	17.9	3.1	4.6	3.7
20歳未満 (n=41)	36.6	22.0	31.7	9.8	43.9	12.2	2.4	7.3	4.9
20歳代 (n=57)	47.4	26.3	21.1	15.8	50.9	15.8	3.5	8.8	3.5
30歳代 (n=99)	26.3	21.2	18.2	19.2	64.6	22.2	3.0	7.1	4.0
40歳代 (n=161)	36.0	29.2	11.8	18.0	56.5	23.0	3.7	5.0	3.7
50歳代 (n=133)	51.1	34.6	15.0	15.8	51.9	15.0	1.5	2.3	2.3
60歳代 (n=193)	41.5	34.7	14.0	27.5	41.5	15.0	3.6	4.1	1.6
70歳代 (n=181)	36.5	28.7	6.1	37.0	28.7	14.4	1.7	12.7	3.9
80歳代以上 (n=90)	32.2	28.9	7.8	40.0	17.8	12.2	4.4	7.8	4.4

● 福祉への理解を深める機会について、30歳代では「ふだんから身近に感じられるよう、子どもの頃から福祉について学ぶ機会」の割合が6割を超え高く、70歳代以上で「住民が地域の福祉についての課題を気軽に話し合う機会」の割合がほかの年齢層に比べ高くなっています。

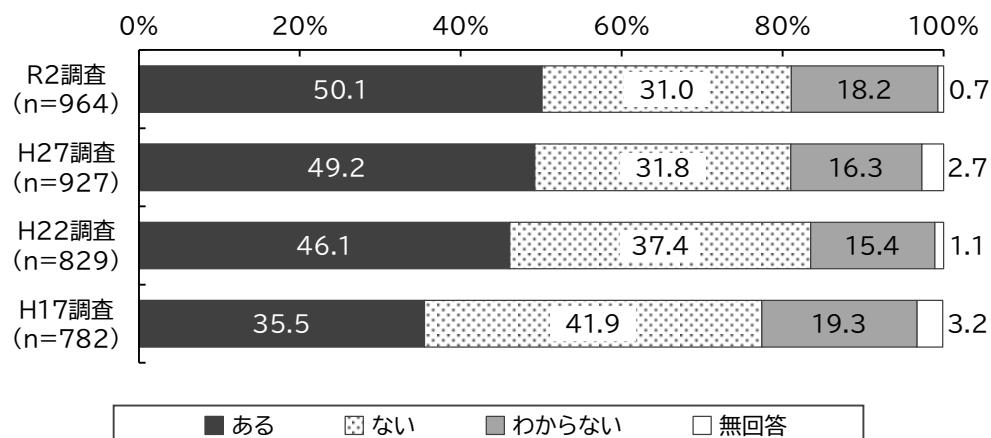
● 「福祉の制度やサービス、理念や考え方について学ぶ機会」と回答している割合は全年代で大きな差がありません。

■近所付き合いに対する考え方



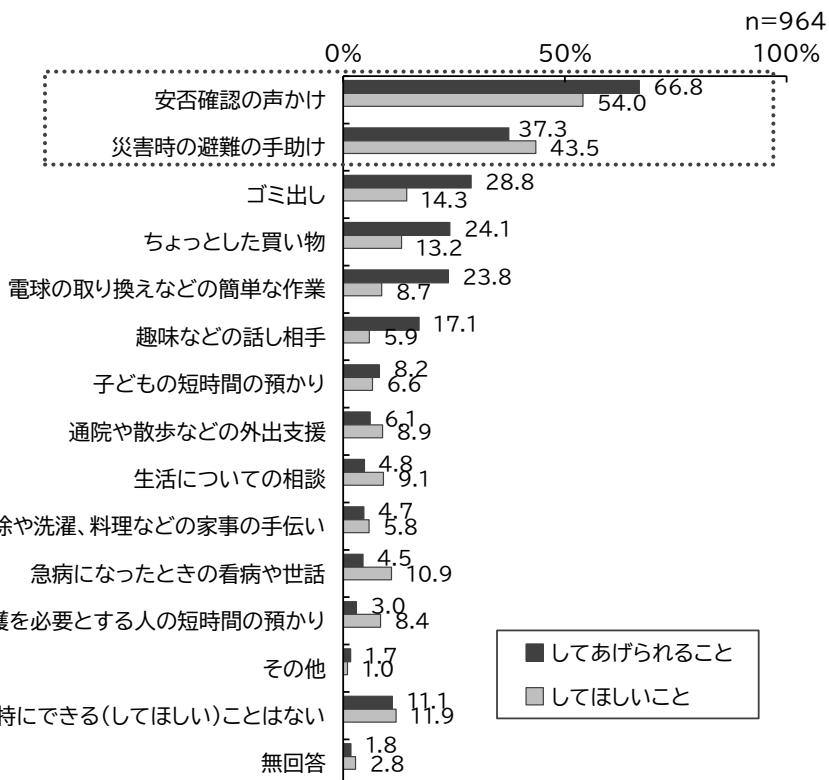
●「近所に住むもの同士が、親しく相談したり、助け合ったりするのは当然である」と回答した割合が、平成17年の調査では57.2%ですが、令和2年の調査では42.7%まで減少しています。

■福祉サービスの必要性を感じたこと



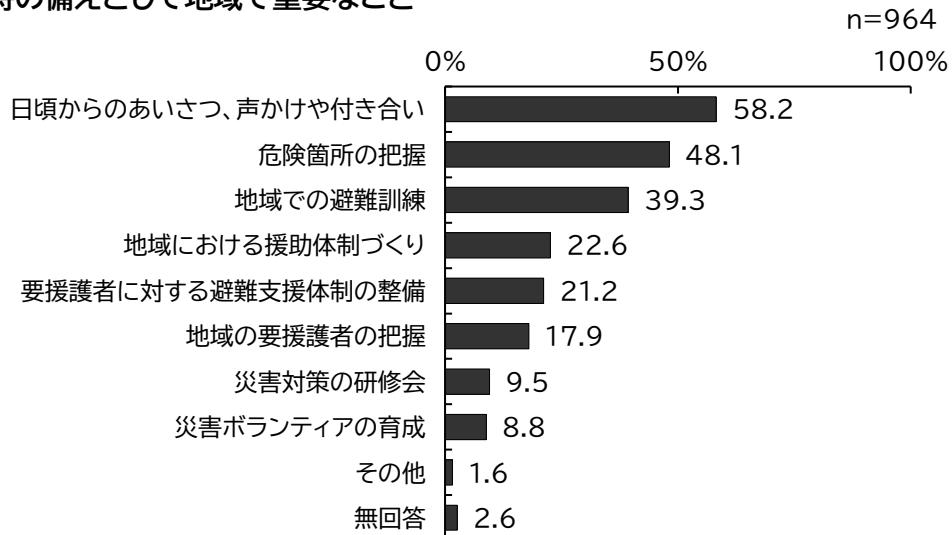
●「ある」と回答した割合が、平成17年の調査では35.5%ですが、令和2年の調査では50.1%まで増加しています。

■困っている人にしてあげられること、してほしいこと



- 困っている（人がいる）ときにしてあげられること（してほしいこと）について、どちらも「安否確認の声かけ」、「災害時の避難の手助け」の割合が高くなっています。

■災害時の備えとして地域で重要なこと



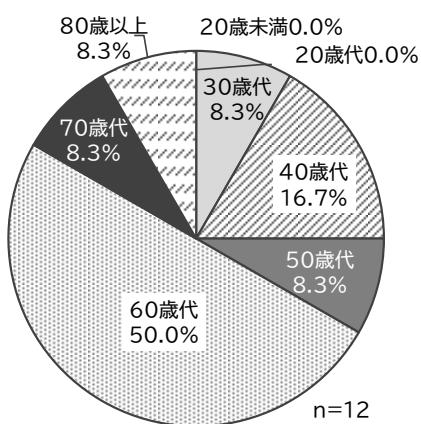
- 災害時に重要な備えについて、「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」が58.2%と最も多く、次いで「危険箇所の把握」が48.1%、「地域での避難訓練」が39.3%、「地域における援助体制づくり」が22.6%、「要援護者に対する避難支援体制の整備」が21.2%となっています。

■地域の福祉に関する意見や要望(自由意見・地区別)

旧市内地区(西部地区)

- ・三島の人々は穏やかで優しい人が多い印象
- ・空き家が増えた
- ・一人暮らしの家への訪問、声かけなどが必要
- ・隣に住んでいる人のことも分からぬ
- ・困ったときの相談先が分からぬ

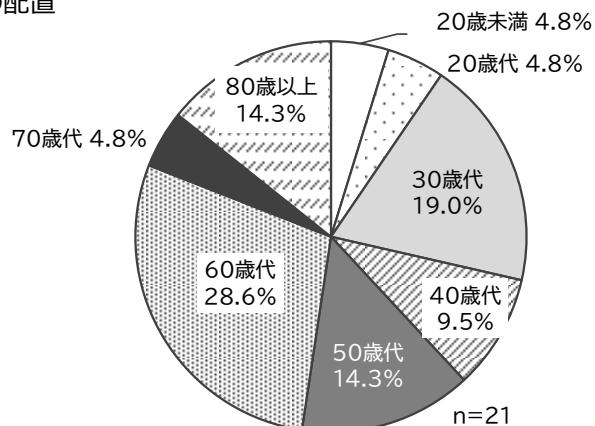
▼年代別回答者の割合



旧市内地区(中部地区)

- ・加茂川町祇園橋付近の歩道を整備してほしい、あぶない
- ・高齢、障がい、児童 3 分野の連携と、専門性の高い職員の配置
- ・老老介護となり気持ちがふさぎがち
- ・福祉情報の周知不足
- ・認知症の相談先をあらかじめ知っておきたい
- ・発達支援に対するサポートが手厚く助かっている
- ・障害者手帳所持者への助成制度を充実してほしい
- ・保育園を増やしてほしい

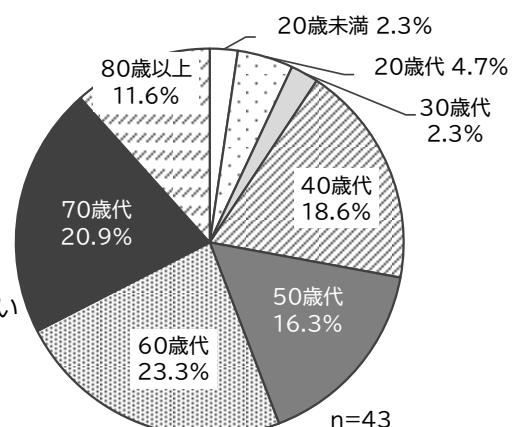
▼年代別回答者の割合



旧市内地区(東部地区)

- ・高齢者に対する公共交通機関の体制づくり
- ・子育てママや高齢者への各種講座などのイベントを開催してほしい
- ・要支援 2 の親の介護で手一杯で、地域のことまで考えられない
- ・福祉のことがよく分からぬ
- ・サロンなどの居場所づくりの充実をさらに進めさせていただきたい
- ・高齢者福祉・支援についてどこに相談したらいいか全く分からぬ
- ・独居老人や障がい者のための福祉版救急センター（電話対応）の創設
- ・一人暮らしの高齢者が増えているので、地域の見守りなど充実してほしい
- ・介護認定されずデイサービスが利用できず、集まれる居場所がない
- ・気軽に相談できる場所を多く設置してほしい
- ・「広報みしま」での福祉サービス・社協事業の周知をお願いしたい

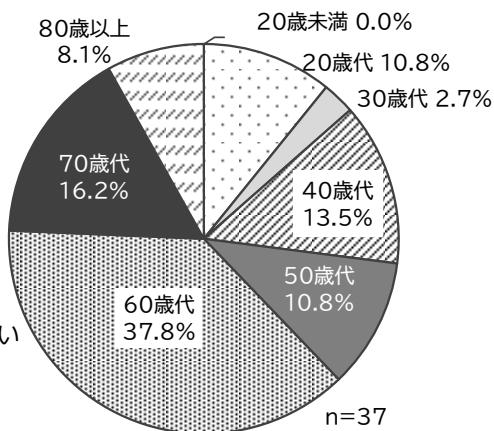
▼年代別回答者の割合



北上地区

- ・福祉活動に気軽に参加できる仕組みがあるとよい
- ・町内会レベルの組織のコミュニケーションが一番大切
- ・車いすでも安心して移動できる歩道の整備・確保
- ・高齢者増で北上号などの小さな車の巡回を考えてもらいたい
- ・福祉と医療の包括的な連携が必要
- ・働く母には保育園のサービスが十分ではない
- ・もっと地域福祉に関心・知識をもつような機会を増やしてほしい
- ・交通が不便、移動販売車の巡回など検討してほしい
- ・北上地区では新築が増え、若い世代が増えたような気がする
- ・市の中心だけでなく、各地区のつながりができるような方法を検討してほしい
- ・祖父や両親世代はともかく、30代の世代はよそよそしさを感じる地区
- ・地域の福祉を高めるような雰囲気がない
- ・より体系的に一括で福祉サービス情報が得られるシステムが必要
- ・地域の活動に協力、参加したいが機会がない
- ・近所の困りごとを小さな会合で話し合う機会がある
- ・社会福祉は世代間で考え方方が大きく異なる
- ・近所付き合いは、災害や緊急時の助け合いのために必要

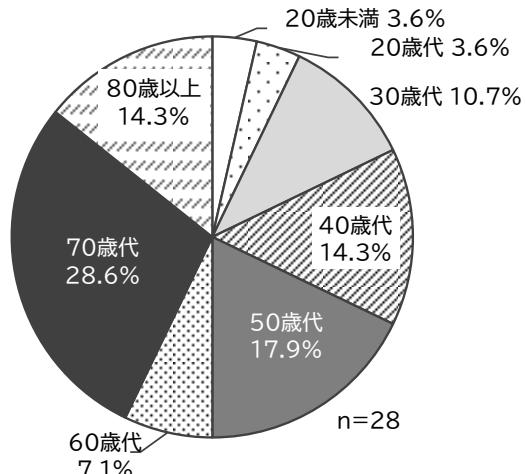
▼年代別回答者の割合



錦田地区

- ・中心地から遠く、桜ヶ丘は坂道、100円バスを運行してほしい
- ・交流機会が減っているので気軽に交流できる場が必要
- ・バス停は遠く回数も少ない、地域のバスが欲しい
- ・三恵台団地内の道路の舗装工事をお願いしたい
- ・福祉の機会を利用するのに、ややハードルが高いと感じる
- ・ボランティア頼みは事故など懸念点があるので、地域活動拠点の活用も必要
- ・地域寄り合い処や子育てサロンなどで魅力ある地域活動が展開できると思う
- ・交流が少なく地域の高齢世代が何を求めているのか分からぬ
- ・障がい児・者対象の運動会、遠足の開催を希望
- ・老人ホーム入所者への保育園・幼稚園児の訪問
- ・できる範囲で参加、協力したいと思う人は多いと思う
- ・老人会がない
- ・身近に感じて相談しやすく熱心に見守りしてくれる民生委員がいる
- ・地域の福祉を知る機会がもっとあるとよい

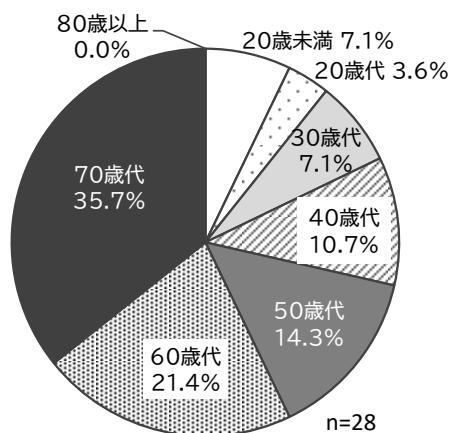
▼年代別回答者の割合



中郷地区

- ・子育て支援の拡充
- ・社会福祉協議会の活動周知に力を入れてほしい
- ・個人情報の取扱いには注意してもらいたい
- ・災害・避難情報がもっと欲しい
- ・地域のつながりは必要だと思うが、地域役員は避けたいのが本音
- ・総合病院へ向かうバスがなくて不便
- ・高齢化が進む三島市では、情報提供やサービスの充実が必要
- ・地域に支えられたことがないのでボランティアに興味がない
- ・「福祉」という言葉が曖昧で分かりにくい
- ・声をあげられない人の情報収集に積極的になってほしい
- ・相談できる窓口があることをもっとアピールしてほしい

▼年代別回答者の割合



4 事業所ヒアリング調査結果

(1) 調査の結果

本調査結果は、『三島市子どもの生活実態調査』に係る事業所ヒアリング調査（2019年1月実施）の結果及び『第5次三島市総合計画』策定に係る事業所ヒアリング調査（2019年3～6月実施）の結果から、地域福祉計画に関する内容を抜粋、整理したものです。

分野	現状と課題
子育て関係	<ul style="list-style-type: none">・子ども会で地域愛をもった子どもが育つことで、将来の自治会を担う存在になる・自治会と相互に情報共有できる場が必要・三島ならではの教育を推進してほしい・障がいや不登校などの子どもへの専門的サポート体制を整備するなど、多様性を尊重した教育を進めたいが、専門家の手厚いサポートや支援員の増員が困難である・地域と学校の連携によるボランティア参加が進まない・誰でもどこでも教育を受けられる環境の整備がさらに求められる
高齢者関係	<ul style="list-style-type: none">・自治会や老人クラブへの未加入者が増加している・高齢者の就労機会の提供が必要である・地域で団体の垣根を越えた気軽に集える“話し合いの場”が必要である・日頃からの挨拶や行事（イベント）を開催し、地域住民同士のコミュニケーションを取る場づくりを進める必要がある・高齢者が南北の往来がしやすいバス路線の見直しが必要である・高齢者が積極的に活動できるためのコーディネーター人材が必要である
障がい者関係	<ul style="list-style-type: none">・市役所を市民誰もが集い活動できる場所、居場所としてほしい・誰もがストレスなく外出できる社会づくりが必要である・地域における交流の場づくりが必要である・駅前再開発に合わせて駅前に市役所、相談ブースの設置、障がい者が運営するカフェやレストランなどの活動の場を提供してほしい・車を利用しなくても外出に不便がないよう公共交通の充実が必要である・各種相談窓口（機関）の横の連携が不足している・農福連携を図るも、障がい者が働きやすい工夫、技術指導者の不足、障がい者の技量と作業内容のマッチングなどが課題である・歩道が狭く、障がい者にも優しいまちづくりが必要である
不登校・貧困関係	<ul style="list-style-type: none">・相談室が遠く利用できない実情があり、送迎支援やサテライト型の実装が求められる・福祉サービスが命綱となっている家庭に対しては、手厚いサービスが求められる・子ども食堂をはじめ、市内に親も子どもも安心して頼れる居場所が必要・放課後の居場所づくりで学習支援の機会が増えるとよい・生活保護受給家庭の子どものほとんどが、進学に興味を抱いていない・発達支援センターを拠点として情報共有ができるネットワークを構築できるとよい・子どもと保護者への支援は、保育園、保健師、学校とのネットワークが重要・昔ながらの地域力（見守り等）があれば、重篤状態になる前に助けられるかもしれない・スクールソーシャルワーカー、子育て支援課、家庭児童相談室、警察署が日頃から連携し情報共有する体制の構築が必要

分野	現状と課題
医療・健康関係	<ul style="list-style-type: none"> ・2次救急医療圏域の各救急病院が疲弊している ・単身、老老世帯の増加と介護サービスの受皿のアンバランスな状態である ・サービス付き高齢者住宅が増加し、医療介護の実施状況等の把握ができていない ・ひとり親の増加、貧困化、高齢出産によるダブルケアなど子育て環境の問題が増えている ・各救急病院の災害医療体制をさらに充実させる必要がある ・障がい者のケアが家族、施設、福祉課、一部の医師などに限局されている ・稀に、極端にむし歯が多い子どもがあり、第三者サポートが必要である ・フレイル対策に力を入れている ・高齢化が進む中、スポーツによる健康づくりの市民への浸透が弱い
地域の活動団体 や環境関係	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもがひきこもりがちにならないよう、教員側が地域の資源を活用するスタンスが必要である ・施策を複合的に捉えて取り組む必要がある ・公園や、広場、街中の道路沿いのスペース等をより市民が使いやすくする必要がある ・外国人や障がい者など、さまざまな人が楽しく交流できる場があるとよい ・地域を越えた出会いをつくる場が必要 ・地域の活動団体同士で出会う場が必要 ・高校生～定年前までの層が集まれる場所や機会が必要である ・子どもの社会教育と地域教育の場と、高齢者の活躍の場が組み合った場づくりが必要 ・行政と地域団体がともに問題解決する体制が必要である ・独居老人への見守りや外出への支援が必要である
防災関係	<ul style="list-style-type: none"> ・小さい頃から防災の意識を高めることが必要 ・防災関連の行事を楽しめる工夫が必要 ・個々の家庭で簡単に取り組める防災の仕掛けが必要 ・自主防災会がなく、人材が育たない ・学校における防災関係の取組の継続的な実施体制の整備が必要

5 第3次計画の評価・点検結果

基本目標1 地域福祉への関心と市民参加を高める意識づくり

1 地域福祉への関心・理解の促進

施策名		事業数	事業数合計
(1) 地域福祉計画の周知		1	7
(2) 福祉教育を学ぶ機会の提供		3	
(3) 差別や偏見の解消		3	

事業数	進捗状況				今後の方向性			
	達成	一部達成	未実施	終了	継続	見直し	縮小・休止	廃止
6 (※)	6	0	0	0	6	0	0	0

(※) 再掲となる事業は差し引いています。

項目	進捗状況と今後の方針の主な内容
進捗状況	●各種イベントや講演会、研修会の開催や子どもたちへの福祉教育の推進により、福祉に対する理解の促進や人権、差別問題の解消に向けて取り組んでいるため、いずれも「達成」としています。
今後の方針	●福祉意識の普及啓発は、継続的な取組が必要であり、取組を継続することから、いずれの事業も「継続」としています。

2 地域でふれあう機会の創出

施策名		事業数	事業数合計
(1) 世代間の交流機会の提供		5	13
(2) 地域で行うお祝い会の開催支援		2	
(3) 交流拠点の整備や拡充		6	

事業数	進捗状況				今後の方向性			
	達成	一部達成	未実施	終了	継続	見直し	縮小・休止	廃止
13	12	1	0	0	13	0	0	0

項目	進捗状況と今後の方針の主な内容
進捗状況	●保育園や学校、福祉施設や集会所などを利用し、子どもから高齢者まで多世代間で交流できる機会を創出しているため、ほとんどの事業が「達成」としています。 ●「生涯学習推進事業・生涯学習事業」では、『生涯学習まつり』の実施体制に課題があるほか、『夏休み子どもイベント』の参加者数増加への対応が難しい状況であるため、「一部達成」としています。
今後の方針	●参加者の募集やイベント内容の工夫、関係機関との連携を図りながら取り組んでいくため、すべての事業が「継続」としています。 ●「生涯学習推進事業・生涯学習事業」では、『生涯学習まつり』の運営面で各団体の自主性を向上させる必要があるほか、『夏休み子どもイベント』では、日数を減らして規模を縮小して継続していくこととしています。

3 地域活動やボランティア活動への支援

施策名	事業数	事業数合計
(1) 市民の新たなチャレンジへの助成	3	13
(2) 地域で取り組まれている活動への支援	4	
(3) 既存団体への助成	6	

事業数	進捗状況				今後の方向性			
	達成	一部達成	未実施	終了	継続	見直し	縮小・休止	廃止
13	12	0	0	1	10	1	0	1

(※)「今後の方向性」は終了している事業があるため、対象事業数は12となります。

項目	進捗状況と今後の方針の主な内容
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ●市民や地域の活動を補助事業や情報提供等で支援し、地域の活性化に努めているため、ほとんどの事業で「達成」としています。 ●「市民主体のまちづくり活動費補助事業」は、一定の成果が認められたことから、平成29年度で「終了」としています。 ●「eコミュニティまちづくり事業」では、「達成」としていますが、『地域SNS』のアクティブユーザーがいないことが課題となっているため、『地域SNS』サービスを終了し、民間のご近所『SNS「マチマチ」』へ移行するとともに周知に努めています。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉の推進を図るべく、今後も地域活動を継続して支援していくために、ほとんどの事業で「継続」としています。 ●「地域コミュニティ活動事業補助事業」では、補助金の交付方法（交付年数及び金額）の見直しを図るため、「見直し」としています。 ●「子育て支援団体等活動費補助事業」では、市民自ら子育て支援活動に取り組む風土が醸成されたことから、目的が十分果たされていると捉え、令和元年度に「廃止」としています。

基本目標2 地域をつなぎ福祉基盤を充実する仕組みづくり

1-1 相談体制の機能強化

施策名		事業数	事業数合計
(1) 相談体制の連携強化		8	16
(2) 民生委員・児童委員活動の周知		1	
(3) 公的相談窓口の充実		7	

事業数	進捗状況				今後の方向性			
	達成	一部達成	未実施	終了	継続	見直し	縮小・休止	廃止
16	15	1	0	0	15	1	0	0

項目	進捗状況と今後の方針の主な内容
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉に関するさまざまな市民の悩みや不安に対応するため、子育てや障がい、高齢者、生活困窮、外国籍対応など多岐にわたる福祉相談窓口を設置するとともに、福祉の総合相談窓口を設置し、適切な担当課や関係機関へつなげる体制づくりに努めているため、ほとんどの事業では「達成」としています。 ● 「不登校対策事業」では、相談体制の充実が図られてはいるものの、来室数が減少しているため、「一部達成」としています。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 引き続き関係課、関係機関との連携を維持しながら、相談体制の充実を図るべく事業のほとんどが「継続」としています。 ● 「地域包括支援センター運営事業」では、高齢者人口の増加に対応するため、地域包括支援センターの増設の検討を含めた相談体制のさらなる充実を図るため、「見直し」としています。

1-2 情報提供の充実

施策名		事業数	事業数合計
(1) 福祉制度やサービスの周知		1	6
(2) 多様な手段による情報提供		4	
(3) 情報のバリアフリー化の推進		1	

事業数	進捗状況				今後の方向性			
	達成	一部達成	未実施	終了	継続	見直し	縮小・休止	廃止
6	6	0	0	0	6	0	0	0

項目	進捗状況と今後の方針の主な内容
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉制度や各種サービスの周知を図るために、広報をはじめさまざまな媒体を活用して発信しているほか、音声化や点字化を進めるなど情報提供の充実に努めているため、すべての事業で「達成」としています。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後も適切な情報発信に努めるために、すべての事業で「継続」となっています。

2 福祉サービスの提供体制や質の充実

施策名		事業数	事業数合計
(1) 個別計画の適正な進行管理		1	7
(2) 適切なサービスを選択する支援		2	
(3) 苦情、要望に対する誠実な対応		4	

事業数	進捗状況				今後の方向性			
	達成	一部達成	未実施	終了	継続	見直し	縮小・休止	廃止
7	7	0	0	0	7	0	0	0

項目	進捗状況と今後の方針の主な内容
進捗状況	●福祉の個別計画の着実な進行管理を行うとともに、成年後見制度や日常生活支援事業などの利用促進を図り、苦情に対する適かつ迅速な対応体制の充実を図っているため、すべての事業で「達成」としています。
今後の方針	●個別計画の進捗状況の確認を行い、施策・事業の推進によるサービス提供の向上を図るために、すべての事業で「継続」としています。

3 地域での支え合いやネットワークづくり

施策名		事業数	事業数合計
(1) 地域課題の情報共有の場づくり		1	8
(2) 横断的な情報共有体制の推進		5	
(3) 孤立しがちな高齢者等の見守り		2	

事業数	進捗状況				今後の方向性			
	達成	一部達成	未実施	終了	継続	見直し	縮小・休止	廃止
8	6	2	0	0	7	1	0	0

項目	進捗状況と今後の方針の主な内容
進捗状況	●地域課題を地域で検討し、解決を目指すための会議の開催支援や本部の設置支援、さらには地域におけるネットワーク機能の強化を図るべく、各事業を推進しているためほとんどの事業は「達成」としています。 ●「地域づくり市民会議事業」では、地域づくりコーディネーターの養成に努めていますが、コーディネーターの能力向上が不十分であることから、「一部達成」としています。 ●「認知症高齢者見守り事業」は、登録者数が増加しているものの、周知が不足している部分もあるため、「一部達成」としています。
今後の方針	●地域住民や関係団体等が、意見や情報交換のできる機会づくりを支援するとともに、各会で出された意見に対する適切な対応が図られる体制の構築に努めるべく、ほとんどの事業で「継続」としています。 ●「地域づくり市民会議事業」では、地域コミュニティ連絡会の開催方法を見直し、より充実した地域づくりコーディネーターの育成に努めていくことから、「見直し」としています。

4 福祉に携わる人材の育成・確保

施策名					事業数	事業数合計		
事業数	(1) 養成講座の開催				3	6		
	(2) 民生委員・児童委員研修の支援				1			
	(3) 将来を見据えた組織、人材の確保				2			
事業数	進捗状況				今後の方向性			
	達成	一部達成	未実施	終了	継続	見直し	縮小・休止	廃止
6	3	2	0	1	3	3	0	0
項目	進捗状況と今後の方針の主な内容							
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ●地域での見守りや協議会リーダーの育成、身近な相談先である民生委員・児童委員の資質向上など、地域づくりの担い手の育成・確保に努めており、3つの事業で「達成」としています。 ●「地域安心センターの養成」では、地域の活動の担い手となる人材の発掘やニーズの再検討を行う必要があることから、「一部達成」としています。 ●「地域づくりコーディネーターの確保」では、地域づくりコーディネーターの養成に努めているところですが、十分な養成に至っていないことから、「一部達成」としています。 ●「生活支援コーディネーターの確保」では、市域を担当する第1層生活支援コーディネーターと社会福祉協議会に委託する第2層生活支援コーディネーターとの協働により、今後さらに関係団体との連携強化に努め、地域住民とともに地域課題の解決策を探していくことから、「生活支援コーディネーターの確保」は「終了」としていますが、新規事業として継続します。 							
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、地域活動と地域の安全・安心を確保する取組の一環として、担い手の確保と育成に努めるべく、3つの事業で「継続」としています。 ●「地域安心センターの育成」では、地域で不足している人材の把握と担い手となる人材の現状を把握し、かつ新たな人材育成システムを検討するべく「見直し」としています。 ●「地域づくりコーディネーターの確保」では、コーディネーターの能力・技術において個人差があることから、技術向上のための研修会開催を検討するべく「見直し」としています。 ●「生活支援コーディネーターの確保」では、活動及び地域活動を行う組織や団体の把握とそれら団体からの相談の受け付け及び個別での支援を行うなど、連携を一層強化していくことから、「見直し」としています。 							

基本目標3 健康で安全・安心に暮らせる環境づくり

1 地域防災力の向上

施策名		事業数	事業数合計
(1) 配慮が必要な方の迅速な避難支援体制の構築		2	6
(2) 福祉施設との災害時協定の締結		1	
(3) 防災意識の啓発や自主防災組織への支援		3	

事業数	進捗状況				今後の方向性			
	達成	一部達成	未実施	終了	継続	見直し	縮小・休止	廃止
6	6	0	0	0	6	0	0	0

項目	進捗状況と今後の方針の主な内容
進捗状況	●自主防災をはじめ、地域での防災活動を学校や市民団体等と連携して支援とともに、福祉避難所の整備や避難行動要支援者の把握と迅速に救助できる体制づくりに努めるべく、すべての事業で「達成」としています。
今後の方針	●市民の防災意識の高揚や自主防災組織の活動支援を行うなど、地域防災力の向上を図るために、すべての事業で「継続」としています。

2 犯罪や交通事故から市民を守る活動の推進

施策名		事業数	事業数合計
(1) 防犯活動の推進		3	6
(2) 子どもの安全確保		2	
(3) 交通安全に対する啓発		1	

事業数	進捗状況				今後の方向性			
	達成	一部達成	未実施	終了	継続	見直し	縮小・休止	廃止
6	6	0	0	0	6	0	0	0

項目	進捗状況と今後の方針の主な内容
進捗状況	●地域における犯罪の未然防止に向けた防犯教室の開催や、子どもの安全確保に向けたスクールガードなどのボランティア活動の活性化を支援するほか、市全体で子どもを見守るべく安全連絡網の整備を行うなど、すべての事業で「達成」としています。
今後の方針	●防犯や子どもの安全確保を日常から進めていくべく、警察や地域、学校と連携した活動を継続していくために、すべての事業で「継続」としています。

3 誰にもやさしい生活環境の整備

施策名		事業数	事業数合計
(1) 心のバリアフリーの推進		1	8
(2) 公共施設のバリアフリー化		3	
(3) 高齢者や障がいのある人の移動手段の確保		3	
(4) 聴覚障がい者との意思疎通の支援		1	

事業数	進捗状況				今後の方向性			
	達成	一部達成	未実施	終了	継続	見直し	縮小・休止	廃止
8	6	1	1	0	8	0	0	0

項目	進捗状況と今後の方針の主な内容
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ●心のバリアフリーを学ぶ体験学習機会の創出をはじめ、さまざまな場面でのバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進し、障がいのある人から高齢者、外国人まで誰もが暮らしやすい、利用しやすい環境づくりに取り組み、ほとんどの事業が「達成」としています。 ●「ユニバーサルデザイン推進事業」は、車いすと自転車が安全にすれ違うことができる幅員の確保を計画的に推進していますが、すべての道路整備は完了していないことから「一部達成」としています。 ●「超低床ノンステップバス導入補助事業」は、事業者の申請がないため「未実施」としています。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ●誰もが利用しやすい道路や施設、設備の整備を計画的に進めていく必要があることから、すべての事業が「継続」としています。

4 住民の生きがいと健康づくり

施策名		事業数	事業数合計
(1) 「スマートウエルネスみしま」の推進		1	8
(2) 地域で行う健康づくり		2	
(3) スポーツを通した生きがいや健康づくり		2	
(4) 高齢者等の生きがいや社会参加の支援		3	

事業数	進捗状況				今後の方向性			
	達成	一部達成	未実施	終了	継続	見直し	縮小・休止	廃止
8	7	1	0	0	8	0	0	0

項目	進捗状況と今後の方針の主な内容
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ●市民参加を目的として、健康づくりやスポーツ・運動、生きがいづくりへのさまざまな取組を推進し、また、市民参加と健康づくりを総合的に取り組む「スマートウエルネスみしま」を推進するために、ほとんどの事業が「達成」としています。 ●「生涯学習事業（指導者登録紹介事業）」は、依頼件数の増加を図るべく、需要がありそうな組織・団体（家庭教育学級など）への周知の拡大が必要であることから「一部達成」としています。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の健康づくりと社会参加は今後も継続して取り組む必要があることから、すべての事業が「継続」としています。

第4次三島市地域福祉計画 第4次三島市地域福祉活動計画

人と人、人と地域が福祉でつながり
地域力の発展へとつなげていくまち

発行日：令和3年3月

発 行：三島市 三島市社会福祉協議会

編 集：三島市社会福祉部福祉総務課

〒411-8666 静岡県三島市北田町4-47 TEL：055-983-2610

三島市社会福祉協議会

〒411-0841 静岡県三島市南本町20-30 TEL：055-972-3221

